

# 福祉建設経済委員会記録

## 福祉建設経済委員会

委員長 田 邊 学

- 1 日 時 令和7年3月5日(水) 開会：10時00分 閉会：17時18分  
水道局、病院局、福祉保健部  
令和7年3月6日(木) 開会：10時00分 閉会：16時31分  
経済部、建設部  
令和7年3月10日(月) 開会：10時00分 閉会：14時05分  
都市政策部
- 2 場 所 光市議会第1委員会室
- 3 出席委員 井垣 伸子、大田 敏司、小林 隆司、清水 祐希、田中 陽三、田邊 学、新見 浩明、西村 慎太郎、萬谷 竹彦
- 4 事務局職員 前田紀子、起本一生
- 5 説 明 員  
芳岡市長  
吉本副市長
- 【水道局】 宮崎水道事業管理者、中西業務課長、藤井工務課長、山根浄水課長、中島料金担当課長
- 【病院局】 桑田病院事業管理者、川崎病院局管理部長、萬治病院局管理部次長兼経営企画課長、田村光総合病院事務部長兼地域医療連携室長、植本大和総合病院事務部長、西村病院局経営企画課調整担当参与、田中光総合病院医事課長、佐古光総合病院総務課長、大濱光総合病院経理担当課長、中本大和総合病院業務課長兼健診課長兼医療情報管理室長
- 【福祉保健部】 松村福祉保健部長、岡村福祉総務課長、藤岡高齢者支援課長、小熊地域包括支援担当課長兼基幹型地域包括支援センター所長兼西部地域包括支援センター所長、温品こども政策課長、山野井こども政策課保育指導担当課長兼学校教育課幼児教育指導担当課長、和久こども家庭課長、安池健康増進課長、都野健康増進課健康対策担当参与
- 【経済部】 西村経済部長、佐々木経済部次長兼商工振興課長、影土井農林水産課長、弘中有害鳥獣対策担当課長兼有害鳥獣対策センター長、岩崎 農林水産課技術担当課長、久山観光・シティプロモーション推進課長、太田農業委員会事務局長
- 【建設部】 酒向建設部長、沖本建築担当次長兼建築住宅課長、秋友監理課長、山口道路河川

課長

【都市政策部】 松並都市政策部長、山本都市政策課長、山本都市政策課公園緑地担当課長、山門公共交通政策課長、弥益下水道課下水道技術担当課長、森下下水道課業務係長

6 議事の経過概要 別紙のとおり

7 その他(傍聴) 報道1社、市民1名

## 1 水道局関係分

### (1) 付託事件審査

- ①議案第25号 光市水道事業及び簡易水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例

説 明：中西業務課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

- ②議案第5号 令和7年度光市水道事業会計予算

説 明：中西業務課長、藤井工務課長 ～別紙

質 疑

○田中委員

すいません、何点かお聞きできたらと思うんですが、参考資料の6ページの財政計画の概要についてということで先ほど詳細の説明をいただいたんですが、6年度予算のときに出ていたものと変更が見通しとしてあるという部分で、これ、今回ソーラーを整備するということなんですが、この影響についてちょっと御説明をいただけたらと思います。

○中西業務課長

6ページの財政計画でございますが、先ほどの冒頭の説明では簡単な説明をさせていただきましたが、平成30年度に作成しました水道事業ビジョンでつくったものを事業環境の変化に応じて令和5年度に見直したものが基本となっております。予算作成時には若干の修正を加えておりました、委員言われましたとおり、令和7年度では、太陽光発電設備を設置しますので、そういった若干の修正をしております。

具体的に申し上げますと、太陽光発電設備を設置しますと、その投資額、当然ランニングコストも発生してきますので、動力費の削減額として毎年約1,500万円、あとは維持管理費、それに加えて、減価償却費の計上、さらに借入金も行いますので支払い利息、こちらのほうも修正を行っております。また、あとは、近年の物価上昇もある程度加味しまして、支出の維持管理費のうちの経常経費についても一定の上昇率を考慮しまして、支出の修正も行ったところでございます。

以上でございます。

○田中委員

それで、11年度までしか出ていないんですけど、出ている部分で、投資的な部分と、先ほど14.4年で採算が取れるというようなお話があったんですけど、財政への影響の部分について、いい影響というか、悪い影響というか、もちろん投資すれば厳しくなるんですが、それが回収できるようになればよくなるという影響が出ると思うんですが、その辺の見通しについて御説明をいただけたらと思います。

○中西業務課長

採算につきましては14.4年ということでございましたが、15年後には当然、その電力削減分ほど、安定的に動力費が削減できるということで、プラスに働くと考えております。

以上でございます。

○田中委員

つまり、ここの11年度の見えるところまででは、ちょっと財政については厳しくなる影響を与えているという理解でいいですか。

○中西業務課長

初めに投資額、3億円を超える額を投資しますので、それを回収する期間が14.4年ということで、厳しいというよりは回収期間という認識でございます。

以上でございます。

○田中委員

分かりました。表現がちょっとあれですね、厳しいという。

ソーラー関係でちょっとお聞きしたいんですが、14.4年で回収、採算が取れるというお話があって、これ、水道局負担分だけなんですか。それとも、総工事に対しての採算が取れるという理解でいいんですか。

○中西業務課長

一般会計より2分の1の出資がございます。背景としましては、これが令和3年ですか、閣議決定された地球温暖化対策計画、46%削減というものがぶら下がっておりまして、国策であり、地方自治体にもその努力を求めたということで、総務省のほうから公営企業単独でこういった太陽光発電設備が設置できるように財政措置がなされたといった背景がございます。こういった制度を積極的に活用して環境に貢献するといった考えに基づくものでございます。よって、お尋ねの全額というよりは、水道事業負担分に対する14.4年ということでございます。

以上でございます。

○田中委員

水道局の負担分に対して、14.4年で回収できるという理解をさせていただきます。

以前、説明で、令和7年度まで補助金があるんだよというような説明を私の記憶では頂いた覚えがあって、今回、一般会計のほうから2分の1の繰入れになるんですかね、を行うということなんですけど、その補助金というものは何だったのかというところと、あと、2分の1繰り出しで頂けるという部分で、基準内の繰入れ基準に従ってだと思っただけなんですけど、その表現、もう必ず出さないといけないものなのか、それとも頂けるよというところまでの表現なのか、そこをちょっと確認をさせていただけたらと思います。

○中西業務課長

補助金、このたびの繰り出し基準に基づく繰入金でございますが、補助金については、環境省も同じようなメニューを用意しております。ただ、いろいろ我々も比較をしてみまして、最もいい条件ということで、このたびの繰り入れ基準の2分の1というものを採用したということでございます。

以上でございます。

○田中委員

それで、今、答えがあった部分でいう環境省の補助金はどれぐらいだったのか、何分の1だったのかというところと、先ほどお尋ねした一般会計からの繰入れ基準の部分の表現が2分の1という部分で、必ず2分の1出さないといけないものなのか、できるという部分の表現なのかというところで。

○中西業務課長

まず、環境省の補助金につきましては、3分の1の補助ということでございます。このたびの繰り出し基準に基づく繰入れにつきましては2分の1でございますが、公営企業の経費の負担というところでありまして、公営企業サイドからは、一般会計に求めてもいい経費。ただ、当然、額にもよるとは思うんですけど、一般会計サイドからは負担しなければならない経費。これが経費負担に基づく原則でございます。

以上でございます。

○田中委員

水道局には求めてもいいということで求めたところ、一般会計のほうの判断で全額来たという理解をさせていただきました。承知しました。

もう一点だけお尋ねできたらと思うんですけど、7ページから配水管の整備事業について御説明をいただきました。この中で、光市の状況についてお尋ねしたいんですが、鉛管について話題になることもあるんですけど、老朽管更新のときに鉛管の更新もされていると思うんですが、今の市内の状況についてを、あとどれぐらい残っているのかという部分を教えていただけたらと思います。

○藤井工務課長

鉛製給水管についてですが、これは、鉛というのが可撓性・柔軟性に優れておりまして、全国的にこれまで使用されてきました。光市におきましても昭和61年まで使用しております。しかし、この鉛管、老朽化による漏水の多さ、それから水質の安全性の確保の観点から使用が禁止され、現在はビニル管とポリエチレン管を使用するようにしております。

これまでの経緯といたしましては、平成20年に光合成プランというのを作成いたしましたが、そのときに集計した時点では4,760件、市内にございました。ただ、鉛製給水管の解消を施策の一つに掲げ、平成28年、水道事業ビジョン策定時では2,023件にまで減少し、現在、1,353件が光市に残っている鉛製給水管の件数となります。

以上です。

#### ○田中委員

分かりました。順調に更新のときにやっているという部分が分かりました。またあとには残りがあるとは思いますが、それについてもまた更新時に変更、変えていかれると思いますので、確認をさせていただきました。ありがとうございました。

#### ○清水委員

おはようございます。予算書の2ページ、第5条のところです。水道料金システム導入業務3,000万円、ここで予算がありますが、このシステムの導入の内容、どういった内容なのか、どんなシステムなのか、詳しく教えてください。

#### ○中島料金担当課長

水道料金システム導入業務についてお答えいたします。

水道料金システムとは、使用水量の検針から使用料金の調定、請求及び領収等の各書類の作成を行うとともに、各契約者の使用・納付状況のデータを管理するシステムのことです。現行のシステムは平成10年度に導入いたしまして、必要な改良を加えながら現在に至っておりますが、現行システムのデータを蓄積しておりますサーバーの保守が令和9年3月31日をもって終了となり、安全なシステム運営が行うことが困難となりますので、新たなシステムに更新しようというものでございます。

以上です。

#### ○清水委員

分かりました。令和9年3月31日に今のものが終わる、システムが終わるというものに向けてこのシステムを変えるということなんですけど、これを変えることで何か新しいサービスの向上とかそういったものに何かつながるといえるものがあるのでしょうか。

#### ○中島料金担当課長

新システム導入に伴いまして、直ちに目に見えてのサービス向上という効果は見受けられないと思いますが、将来的な光市の状況、これに合わせたサービスが提供できるよ

うな発展性のあるシステムを選択し、更新していきたいと考えております。  
以上です。

○清水委員

分かりました。じゃあ、もう一点ちょっと伺いたいと思います。予算書の9ページの支出のところからなるかと思うんですが、埼玉県八潮市でこのたび事故が起きました。本市においても、水道管において例えば同じような事故が発生して、仮に生命とか身体、財産、そういったものに被害があった場合、この補償はどうなるのでしょうか。その予算は組んであるのか、また、保険での対応であれば、どこの保険なのかなというところを教えてくださいたいと思います。

○中西業務課長

水道のそういった場合の保険といった内容でございますが、予算書の13ページをお願いいたします。予算書の13ページの一番下、保険料といった費目がございますが、こちらの内訳欄、備考欄のところに、水道賠償責任保険料40万4,000円というものが計上されております。光市水道事業の場合につきましては、予期せぬ偶発的な水道施設の破損等によりまして、住民に対して身体とか財産に損害を与えた場合に備えまして、こちらの保険に加入しているところでございます。金額につきましては、水道管1km当たり1,010円といったものでございまして、予算上は400kmで見積もっております。

補償内容としましては、身体・財物に損害を与えた場合につきましては5億円を限度としまして補償されます。また、そのほかの例としましては、例えば、道路陥没とかで走行路に面していた店舗が営業ができなくなったとかいったような経済損失、これに対しましては1,000万円を限度とした補償がなされるといった内容もございます。

以上でございます。

○清水委員

分かりました。理解できました。生命とか身体の何かあった場合には5億円が上限というのが、すごく充実しているなというのが理解できました。こういった事故がないことがもちろん一番ですが、そういったときの際にしっかりと準備できているというのが理解できました。ありがとうございます。

以上です。

○小林委員

それでは、少し何点か御質問をさせていただきます。

まず1点目としましては、予算書の5ページですか、5ページの給水収益について少しお聞きをさせていただきたいと思います。令和7年度の給水収益というところが先ほどの説明の中でも10億7,060万円が見込まれているということで、これを令和6年度と比較をしていくと600万円減少しているんですが、この要因についてまずお示しをください。

○中西業務課長

給水収益の600万円の減額ということで、その要因についてお答えします。

まず、給水収益の見積りに当たりましては、先ほどから触れておりますように、令和5年度に水需要の見込みの見直しを行いまして、当時の人口減少であったりとか産業の工場等の水需要の見込み等を把握しながら推計を行ったところでございます。

まず、5ページの水道料金のところの内訳欄を見ていただきますとおり、工場用が全体の約40%を占めております。家事用水につきましては、人口減少等の推計である程度把握はできるんですが、工場用につきましてはなかなか将来どのぐらい使うのかといった把握が難しく、過去の実績、これに基づいて横流しをしているといった状況で推計をさせております。そのため、この600万円の減額につきましては、家事用の人口減少に伴う減収ということでございます。

以上でございます。

○小林委員

まず、この要因の部分についてよく理解ができました。やはり人口減少というところは、この光市だけではなくて他市町でも起こっていることであって、それに伴った給水収益が下がっていくということは、やはりこの運営、水道事業を行っていく上で少しネガティブなところにはなると思うんですけど、この給水収益を上げていくことというのもすごく私は大事だと思っていますので、今、いろんな設備を更新するであったりとか、太陽光を使ったりとか、そういうことをして経費を節減をしていくということも非常に大事だと思いますので、引き続きの取組のほうをお願いをしておきます。

それと、予算書の25ページなんですけど、中段よりちょっと下のところで工事請負費というところがあって、令和7年度の工事請負費として、これは老朽配水管布設替え工事ほかというのがあるんですが、1億2,156万円計上されている中で、皆さんも御存じかもしれませんが、某テレビ局の報道によりますと、埼玉県の本庄市においては2025年4月から水道料金を40%上げる。その背景には、老朽化水道管の補修があるというふうな報道がございました。例えば、本市においても計画的に老朽化した水道管の更新、これのように行っておりますが、財源確保の観点でどういう取組を行っているのか、この部分についてまずお示しをください。

○中西業務課長

財源確保といったお尋ねについてお答えします。

まず、水道事業につきましては、日常の給水サービスを行う経費、さらには今委員言われました、こういった工事をするときの経費につきましても、全て水道料金が財源となっております。水道料金と言いましても、おおむねですが、全体の83%が水道料金でございますので、水道料金でといった認識でいいのではないかなと思います。

そのため、財源確保といった観点でありますと、このような限られた財源でございますので、現行の料金水準、料金体系でございますと、経費を圧縮するといった方法でし

か財源確保といったことはできないと考えております。

以上でございます。

○小林委員

非常に今お話を、回答を聞いて厳しい状況、経費を圧縮するというのがやっぱり気になってくるということが理解をしました。もう一つ少しここに深掘りをさせていただくと、関東では、関東圏においてはこの1年間で37の自治体が水道料金を値上げしたという報道がございました。例えば、仮に本市においてどういう状況に陥った場合に水道料金の見直しを行うのか、この部分についてもお示しをください。

○中西業務課長

水道料金の見直しを行う、検討を行う段階というのが、まずは単年度の収支で赤字が出ること、あとは資金不足が生じることといったことがまず考えられるのかなと思います。ただ、先ほどの参考資料の6ページでも財政計画をお示ししましたように、純利益、資金とも徐々に減ってはきておりますが、当面の間は減少していくけど、そこまでにはならないといった状況でございます。ただし、今後、安全安定給水のための施設の再構築といったものを計画し、総括原価を改めて算出したときに財源が足りないということになれば、料金の見直しというものも考えていかなければならないのかなと考えております。

以上でございます。

○小林委員

仮に、いわゆる本市において水道料金の見直しが行われるようなケースというところで理解をいたしました。

じゃあ、すいません、次の質問に入りますけど、次が26ページになります。予算書の26ページで、これ、先ほどの太陽光のお話になるんですが、先ほどランニングコストについては先行委員のお話の中で理解はできましたし、これ、一般質問を通じてこういうランニングコストに対する理解が深まっていますので、ここはちょっとやめておいて、太陽光パネルの放置とか不法投棄、これが社会的な問題になっていて、この事業の太陽光パネルの廃棄に係る費用、これがランニングコストにまずは含まれているのかという部分についてまずお示しをください。加えて、太陽光パネルを設置するに当たって環境への配慮、これがマストになっているというふうに私は理解をしているんですが、どのような検討をなされたのか、この部分についてお示しをください。

○中西業務課長

太陽光発電設備設置に伴う、パネルの廃棄に係る費用についてお答えします。

どうしてもランニングコストとなりますと、ざっくりしか答えてこなかったところがありますが、使用期間20年間という試算の中で、10年後にはパソコンを交換するといったものもありますので、そういった費用も算入しております。当然、借入金を借入れを

しますので支払い利息、こういったものも算入して14.4年というものを算出しております。委員が言われましたパネルの処分というものにつきましては、耐用年数の20年後に適正な処分をするといった考えの下、これもランニングコストに算入しております。

もう一点のお尋ねの環境への配慮ということでございますが、まず、2か所今回設置するんですが、水道局の本庁舎につきましては屋根に設置するというので、これにつきましては問題ないかなと考えております。もう一点の林浄水場への設置でございますが、これにつきましても、もともと浄水場の施設であったところに太陽光を設置しますので、平地でありますので、森林を伐採するとかそういった工事も行いませんので、環境への影響はないと、問題ないと考えております。

今年度、検討業務を行いました、この中で近隣住民への影響というものも検討しましたが、例えば、パソコンから出る騒音、あとはパネルからの反射光、こういったものも検討しましたが、それも問題ないということで結果が出ております。

以上でございます。

#### ○小林委員

今、太陽光パネルを設置するに当たっての環境への配慮ということで、騒音、そして反射光、こういう部分についてもしっかりと調査をされて問題がないということをしていていたということで、よく理解ができました。

すいません、最後にもう一点だけ質問があるんですけど、これ、予算書の31ページなんですけど、初任給の部分について少しお話をさせていただけたらと思うんですけど、令和7年度の初任給について、高卒は19万4,500円、大卒は22万5,600円というふうにございまして、前年度と比較して高卒は2万3,600円、大卒は2万3,300円増額がされているんですけど、その理由と算出の根拠の部分をお示しをください。

#### ○中西業務課長

初任給についてのお尋ねについてお答えします。

まず、水道企業職員の給料等の賃金を含む労働条件につきましては、労働組合と団体交渉で決定しております。そして、こちらに記載の初任給を含む給料につきましても団体交渉しているんですが、基本的には、毎年、人事院より勧告されております国家公務員の給料に準拠する形を取っております、こちらに記載された高卒・大卒の初任給の額も、この結果が反映されたものとなっております。

初任給の大幅な増額という内容につきましては、月例給の決定要素となります民間事業者との初任給水準が大幅に増額されたことが影響しております。この背景としましては、採用市場での競争力の向上、要するに民間事業者との人材獲得競争に後れを取らないことが考慮されたものということでございます。

以上でございます。

#### ○小林委員

増額した要因という部分と算出の根拠の部分について、よく理解ができました。今回

の今もう既に行われている春闘においても、民間という部分においてはやはり大きなベースアップをしていくというようなお話も聞いておりますし、なので、そういう状況を踏まえた形で競争力という観点でいくと、市場競争力がない場合、なかなか優秀な人材が取れないというところもあるので、社会の動向をしっかりと見据えて初任給の設定というところをしていただきたいというふうに思います。

あと、ここは問題ないと思いますけど、初任給を上げた場合、要は2年目、3年目の方と比較してここが逆転をしないように、その部分についてもしっかりとやっていただきたいというふうに思います。

私からは以上です。

#### ○田中委員

もう一度。先ほどソーラーの関係で、補助金と一般会計からの繰入れということで御説明で、ちょっと整理していたので、整理してまたお話を聞いていけたらと思うんですが、一般会計のほうが財政が厳しいという中でのお話をさせていただけたらと思うんですが、先ほどの環境省の補助金と繰入れの部分は併用というのとはできないルールになっているんですか。

#### ○中西業務課長

お尋ねの補助金と繰入金の併用ということではありますが、併用はできないということで確認を取っております。

以上でございます。

#### ○田中委員

その上で、いわゆる環境省のほうの補助金でいうと、3分の1ということだったので、1.2億円ぐらいのお話になるかと思うんですが、水道会計からいったら2億円もらえるほうを取るというのはありな選択だと思うんですが、一般会計の負担金でいうと2億円というものを出さないといけなくなるわけなんです。環境省の補助金と2億円を比較しても8,000万円というものがあって、水道局が8,000万円を負担するのか、市の会計が2億円を負担するかという話の選択だと思うんですが、その中ではもちろん、市の財政サイドとお話をして決定したということなんですが、一つまた確認をさせていただきたいのが、市の財政のほうになるので答えられるかどうか、答えていただけたらと思うんですが、市の持ち出しの2億円の部分については普通交付税措置というものがあるんですが、あるとしたらどれぐらいあるのか教えていただけたらと。

#### ○吉本副市長

水道局への出資債、これは、具体的には、脱炭素化事業債というのを活用しております、充当率100%、交付税算入は財政力に応じて3割から5割というような比較的、財政的に有利な起債でございます。

以上です。

○田中委員

分かりました。それで実質、なかなか計算が難しいところではあると思うんですが、大体どれぐらいの算入される予定かというところを。

○吉本副市長

先ほど申し上げましたように、財政力に応じてその割合というのは変わってくるんですが、元利償還金に対して毎年普通交付税の基準財政需要額に措置されるわけなんです。仮に50%算入ということになると、大ざっぱに申し上げると、先ほどの起債額の半分が算入されるといった考え方になろうかと思えます。現実には、これは理論数値なので、実額は変わるんですけども、大ざっぱに申し上げたらそういった考え方になろうかと思えます。

以上です。

○田中委員

大ざっぱで5割程度というところでお話を聞かせていただきました。それがどう振れていくかという部分はあるんですけど、今の環境省の補助金と比較したときに1.2億円と2億円という部分のメリットが感じられないと、一般会計から出す意味がないと思うところはあるので、今後、どれだけ実際入ってくるのかというところは、今の5割という部分であれば少し不安な部分になってくるんですけど、そういった視点もしっかり持ちながら、私もこれから予算も含め財政を見ていきたいと思えますので、以上で終わります。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

## 2 病院局関係分

### (1) 付託事件審査

#### ①議案第11号 光市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

説 明：萬治病院局管理部次長兼経営企画課長 ～別紙

#### 質 疑

##### ○大田委員

今、65歳から68歳にするという勤務延長の特例のところ、3年を超えては勤務延長を受けることができないというのを、もう少し詳しく説明願えませんか。

##### ○萬治病院局管理部次長兼経営企画課長

今、勤務延長の特例は、65歳になった後、1年更新になりますが、最長で3年間、勤務延長ができます。例えば今、65歳になって、既に勤務の延長を受けておられる院長が、3年たったときに、定年がこのたびに68歳になったことによって、さらに68歳から3年プラスで延長することはできないということでございます。

以上です。

##### ○大田委員

その場合は最高が68歳以上には絶対に院長はならないという解釈でよろしいんですか。

##### ○萬治病院局管理部次長兼経営企画課長

もう既に65歳から勤務の延長の特例を受けている院長がそういうことになりますので、例えば新たに院長になった方が、通常勤めて68歳の定年になったときに、プラス3年ということは可能です。

##### ○大田委員

ということは、68歳プラス3年で71歳までは可能になるという解釈になるんですか。

##### ○萬治病院局管理部次長兼経営企画課長

もちろん本人の同意も要りますし、後任がないというような事情も必要ですけども、最大では71歳までは可能となります。

以上です。

##### ○大田委員

そういうふうになかなか解釈しにくい書き方になっちょるから、分からんことはないんですが、了解じゃないがお聞きしました。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

②議案第6号 令和7年度光市病院事業会計予算

説 明：桑田病院事業管理者 ～別紙

質 疑

○清水委員

予算参考資料の17ページをお願いします。今、最後に説明あったキャッシュフロー計算書のところですか。ここにあるとおり下から3行目のところで、マイナス2億6,200万円になっておると。最終的に資金の期末残高が31億5,200万円と。単純計算でこのままいくと、公立病院なので黒字化が全てということではもちろんないにしろ、単純計算でこのままいくと10年ちょっとで現金、資金がショートするという計算になっているんですけど、どこかで借入れをすとかそういった対応を取ろうと思うんですけど、今後こういった見込みがある中で、こういった対応をしていくのかというところを教えてください。

○佐古光総合病院総務課長

資金についての御質問ですが、現在資金の減少が見込まれております。現状のまま病院の運営を行いますと、このまま光総合病院については、減少が続くのではないかと懸念がございます。直近の資金の減少の要因としましては、収入の面で医師の減とか、そういう医療収益が伸び悩んでいることがございます。費用については、人件費など直接資金に影響するような費用が増大したことが影響すると考えております。

現状のままというわけにもいきませんので、今後の取組としましては、詳細な取組については現在検討段階で、今後いろいろな案を出していかなければならないとは考えております。例えば一例としましては、費用に関しては委託業務の内容を大幅な見直しを行って、例えば職員ができるようなことは職員が行うなど、可能なものについては見直しを行っていきます。あと、令和6年10月から入院基本料が1から2に変更になりました。これに伴い、これまで看護配置基準というもので、7名の患者さんに対して1名の看護師を充てるというものでしたが、この2に変わりましたことで、今後は10名の患者さんに対して1名を配置するということになりましたので、単純に人数を減らしますと当然職員の負担増ということにつながりますので、負担増にならない業務内容等を見直ししながら、収支の状況に合った職員数への適正化というのも検討していこうと考えております。

収入のほうにつきましては、患者を増加させるという必要がございます。これには当然、医師の数というのが大きく影響してくることから、これまでも行っています医師の招聘のための大学医局への訪問や、自治医科大学卒業医師の派遣要請等も行っております。これまでのそういった訪問に加えて、全国自治体病院協議会の医師紹介事業であり

ます、自治体病院、診療所、医師求人・求職支援センター、こういったものも活用して、新たな取組というのをいろいろと検討しながら、医師確保のほうに努めていきたいと考えております。

以上です。

#### ○中本大和総合病院業務課長兼健診科長兼医療情報管理室長

大和総合病院の予定キャッシュフロー計算書では、資金は1,000万円の増加という数字が出ておりますけれども、これは先ほどの説明でもありましたように、7年度予算が予算どおりに執行された場合に、1,000万円の増加が見込まれるということになります。これが予算どおりにいくかどうかというのはまだ不明ですので、ちょっと何とも言えないところはあるんですが、6年度の決算見込みでは赤字が見込まれておりますので、何もこのまま手を打たなければ減少というようなことも考えられるところなんです。大和総合病院の取組としましては、資金の流出を抑えるということをするためには、収支改善による黒字化が行わなければならないと考えておまして、当たり前のことですが、収入の確保と支出の抑制を行ってまいりたいと思います。

具体的には、低下した病床利用率の向上です。もともと大和総合病院は高い病床利用率を維持していましたが、昨年度少し落ちまして、今年度もちょっと下がっておりますので、例年並みの病床利用率に上げる余地はそんなにはないんですが、上げていきたいというふうに思います。あとは人件費の抑制、それから購入医療機器の精査を行いまして、必要性等をよく検討しながら購入をしていきたいと思います。あとは今年度の予定にもありますけれども、設備の更新等が予定されておりますが、これも経営状況を見ながら計画的に更新を行ってまいりたいと考えております。あとは、これも先ほどの説明にもございましたけれども、利息のつく預金に振り替えたりとかを行っていきたくて、資金運用も少し安全な形で行っていければというふうに思っております。その他経費節減を細かいことになっていきますけれども行ってまいりたいと考えております。あとは事務の効率化、補助金等の活用等を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

#### ○清水委員

分かりました。人件費の増が一番の原因、そして医師不足のところでは収益増に行けていないというところなのかなという理解ができました。

今、説明でもあったとおり、経費削減とか資金運用も慎重にというような説明がありましたが、とはいえ公立病院なので黒字化が全てではなくて、市民の安心安全を守るところが第一優先だと思うんですけれども、ただ、病院運営していく中で、やっぱり王道としては患者さんが来てくれて、入院して、そこで収益を上げて黒字になって回していくというのがもちろん王道ですので、経費削減とか資金運用というのは大事ですけど、ここをまずどうするかというのはもちろん考えられているところではあるんですけど、何かこう見ていくとタイミング的に、今本当に人件費がどんどん上がって行って、物価も上がっているという状況で、取り返しがつかなくなる前に、どこかで大きなメス

を入れていくそろそろそういった段階、時期に入りつつあるのかなというのが、この予算書を見て、私個人的には感じるようになります。

ちょっと1点、その医師の確保が非常に一番の課題だと思っているところで、この参考資料の12ページと14ページのところで、給料のところをちょっと確認だけさせていただきたいんですが、12ページの給料のところの医師の欄、令和6年度と7年度を比べて1人減っておると。1人減っているんですが、給料のところは、これプラス140万円ぐらいになっておると。これは賃金が、給料が全体的に上がっているからそうなのかなと思いつつ、14ページを見ると7.5人から6.5人、これも1人減っているんですが、こちらは600万円ほど医師の給料は減っておると。7.5人から6.5人と、19.5人から18.5人のところで、全体のまず分母の数字が違うというところが前提としてあると思うんですが、ここをちょっと詳しく説明をしていただきたいです。お願いします。

・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・

○萬治病院局管理部次長兼経営企画課長

それでは、光総合病院の医師の給与についてお答えします。先ほど1名減っているけれども、予算が増えているのはなぜかという御質問をいただきました。これについては、給与改定等もございしますが、主なこととしまして、前年度積算していた医師と、7年度、1年たつと、その医師自体も異動、退職等がございしますので、6年度に見込んでおりました若い医師、例えば月給でいうと30万円台とか40万円台の医師が3名ほど変わりました。7年度の予算の積算におきましては、これが月給50万円台、ベテランの医師の給与として積算しておりますので、この差がかなりございます。1人人数的に減っておりますが、積み上げますと若干の予算額は増額になるということでございます。

以上です。

○清水委員

分かりました。理解できました。大丈夫です。

○田中委員

ちょっと手当についてお聞きしたいんですけど、予算書21ページにその他の手当ということで詳細が紹介されているんですが、初任給の調整手当と地域手当ということで、一般会計の制度との異同が異つていうことで紹介されています。まず、これについて内容を教えていただけたらと思います。

○萬治病院局管理部次長兼経営企画課長

初任給調整手当と地域手当でございしますが、一般会計との制度と異なる点としまして、初任給調整手当は医師、歯科医師、薬剤師に支給するものとしておりまして、地域手当は医師、歯科医師に支給する手当としております。一般会計にはこういった職種がないため、一般会計にはこの手当はございませんので、この点で異なるという

ことにしております。

以上です。

○田中委員

それは右に書いてあるから分かるんです。どういう内容のものなのか、初任給調整手当は何をするものの手当てなのかという、地域手当という部分がどういった手当てなのかという。

○萬治病院局管理部次長兼経営企画課長

初任給調整手当というのは、一定の専門的な知識を有する職員を確保するため、採用による欠員の補充が困難な事情があると認められる職について、その初任給の水準を調整し、必要な職員の確保を図ることを目的とする手当になっております。

手当のことを少し詳しく言いますと、採用された年数が短いほど手当の額は高くなっておりまして、経験年数が多く経過するほど、段階的にその手当の額が下がるというふうになっております。

本市の手当の支給額で言いますと、医師の場合は、月額18万6,000円から4万200円の間、約20段階ございます。35年経過すると、この支給対象ではなくなりますので、手当はなくなります。薬剤師の場合は月額3万円から7,000円の間で、5年以上になると支給の対象ではなくなります。

続きまして、地域手当についてですが、地域手当は、一般的には民間賃金の高い地域に勤務する職員に対して支給される手当とされております。国の制度に準じまして手当の額等を設定しております。本市では医師、歯科医師に支給する手当としており、給料の月額及び扶養手当の月額の合計額の100分の16を手当の額としております。国の地域手当は1級地から7級地に分けて、その級地に依りて支給割合が定められておりますが、この中で医師及び歯科医師の場合には、地域手当の支給割合を当分の間100分の16とするという特例が定められておりますので、本市におきましてもこの特例に準じまして割合を採用しております。

以上です。

○田中委員

初任給の調整手当っていう部分があるんです。これは光市が特別高いとかそういうのはないですか。大体こういった制度を使われているところは、これぐらいの病院ではこういった金額でという理解はいいんですか。

○萬治病院局管理部次長兼経営企画課長

他団体の状況をつぶさに知っているわけではございませんが、ないところもございませし、あるところでも額には違いがあると思います。

ただ、光市の場合は特別高いかということ、国に準じてそれを基本に設定しておりますので、特別高いとかということはないと認識しております。

以上です。

○田中委員

承知しました。あともう1点、確認させていただきたいんですけど、参考資料の方の4ページに手当の詳細ということで、手当での分でいろいろ手当が出ていると思うんですが、これが手当金額の見直しが今回あったかなかったかという部分と、大和と光で何か違うものがあるかどうかを確認をさせてください。

○萬治病院局管理部次長兼経営企画課長

まず、手当の見直しで、令和7年度4月以降改定を見込んで予算計上しているものとしては、扶養手当、それから再任用職員に対する住居手当がございます。それから、光、大和とも手当は同一の基準としております。

以上です。

○田中委員

承知しました。最後にちょっと細かいところでお聞きしたいんですけど、先ほど13ページの委託料というところで、院内保育についてお聞きしたいんですけど、院内保育所の金額については、更新をしたところで金額が約500万円上がったという説明をいただいたと思うんですが、この内容について、サービス等の内容変更があったかどうかお聞きできたらと思います。人数の定員が変わったかとか、受入れ側のサービスが何か変わったことがあれば、教えていただけたらと思います。

○大濱光総合病院経理担当課長

院内託児所の運営委託料については、昨年10月頃にプロポーザルを行って、その結果、4月から新しい業者に委託するように今進めております。契約金額については、現在も協議中なのですが、その契約金額の算出方法として、これまで児童数による定額制であったものを、4月からは日ごとの保育士さんの数と実績時間により算出することとして、今現在、児童数20人ぐらいいるんですけど、その水準であれば減額できる見込みとなったため、委託料の減として計上したものでございます。

以上です。

○田中委員

分かりました。今まで定額制であったのを実情によって合わせればこの数字になったということで、サービスを変えずに現状に合ってこれだけ下がったというのはすごいことだなと思う前提がある中で、次に、11ページに一般会計からの繰入金ということで、光総合病院のほうの院内保育所のところを見ていただくと、令和6年度1,400万円が1,900万円ということで、約500万円ぐらい増えているんですけど、先ほど利用人数が増えたからということで御説明もあったかと思いますが、これとの関係性の説明をいただけたらと思います。

○大濱光総合病院経理担当課長

まず、院内託児所の繰入基準について御説明しますと、運営に要する経費のうち、その運営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額を市から繰り入れていただくようにしております。実際には運営費である保育委託料、給食委託料、消耗品費、診療材料費、光熱水費などの費用から、職員から徴収する保育料や給食費、おやつ代などの収入を差し引いた金額を想定してこれまで算出しておりました。具体的には、4月から10月までの実績を基に、12か月分の費用と収益を見込んで予算化して、金額が500万円の増となったわけなんですけど、ここで、繰入金のところでは委託料を下げる見込みなので、繰入金も合わせて減額すべきではないかというところなんですけど、その理由としては、これまで繰入金については、先ほど申しましたとおり実績に基づいて費用を算出している中で、その委託料のみ予想数値で数字を算出することは、整合性がなくなるのではないかとこのところ、繰入金については実績を基に算出したところなんです。また、託児所の人数なんですけど、現在は20人、1年前は12から16人のベースでありましたので、年々増加傾向というふうに考えております。託児数の増加に伴い、保育指導者数も増加している可能性がありますので、繰入金については実績ベースで計上したところでございます。

以上です。

○田中委員

予算の組み立てについては理解する部分なんですけど、実績に応じてという部分で実績に応じて委託金も減ったという部分があるので、実績に応じて一般会計からの負担金の部分は増えて、委託料は減るといって、結局これ差額はもう200万円ぐらいしか予算上ではないような状況になっているというのがあるので、組み立て方なので、決算のときにまた見させていただけたらと思います。そういうことにしたいと思います。

以上です。

○小林委員

それでは少し何点か御質問させていただきます。まず、最初の質問が、光市病院事業会計予算、参考書の1ページなんですけど、年間の入院患者数と外来患者数にフォーカスを当てて少し確認させていただきますが、令和5年の8月1日から光総合病院という部分が山口県の紹介受診重点医療機関に指定をされているという中で、令和7年度の年間の入院患者数を14万7,460人、外来患者数を10万6,480人というふうに見込まれていて、令和6年度と比較をして、前者においては1,460人、後者については775人増加をしているということではあるんですけど、この令和7年度の年間の入院患者数及び外来患者数の算出の根拠、まずこの部分についてお示しをください。

○佐古光総合病院総務課長

光総合病院の入院患者及び外来患者の算出根拠についてですが、予算の入院患者及び

外来患者につきましては、まず病院の目標値を挙げております。新病院建設時に収支の計画を立てたのですが、その中で黒字が見込める病床利用率ということで、約78%というものを見込みました。しかしながら近年、物価や人件費の高騰等にも対応するために、目標とする患者数の若干上方修正をさせていただいて、今年度、入院患者数のほうを若干上乘せをさせていただいたところでございます。外来患者数については、光総合病院については変更はしておりません。診療日数の関係で若干減少しています。それ以上の変更はございません。

以上です。

○中本大和総合病院業務課長兼健診科長兼医療情報管理室長

それでは、大和総合病院についてですけれども、入院患者数は前年と同数としております。患者数につきましては、高い病床利用率を保っておりますので、これ以上の患者数の増加はちょっと難しいのではないかというふうに入院は思っております。それから外来につきましては、光総合病院の同様の考え方だと思うんですが、これまでの実績等を加味しながら、今後の目標として増加を見込んでいるところでございます。

○小林委員

光総合病院と大和総合病院のそれぞれの算出の根拠について理解が深まりました。少し深掘っていきたいと思うんですけど、光総合病院が紹介受診重点医療機関に指定されているということをお考えすると、例えば本市に拠点を置いているような個人病院との緊密な連携による信頼関係の構築、こういう部分が必要かなというふうには思うんですけど、この部分についてまず見解をお示しをください。

○佐古光総合病院総務課長

光総合病院は、紹介受診重点医療機関となりましたことから、市内の診療所等の連携を深めていく必要があるというのは十分に認識しているところでございます。現状で申しますと、当院への紹介というのがあるのですが、今、地域連携室経由というものと、医師同士の間でのやり取りといいますか、信頼関係とかもあると思いますが、医師同士で直接連絡をしているというケースがあります。今後進めていきたいと思っておりますのが、まずは紹介窓口の一本化というものを行って、地域連携室の体制とか強化を図っていきたくて考えております。また、徳山中央病院の救急外来を受診した患者さんとか救急外来を受診して入院された患者さんとかを、当院へ転院搬送する下り救急というものを、こういったものを今後受入れ等もできたらなというふうには考えております。

以上です。

○小林委員

いわゆる個人病院等との緊密な連携以外にも、例えば医師との直接の連絡とか、窓口の一本化とか、下り救急、こういう部分についてももしっかり取り組んでいくというところで、いわゆる患者数を増やしていくということが理解できました。

もう1点、令和7年度における大和総合病院外来患者数を1,115名増加の見込みということであるんですが、どういう取組を展開していくことで増加に転じさせていくのか、この部分についてもう一度お願いします。

○中本大和総合病院業務課長兼健診科長兼医療情報管理室長

地域連携センターという部署があるんですけども、こちらの職員により大和総合病院から退院された患者さんについては、ケアマネージャーを通じまして、退院後の状況の把握に努めているところでございます。こういった患者さんに対しまして、必要に応じて病院受診への働きかけを進めていきたいというふうに考えております。

また、健診受診者が微増ではありますが増加傾向でありますので、健診から外来へつなげていく取組も進めたいというふうに思っております。こういった取組を進めていくためには、部署間の連携を密に行いまして、健診から外来、外来から入院、また入院から退院して外来、外来に難しい方は訪問看護、訪問リハビリ、こういった好循環を生み出してまいりたいと考えております。

また、現在もやっておることなんですけれども、広報活動として、健康教室の開催や地域イベントの参加、近隣病院、施設、公民館、支所、約70か所へ年4回広報紙を送付するなどの活動を実施しております。

以上でございます。

○小林委員

増加に転じさせるための取組というところで、いわゆる受診、健診、受診から外来につなげていくというところや、いわゆる広報紙をそれぞれの施設に送っていると。こういうことについてよく理解ができました。

では、ちょっと2つ目の質問に入らせていただきますと、参考資料の11ページなんですけど、すいません、少し細かい質問で大変恐縮なんですけど、令和7年度の僻地拠点病院運営費というものが、今年度250万円計上されているというところではございますが、まず、この具体的な運営内容という部分と、これが令和6年度と比較をして、若干ではありますが5万円ほど増額をされています。この要因についてお示しをください。

○佐古光総合病院総務課長

光総合病院が僻地拠点病院として取り組んでいる内容といたしましては、牛島診療所に毎週土曜日、当院の常勤医師を派遣しております。派遣の手当として1回5万円の手当を支給しております。先ほどの5万円の差というのが、年間の土曜日の回数の差で5万円ほど差が出ておりますという状況です。

以上でございます。

○小林委員

状況についてよく理解はできました。やはり私も僻地医療とか診療という部分に行くところ、やっぱり前提となるのは対面でやるのが一番僕も良いと思っています。やはり今、

医師不足の問題を考えていくと、一つの選択肢としてオンライン診療とか、こういう部分について今後、社会の動向もあると思いますが、こういう状況を踏まえながら調査も研究していただきたいというふうに思います。

もう1点だけ質問させてください。参考資料の12ページなんですが、ここが各病院の給与費について書いてあるんですね。その表をよく見ていきますと、例えば、光総合病院においては、令和7年度の正職員が274名見込まれていて、令和6年度と比較して大体5名の減少。また、令和7年度の会計年度任用職員、これは51名なんですけど、令和6年度と比較して8名減少しているんですね。ということで職員が減少している中で、入院患者数とか外来患者数を増加に転じさせていくということを考えると、職員一人一人に対する負担、業務負担というものが少し高まっていくのではないかというふうに推察をするんですけど、この部分について見解をお示しください。

#### ○佐古光総合病院総務課長

先ほども少しお答えをした内容と重複するところがあるのですが、光総合病院としましては、目標とする患者数というのを設けております。また、今後、コロナ後の患者増というの見越しておりましたので、目標とする患者数を見越して計画的に職員採用というものを続けてきておりました。ですので、患者数を増にしたからということで、負担が高まるという意識は特に持っておりません。これが今までの負担軽減の対策だと思って、職員の採用のほうを続けておりました。

以上です。

#### ○小林委員

よく理解はできました。いわゆる目標に対してしっかり取り組むというところで、業務負担の増にはならないように計画的な採用をやっているということ、この部分についてよく分かりました。

もう一つ最後なんですけど、少し先ほどの回答にかぶる部分があるかと思いますが、光総合病院のいわゆる適正人員とかその算出の根拠や、例えば適正人員から乖離が生まれた場合、この場合どのような対応が必要なのかというところをお示しをください。

#### ○佐古光総合病院総務課長

適正人員につきましては、各医療従事者の配置基準というものでございますので、それを満たしているというのは当然のことでございます。そのほかには、毎年各部門と年次有休休暇等の取得等を考慮した業務量に対する職員数というものをヒアリングというものを行って、適正な人員となるようには努めております。乖離が発生した場合には、今想定しますのは業務量の増加とか、職員の退職、突然の退職というものを想定しています。まずは、現場におきましては、業務内容の見直しとか、他部門との連携が図れるものであれば、そういったものを検討していただくのをしていただきながら、それでも人員が不足するというのであれば、職員の採用というものも、正職員、会計年度職員、いろいろな形態がありますが、採用のほうを検討していきたいと考

えております。

以上でございます。

○小林委員

よく理解ができました。やっぱり適正人員から乖離した場合の対応というところでいくと、やっぱり業務の見直しをすとか、他部門連携とか、必要に応じて人を採用していくということも大事だと思うので、やはり現状をしっかりと捉まえて、今の適正人員が本当に適正なのかというところを、毎年各部門から情報をもらっているというところで、ここ大変すばらしいと思っています。なので、今からの時代の中で、労働環境が悪くなっていくと、どうしても人の退職というものが発生し得るケースがありますので、この部分については、年次有休休暇を踏まえたということも先ほど言っていただきましたが、そこもしっかりと取っていただけるような環境の整備のほうをよろしく願いをお願いします。

私からは以上です。

○大田委員

参考資料1ページの光総合病院の入院患者数が4名増えてから79%になったというようになるんですが、その根拠をお示してください。

○佐古光総合病院総務課長

根拠としましたら、先ほどお答えさせてもらった病院の目標としての当初約78%というところで、これまでも病床利用率に近い形で予算というのを編成してきました。

今回、物価高とか人件費高騰と加味したところ、若干、今の患者数であれば赤字といえますか、収入に対して支出が賄えないというところがございますので、先ほども言いました上方修正ということで、若干、患者数を上乘せをさせていただきました。

以上です。

○大田委員

いろいろ言われたんですが、医師は全然昨年から変わらないんで、それだけ増えたというんだったらそれだけ医師の負担がかかるんですが、そのこの根拠というのは、数字の根拠だけじゃなくて、実際的な根拠を教えてください。

○佐古光総合病院総務課長

医師につきましては、現状を確定しているところでいきますと、この4月から外科医師が1名増員の予定となっております。他の診療科についての増というのはございませんが、先ほども申しましたとおり、医師確保については、これからも継続していきたいとは考えております。

以上です。

○大田委員

今の答弁では、医師が1人増えるだろうということなのですが、この予算書では19.5人から18.5人になっているんですね。1人増えても19.5人になるんですよ。それだけ医師に負担をかけるということになるんですかね。

○佐古光総合病院総務課長

この医師数と患者数だけを単純に比較しますと、当然医師の負担増というのは、当然数字上は表れてくるところでございますが、まず患者数につきましては目標であり、医師については当然これからも医師確保に努力して、この入院患者数を賄えるだけの医師を確保していきたいと考えております。

以上です。

○大田委員

まあいろいろ目標値であろうかとは思いますが、医師の確保がどうしても大事になるんでそういうふうになるんだらうと思うんですが、そこんところはちょっともう少し現実的な数字を出してもらえたら助かると思うんです。また今度、大和総合病院が外来患者が一日当たり5人増えているんです。そのところの根拠というのは、どういう根拠で出されたんですかね。

○中本大和総合病院業務課長兼健診科長兼医療情報管理室長

こちらの実績等を鑑みまして、目標として設定をしたというところでございます。増やす取組としては、先ほど回答させていた取組を進めてまいりたいと思っております。

○大田委員

目標で掲げられるのはそれは分かるんですが、実質的に医師も、要するに7.5人から6.5人に、これは実質であろうと思うんですが、目標と実質が相反する表示になっているんで、先ほども光総合病院もお聞きしたんですが、やっぱり医師が確保できないとそれだけの目標数値が出せないと思うんですが、目標数値だけを出すんじゃなくて、ある程度の実質的にできるような数値を目標として上げていってほしいと思っております。ぜひそのところはよろしくお願いします。

それと先ほど、光総合病院で看護師の人間当たりが7対1が10対1にしたいというふうな答弁があったと思うんですが、そこは病院の看護のあれが違ってくると思うんですが、そのところはちょっと、私も聞き間違いかも分かりませんが、教えてもらいたいです。

○佐古光総合病院総務課長

先ほど御説明させていただいたのが、令和6年10月から、これまで入院基本料の1を取っていたところですが、入院基本料の2というのに変わりました。その入院基本料1のときの看護配置の基準というのが7対1、患者さん7人に対して看護師が1名という

配置になります。このたび10月からの入院基本料2のほうは10対1ということで、10人の患者さんに対して1名の看護師を当てるということになりますので、患者さん1人当たりにはとすると看護師の数というのが少なくなりますが、ただその分、先ほども申しました職員には業務内容を見直していただき、負担増にはならないようには取り組んでいこうとは思っています。

○大田委員

そうなりますと、入院料の基準が低くなると思うんですよ。そこんところはどういうふうに考えておられますか。

○田中光総合病院医事課長

入院料につきましては、今年の10月1日に入院基本料のほうは1から2のほうに下げているんですけども、それと同時に夜間の看護体制の加算、こちらを取得しております、相殺されておまして、若干プラスというところで現状はなっております。

以上です。

○大田委員

7対1が10対1になって、夜間は看護師がそれだけ人間を増やして入院患者を見ておられるというような今の答弁だったと思うんですが、間違いはないですか。

○田中光総合病院医事課長

夜間の看護師を増やしてというよりは、看護師の現状の勤務体制を見直しまして、夜間の体制を厚くすることで夜間の看護体制加算を取得しておるとそういった状況でございます。

○大田委員

ちょっと飲み込みが悪いんですが、夜間の手当を厚くするということは、7対1の人間が10対1になっちゃうんですが、7対1のような看護手当をしないとという解釈になるんですかね。

○田村光総合病院事務部長兼地域医療連携室長

昨年10月に施設基準の変更をしています。その理由としては、診療報酬改定が昨年でありまして、看護師の数が光総合病院の場合は看護師が少なくなったからそれにしたという意味ではなくて、入院基本料1から2に移したのは、患者さん1人当たりの入院期間というのが、以前の1のほうは18日でしたけども、今度16日になりました。それはとてもじゃないけど対応できないということで、落とさざるを得ないということになっています。しかしながら、看護師さんを7対1、当然今でも足りています。数はいますので、それを夜間に回して夜間加算を取ることで、点数的には以前より若干上がったというイメージです。対応するにも別に10対1だから人を減らすとかそういう意味ではなく

て、対応は7対1と同じように現在もやっていますし、患者さんに対しても変わることはないというふうに思っています。

こちらから辞めさせるといふことはしないので、当然、以前7対1に確保した職員数では運営をしていますので、単純に取得の部分が変わったというふうに理解していただければと思います。

○大田委員

なんとなく分かったような分からんような感じなんですけど、大体、今までは7対1でやってんだけど、去年の10月から10対1にしたんですけど、まだ人間がおるから、その夜間の患者を看るのは手厚く設けていると、入院費が若干高くなったという解釈を私はするんですけど、それでよろしいんですかね。

○田村光総合病院事務部長兼地域医療連携室長

大まかには若干点数があったことと夜間の加算を取ったということというふうに理解していただければいいと思います。

○大田委員

それから、光総合病院はこのたびの予算で赤字予算を組まれておられるんです。この赤字予算を組まれるというそのところを、ちょっとよく分かりにくいんですが、教えてほしいんですが。

○佐古光総合病院総務課長

光総合病院としましては、基本的には予算をつくる時は収支均衡でつくろうと思っています。このたび赤字予算にいたしましたのは、管理部長が本会議でも申しましたと思いますが、新病院建設時の医療機器の減価償却部分と今現在進めております旧病院の解体部分、この部分につきましては通常の病院経営の中での支出に充てるべきものではないと考えまして、赤字とさせていただきました。ですので、予算につきましては基本的には収支均衡で、それ以外の要因があれば赤字にするということにしています。ですから、先ほど言いましたように赤字になっているのは、新病院建設の減価償却部分と旧病院の解体費用の部分が赤字となっています。

以上でございます。

○大田委員

同じく大和総合病院もこのたび赤字予算計上にされているんですよね。その理由を教えてください。

○中本大和総合病院業務課長兼健診科長兼医療情報管理室長

大和総合病院も基本的には収支均衡予算を目指して予算の編成を行っているところなんですけど、その調整を行う中で経費を見積もって、入りも見積もって均衡になるように

計画をしていったんですけれども、若干ちょっと均衡が取れなかったという結果になっています。

○大田委員

よく把握できなかった。

○中本大和総合病院業務課長兼健診科長兼医療情報管理室長

大和総合病院も収支均衡を目指して予算編成を行ってきましたが、入りと出を見積もる中で若干均衡が取れなかったのが、赤字予算という形になっています。

以上です。

○大田委員

均衡が取れなかったと言われるんですが、均衡を取れなかったと言われても予算を組む中で、なぜ赤字予算になるかというのが分からない。どこが収入が減ってから赤字になるんですか。

○中本大和総合病院業務課長兼健診科長兼医療情報管理室長

均衡を取ろうとしたんですが、一般会計の繰入れが少し減ったというところ、あとは人件費が単価と言いますか増加する中で、人を減っていく補充をちょっと抑えるとかそういう工夫をしながら均衡を取ろうとしているんですけれども、そういった工夫をしましたが、必要な予算は確保しなければならないので、こういった結果になったということでございます。

○大田委員

まああんまりちょっと私理解できないんですが、赤字予算を組んで光総合病院は要するに17ページに載っているように、資金で2億7,200万円の赤字決算キャッシュフローがなっているんですが、大和総合病院は1,000万円のキャッシュフローがあると、赤字予算を組まれたのにそれだけあるというような計算になっているんですが、そのところをちょっと御説明願いたいんですが。

○中本大和総合病院業務課長兼健診科長兼医療情報管理室長

資本的収支の予算がそのままは現金収支になるということではなくて、例えば減価償却費ですとか退職給付引当金ですとか、実際に費用は計上されているけれども、現金が出るのがタイミングが少し違う、例えば退職給付引当金ですと、計上は今年しても実際に支出するのは退職するときということで、現金の出入りのタイミングが違ってくるものがあるので、資金的には増加、7年度予算がこの予算どおりに執行された場合であれば、資金は1,000万円程度増加するという予定となっております。

○大田委員

減価償却費でいろいろ現金が入るから、このたびは1,000万円の赤字計上になったというようなことですね。それと人間の出入りは、12ページで光総合病院は令和6年度が193人、こういうふうとうたっているんです。また大和総合病院は医師が1人と会計年度職員の医師が1人と看護師が15人というふうとうたっているんですが、昨年度の予算書を見ても、会計年度職員が医師36人、看護師が31人というふうとうたっているんですが、金額は同じなんですよ。看護師の人数も196人とうたっているんですが、なぜ今年度のときに令和6年度の人間が違うんかちょっと教えてほしいんですが。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○萬治病院局管理部次長兼経営企画課長

この人数の違いですけれども、昨年度の参考資料までは短時間勤務職員を内書きにしております。令和7年度からこれを外書きにしております。これを変えた理由としましては、予算書のほうで同様に職員数を載せている表があるんですが、そこは短時間勤務職員を外書きにしておりましたので、昨年度まで参考資料と予算書で若干その載せ方が違っているということで、今年度からは記載の仕方を統一したものでございます。ですので、7年度の外書きの括弧の部分と括弧していない部分を合計したものと6年度の人数は合っているものと思います。

以上です。

○大田委員

両括弧書きは下に短時間勤務職員の内書きしたものというふうとうたっているんですよ。こっちは外書きにしたものと、それで令和6年度は両方足したものをうたっていると。

○萬治病院局管理部次長兼経営企画課長

例えば、光総合病院の会計年度任用職員給料の全体の人数を見ますと、6年度は145人となっております。括弧内86人というのがその145人のうち短時間勤務職員であるということですね。7年度のほうは同じく光総合病院の会計年度任用職員の人を見ますと59人とあと括弧してある外書きの部分86人、これを足しますと145人となります。つまりは6年度のときの145人と書いてある総数と一致するというところでございます。

以上です。

○大田委員

全く書き方を変えて、令和6年度の予算は総数がそのまま通って、そのうちの両括弧書きが短期と、それだからこの7年度は別々に出したからそういうふうになると。そこんところは了解しました。なぜかなというのがある。それから、またにしましょう。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

### 3 保健福祉部関係分

#### (1) 付託事件審査

##### ①議案第20号 光市介護保険条例の一部を改正する条例

説 明：藤岡高齢者支援課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

##### ②議案第28号 光市子ども計画の策定について

説 明：温品子ども政策課長 ～別紙

質 疑

○小林委員

ただいまの説明において、計画の作成について、12月の全員協議会からの変更点を中心に説明をいただいて、その中で出てきた意見のいろんなことに対して反映されているということについてもよく理解ができました。ただ、この計画については、これまで本会議で何度も同僚議員が質問をしてきたものでもありながら、このたびの本会議でも、計画のコンセプトとか教育環境をはじめとした他の計画との整合性等の答弁を受けて、私も理解は深まっております。ただ、こういうことを前提に、いま一度、これまでの子ども・子育て支援事業計画から子ども計画を策定することになった経緯とか、あるいは、計画の策定において踏まえておかないといけない視点、この部分について改めてもう一度お示しをください。

○温品子ども政策課長

まず、作成の経緯でございます。令和5年4月に、国が子どもまんなか社会の実現に向けて子ども基本法を施行し、市町村におきましては、国の子ども大綱や都道府県子ども計画を勘案した市町村子ども計画の策定が努力義務とされたところでございます。

こうした中で、本市は、平成7年におっぴい都市宣言を議決して以降、一貫して進めてまいりました、子供を母と父、そして地域など、まちぐるみでしっかりと包み込む触れ合いの子育てを推進するための第2次光市子ども・子育て支援事業計画を作成してきたところであり、令和6年度当初の段階では、子ども計画策定に当たり勘案すべきとされておりました山口県における計画の案がまだ示されていなかったことや、30歳までをカバーする若者の育成支援に関する方向性、この辺も県が不明であったことなどから、現状の計画に続く第3期子ども・子育て支援事業計画として策定する方針を示しており

ました。

しかし、本年6月に山口県が都道府県子ども計画の骨子案を示すとともに、その中で、若者に対する県の取組の方向性も明らかにされました。また、国が計画策定のガイドラインを策定し、地域の実情に合った計画を作成することが重要といった見解を示しましたことから、国や県と歩調を合わせた市町村子ども計画がイメージができる状態となったため、本年9月の本会議において方針を転換させていただき、おっぱい都市宣言の理念を継承しつつ、子ども計画の策定に取り組んだところでございます。これが経緯でございます。

もう一点、踏まえないといけない点ということでございますが、計画の骨格につきましては、子ども基本法の趣旨に基づく必要がございますので、子供や子育て家庭に支援する観点のもとより、貧困対策の観点や、おおむね30歳までの悩みや不安を抱く若者の育成支援の観点を踏まえないといけないということになっておりました。ただ、何よりも踏まえることとして大事にしたのは、子供の意見を十分に踏まえながら、おっぱい都市宣言のまちとしてのプランとすることです。こうしたことから、先ほどもちょっと御説明いたしましたとおり、アンケートやヒアリングを実施して、これらの意見に基づいて基本理念も設定しておりますし、子供たちの意見を各論の部分にも掲載して、今後、本市が施策を展開する中でこれらの意見を踏まえていくこととしております。

また、これは本市の行政計画策定に当たる共通のスタンスでございますが、この計画についても庁内で関係所管で協議を行いながら作成しております。また、審議会の委員など、本市の子育て支援の取組に御参画いただいている皆様から頂いた意見も反映させながら作成しており、こうした多様な視点や意見を踏まえながら、おっぱい都市宣言のまちの子育て施策に関する方向性をお示しするプランとして策定いたしましたところでございます。

以上でございます。

#### ○小林委員

詳細な説明ありがとうございます。策定に至った経緯とか、策定において踏まえないといけない視点については、より理解を深めることができましたし、そういう意味で、この計画の必要性というところも十分理解いたしましたので、私からの質問は以上です。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

#### ③議案第1号 令和7年度光市一般会計予算〔所管分〕

説 明：岡村福祉総務課長 ～別紙

質 疑

○清水委員

予算書の114ページ、予算の概要の21ページになります。

総合福祉センター通話音声テキスト化のことについてお尋ねします。

このシステムを導入して、予算の概要の21ページのほうでは、内容としては、通話内容のリアルタイム表示及び対応記録の視聴が可能なシステムを導入し、電話対応の質を向上とあって、予算は390万円と書いてありますが、この内容を具体的にお願いします。例えば、各課にどのぐらいの端末が導入されていくのかとか、あとは、ランニング費用は毎年かかるのかとか、まずはこの2点、教えてください。

○岡村福祉総務課長

通話音声テキスト化モニタリングシステムのシステムのまず内容でございますが、設置箇所、福祉保健部内に8回線設置する予定です。家庭相談係に2回線、包括支援センターに2回線、障害福祉係に2回線、保護係に2回線を設置する予定としております。

システムの内容でございますが、1つ目として、対応回線での通話内容をリアルタイムでパソコン画面にテキスト表示をする。それから2つ目として、通話内容をテキスト保存をして、さらに、通話内容につきましては録音保存をするというもの。それで3つ目といたしましては、各係の2端末、2回線、テキスト化のシステムを入れるんですけど、管理職にも同時にモニタリングできるパソコンを導入しますので、管理者の端末においても通話内容を同時にリアルタイムでテキスト表示できるような形のことを考えております。

以上でございます。

○清水委員

分かりました。だから、問合せがかかってきて、それをパソコン画面で見ながら、音声もうリアルタイムでテキスト化されていくと。それを対応している方もそうですし、管理者の方もパソコンの端末で見て、ちょっとどうしようかなという対応のときはすぐにサポートに入れるということだったりとか、あとは、問合せの内容でいうと、「前はああやって言ったじゃないか」みたいな、例えばそういったことがあったときに、前回の記録を戻って、こういう会話をしておったんですよというような、言った言わないとかそういったことを防ぐというところもかなりあるのかなと思ったんですが、そういった目的というか、そういった用途ということだと思っております。だから、僕はすごくこれはいいと思うんですけど、これ、毎年のランニング費用とってかかってかかるんでしょうか。

○岡村福祉総務課長

本システムにつきましては、買取りのシステムで対応したいと考えておりますので、ランニングコストとしては基本的にはかからないということになろうと考えております。

以上です。

○田中委員

すいません、1点だけ確認をさせていただきます。予算書の106ページで、先ほど、障害福祉サービス費について、詳細な項目、今まであったやつを集約したんだということで御説明があったんですけど、この内訳を、項目を見ているところを判断するところが今まで私たちもあったわけなんですけど、例えば、決算の参考資料とか、そういったときには詳細が出てくるものなのでしょうか。

○岡村福祉総務課長

決算の際には、これまでどおり、主要施策の成果において、各給付費ごとの実績等をお示ししたいというふうに考えております。

以上でございます。

○田中委員

分かりました。ありがとうございます。よろしく申し上げます。

○小林委員

1点確認させていただきます。光市の当初予算案の概要の21ページなんですけど、ストーマの給付基準の引上げ、これでもう50万円ほど予算がついているんですけど、この50万円の予算の算出の根拠の部分をお示しをください。

○岡村福祉総務課長

ストーマの引上げの算出の根拠でございますが、令和6年度のストーマ実績、給付の実績が総額で約1,000万円程度を見込んでおります。今回の基準の引上げにつきましては、昨今の物価高騰により、主要メーカーの価格改定が平均的に大体6%程度値上げされておりますことを踏まえて、基準額を6%引き上げたいと考えております。1,000万円の6%ですので60万円程度の引上げになるんですけども、現行基準におきましても、基準額未満の支給者、支給実績の方も一定程度いらっしゃいますので、その調整を踏まえて50万円とさせていただいたところでございます。

○小林委員

根拠の部分について、すごく理解が深まりました。もう一つ深掘っていきますと、ストーマの給付基準の引上げというふうにございますが、実際にどれぐらいの負担軽減になるのかというところ、これを少し事例をもって御紹介をください。

○岡村福祉総務課長

現在、ストーマ装具については、基準額として一月当たり、消化器系のストーマ、蓄便袋をつけていらっしゃる方については一月当たり8,858円、尿絡系、膀胱機能障害の方については1万1,639円でございます。これを改定後の額、今検討している6%引き上げたとしたら、改定後が9,390円で、差額が月当たり532円、年額にすると6,384円、尿絡系につきましては、改定後が1万2,338円で、差額が699円、年額にすると8,388円

程度が利用者の方の負担軽減につながると考えております。

○小林委員

実際の事例をもって紹介いただいたことで、この負担の軽減の大体のイメージがよく湧きました。実際の物価高騰によって上がった部分に対してしっかりと市が補填をしていただけるといふところはすごく私評価をしていて、ありがたいと思っています。ただ、その一方で、もともとの負担額といふところの少しの緩和といふところは、今後、他市町の状況もあるとは思いますが、その辺を踏まえて調査・研究のほうをしていただけたらというふうに思います。

私からは以上です。

○西村委員

すいません、1点だけ確認をしたいんですけども、先ほどの通話音声テキスト化モニタリングシステム構築委託料、これ、予算書の114ページ、292万5,000円が計上されていて、当初予算の概要の21ページを見ると390万円というふうになっているんですけども、ちょっと聞き逃していたらあれなので、この金額の記載の差、どこかに埋もれているんだと思うんですけど、教えていただければと思います。

○岡村福祉総務課長

説明が漏れておりましたが、今御指摘の97万5,000円、恐らく差額が出てくると思うんですが、これにつきましては地域包括支援センター設置分になります。ですので、後ほど説明をさせていただきます介護保険特別会計のほうで対応をさせていただく予定としております。

以上でございます。

○西村委員

確認でした。ありがとうございます。あと、ちなみにこれは全額、一般財源から出るものなのか、それとも何かしら補助に当たるものがあるのか、その辺りだけ最後確認をお願いします。

○岡村福祉総務課長

本システム導入に係る一般会計分については、国の補助金、予算書でいいますと25ページ、26ページの国庫補助金の下から2段目の総務管理費補助金の説明欄の2行目、新しい地方経済・生活環境創生交付金事業費の2分の1が充てられることになっております。

以上でございます。

○大田委員

高齢者難聴器のを聞きちょっとんかい。違うんじゃない。

○委員長

大田委員、どうぞ。違いますよ、介護じゃないから。介護のところじゃないです。

○大田委員

当初予算の概要の13ページの高齢者補聴器購入補正事業費300万円か。

○委員長

これは次。

○大田委員

今聞いちゃったんじゃろう、今。

○委員長

いやいや、これは次です。

○大田委員

これ、次の。

○委員長

今聞いたのは、残りがそっちにはあると。テキスト化のモニタリングシステムの残りの部分がそっちの介護のほうということで。

○大田委員

私は高齢者難聴のを聞きたいんじゃが、これはおたくじゃないの。違う。

○委員長

違います。次です。

○大田委員

そうなの。これは違うの。了解。

34ページの総合福祉センターの改修工事のあいば一くの南側のところの改修工事を行うという設計で360万円ですかね、ついでいるんですが、もう少し詳しく教えてほしいんですが。概要の34ページ。こちらは何ページやったかな。112ページかな。114ページ。予算書の114ページの一番上、設計委託料かな。

○岡村福祉総務課長

お尋ねの件ですが、先ほども説明で申し上げましたとおり、福祉保健部執務室のうち、南側の執務スペースの部分について、中央部に相談室があることで課の配置等が非常に

難しい状況になっておりますので、その中央部にある相談室を西側に移設して、執務室を一体化しようとする工事をしようとするものでございます。まずは、その設置工事に係る設計が必要になりますので、今回、360万円の設計委託料を計上させていただいたものでございます。

○大田委員

そやけん、南側のこども家庭課、真ん中に部屋を解体して、そこの部屋のあるやつをこども家庭課の横のところに持って行って、そこを一室にするという設計になるという解釈になるんですかね。

○岡村福祉総務課長

そのように理解していただいてよろしいかと思えます。中央にある相談室スペース、きゅっと相談室がありますけれども、きゅっと相談室を西側に移設（発言する者あり）おっばい相談室、すいません。おっばい相談室を西側に移設をして、執務室としては、健康増進課とこども家庭課とこども政策課が一つのフロアで執務ができるように改良しようとするものでございます。

○大田委員

それが360万円と。要するに、きゅっとの相談室を持っていく、部屋を持っていく、それも含めてということですか。

○岡村福祉総務課長

本予算につきましては、設計に係る予算でございますので、工事費云々はまた今後、この設計が終わった後に改めて予算の要求をさせていただいて、御議決いただくようになろうかと思えます。

○大田委員

だから、きゅっとの相談室はこども家庭課の西側に持っていくという。

○岡村福祉総務課長

先ほど私がきゅっと相談室と言いましたので混乱されているようですが、中央にあるおっばい相談室を西側に移設するという事です。

○大田委員

西側の相談室がなくなる。

○岡村福祉総務課長

西側に今もう一つ相談室がありますが、そのスペースはそのまま残ります。その隣におっばい相談室を移設して持ってくるという形になります。

説 明：藤岡高齢者支援課長 ～別紙

質 疑

○清水委員

予算書の107ページをお願いします。ここの老人福祉費が前年と比較して3,390万円下がっておるといったところで、人件費の給与とかは上がっていると思うんですけど、3,390万円削減しているのはどういった要因か教えてください。

○藤岡高齢者支援課長

老人福祉費の全体の減額の主な理由について御説明をいたします。

全体で減額となった要因といたしましては、大きく主に3点ございます。

まず1点目は、予算書の109ページ——失礼しました。108ページです、すいません。今の108ページの下段になりますが、まず、予算上における職員配置の見直しに伴いまして、こちらにあります職員給与費等を減額したものによるものでございます。

それから2点目は、次の110ページをお願いいたします。110ページの上から2つ目の老人施設福祉事業について、入所者数の減少に伴う老人ホーム、養護老人ホームになりますが、老人ホーム入所措置費の減によるものが一つでございます。

それから3点目は、その3つ下の事業ですが、高齢者就労事業でございます。こちらの就労者数の減少に伴う報償費の減によることが大きな要因でございます。

このうち、最初に申し上げました予算上における職員配置の見直しを行いましたけれども、具体的には、これまで一般会計予算で予算計上しておりました職員のうち、そのうち2名を介護保険特別会計の地域支援事業費の計上へと見直したものでございます。この見直しに当たりましては、介護保険特別会計における地域支援事業交付金、これを有効に活用することで一般財源の負担軽減を図ることも勘案しながら、最終的には業務実態に基づいて精査をした結果によるものでございます。

以上でございます。

○清水委員

分かりました。3点あると。その中で今説明を伺っていいなと思った、面白いなと思ったのは、給与、職員の配置を変えたというところで、一般の職員を介護特会のほうの予算で、かつ、それは地域支援事業交付金の活用によって、この一般財源のところを削減できたという説明だったかと思えます。こういった取組というのは、なかなか私も見えないというか、あまり知らないところだったので、こういうのがあるんだなということで今理解できました。

以上です。

○田中委員

1点だけお聞きできたらと思うんですけど、同じ予算書の110ページで、高齢者就労

事業ということで、先ほど説明の中で、5現場が3現場になるよという御説明があったかと思いますが、これはどこがなくなるのかちょっと教えていただけたらと思います。

○藤岡高齢者支援課長

具体的な現場につきましては、令和7年度以降は、この市役所を中心とした光井西の現場、それから、みたらい公園を中心としたみたらい現場を廃止する予定としております。残りますのが、今も引き続き行っておりますあいぱーく光を中心とした光井東現場と、浅江交差点から南側、虹ヶ浜海岸までの浅江通り、それから同じく浅江の西河原、この合計3現場での事業実施とする予定とさせていただいております。

以上でございます。

○田中委員

それで、今、廃止する市役所と室積みたらい公園については、今までと同じ、いわゆる清掃業務と予算が担当する所管にいくという理解でいいですか。予算も一緒にひっついて同額がいくという理解。

○藤岡高齢者支援課長

予算をそのまま単純にスライドをするというような観点では予算要求はされていませんが、この現場を見直すに当たっては、関係所管と調整・協議を図りながら行っておりますので、丸々イコールの金額になっているかということ、必ずしもそうではありませんが、予算、清掃といいますか、環境維持に向けた作業に関する予算を各所管で要求をしていただくように、こちらからは依頼をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○田中委員

分かりました。非常に丁寧に作業されていて気持ちいい環境になっていたのも、それが部署が変われども維持できるようにこれからも見ていきたいとは思っておりますので、ありがとうございます。

・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・

説 明：温品こども政策課長 ～別紙

質 疑

○新見委員

一般会計予算書130ページ、先ほど、工事請負費のところ、旧みたらい保育園の処分についてのお話が頂きました。こちら、売却に向けての大まかなスケジュール等ございましたら、お示しいただけますでしょうか。

○温品こども政策課長

お尋ねのみたらい保育園の今後の手続の流れでございますが、新年度に入りまして、できるだけ早い時期に不動産鑑定の特託業務について入札を行いたいと考えております。そして、入札後にアスベスト調査の業者を選定し、実施をしたいと考えております。その後の手続につきましてははまだ未定でございますけれども、必要な手続を着実に進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○新見委員

分かりました。そうすると、まだ売却等に向けての具体的な動きというのは先になるかと思うんですが、売却までの施設の維持管理、これについてはどうなっているかお示しいただけますでしょうか。

○温品こども政策課長

昨年3月末に閉園いたしまして、今年度も維持管理を適切に進めてまいりました。夏の時期、秋の時期には、シルバーや市職員によって草刈りなどをし、衛生管理を整えているところでございます。また、毎月、業者特託でアルゼンチンアリの除去についても実施しているところでございます。

つきましては、新年度につきましても、みたらい保育園の維持管理に係る経費として、アルゼンチンアリの除去・駆除の特託料や樹木の剪定、こういったものを予算計上しておりまして、草刈りや剪定、そういったものを適切に進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○新見委員

よく分かりました。先ほど、アスベストの調査等を行うという話があったんですが、これ、不動産鑑定の結果、これからによって変わってくるかと思うんですが、売却、一般競争入札になるかと思うんですが、これは建物と、それから土地を併せて今入札にかけるような予定なんですか。

○温品こども政策課長

今後の流れでございますけれども、建物を整理した上で売却となりますと、建物の除却費用が当然発生いたしますので、まずは不動産鑑定等、そういった結果によりまして建物付きの売却をまずは目指してまいりたいと考えております。

応募がなかった場合でございますけど、その不動産鑑定等によりまして土地の価格が解体費用より高かった場合については、建物の解体の条件を付した建物付きの売却を、また、土地の価格が解体費用より低かった場合については、建物を除却した上で建物なしの土地売却といったことを念頭に置いて進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○新見委員

よく分かりました。地域の方もこちらの施設に関心を持たれておりますので、しっかりとした手続をお願いいたします。

以上です。

○清水委員

予算書の126ページをお願いします。病児保育事業委託料になります。待望の病児保育事業の再開と無償化ということなのですが、先ほどの説明で、年間の受入れ想定が350名ということだったんですが、一日の受入れ可能人数と受入れ可能時間を教えてください。

○温品こども政策課長

4月から開始、委託いたします病児保育事業でございますが、一日当たりの受入れ可能人数を3人、先着順で3人、いわゆる営業時間でございますけど、月曜日から金曜日までの午前8時半から夕方の午後5時までを今は予定しているところでございます。

以上でございます。

○清水委員

分かりました。以前、梅田病院の病児保育のときというのは、事前に登録するということが必要だったと思うんですけど、今回、虹ヶ丘幼児学園での病児保育というのは、また同じように事前登録みたいなのが必要なんですか。

○温品こども政策課長

以前、市内の産科病院で実施していたときには、利用料が基本2,000円で、低所得者に対する軽減があるということで、利用者によって利用金額が違うということがございましたので、事前に申請していただいて所得状況等を確認する必要がございましたが、このたび、所得制限にかかわらず無償化いたしますので、事前の登録手続はございません。そういった面からも、市民サービスの向上に努めていこうと考えているところでございます。

以上でございます。

○清水委員

分かりました。非常に事前登録がないということは利用しやすいんですが、となると、利用したい方がどういった流れで利用できるのか。当日電話して「ちょっと今日行ける」みたいな、「空いている」みたいな感じでいいのか。預けるまでの流れというのを教えてください。

#### ○温品こども政策課長

利用までの流れでございます。このたび実施するのが病後児対応型ということで、虹ヶ丘幼児学園に医師が常駐していないというところがございますので、少し段階を踏んだ手続となります。

まず、前日の午前8時から、病児保育のネット上の予約サービスでまず予約をしていただくこととなります。予約が完了後、保護者が、今後、市のホームページとかに掲載予定でございます連絡票、いわゆる診断書のような様式を各自で持参の上、市内の小児科機関を受診していただきまして、翌日に病児を利用したい旨を医療機関のほうに伝えていただくと。診断の結果、医師から翌日の利用が可能と判断された場合には、持参していただきました連絡票に署名をしていただくということになります。それをもちまして、次の日、利用日当日でございますが、申請書とその連絡票を持って虹ヶ丘幼児学園に行ってくださいと、そういった流れになっております。

以上でございます。

#### ○清水委員

分かりました。理解できました。ですので、前日の8時、前日に「今日、子供が熱が出たな」となると、そのときにまずネットで予約して、そして病院受診。ネットで予約が完了したら病院に行くのは次の日になるので、その日というのはちょっと難しいけどということというのは理解できました。その辺りは、当日、熱が出て預けたいという突発は対応できないということであっても、ないよりは絶対あったほうがすごく助かる御家庭が多いと思いますので、引き続き、受入れ可能人数が3名ということなので、これが増えたらいいなとも思うけど、もしかしたらこれがちょうどいいかもしれませんし、その辺りを追って行っていただけたらと思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

#### ○田中委員

御質問を考えていた部分でちょっと重なる部分があるので、今の病児保育について確認をさせていただきたいんですが、今、説明の中で、病児と病後児という表現があったかと思うんですが、その違いについて改めて説明いただけたらと。

#### ○温品こども政策課長

なかなか対象がというところがございますが、基本的には、病児というのはまだ病気の状態、病後児というのは状態が多少落ち着いている状態ということでございます。一番の違いは、要は症状が急変するおそれがあるかないかというようなイメージを持っていただいて、ですので、虹ヶ丘幼児学園も病後児対応型でございますが、今、施設と調整している中では、発熱についても38度5分程度であれば受け入れようというようなことで今対応することになっておりますので、そういった症状の中でまだ急変したり重症化するおそれがあるときは病児期と思っていただいて、あとは、基本的にこれまでの産科医院でやっていた病児期の病児保育事業とほとんど一緒と思っていただければと思っ

ております。

以上でございます。

#### ○田中委員

確認をさせていただいたのが、新しく始まるというところで、市民の方も今までの病児保育と同じ感覚で申込みをされて、実際は病後児なんだという誤解を招きながら申し込む可能性があるというので、確認をさせていただきました。あくまで病後児に対象なんだというところをしっかりと伝えることが大事だと思いますので、その辺を誤解を招かないというか、正しい情報で伝えていただけたらと思いますので、お願いいたします。

次が予算書の122ページについてなんですが、児童手当についてお尋ねしたいんですが、今回は9億8,485万円ということで、国の制度拡充において金額が大きくなっているということなんですが、改めて、国の制度——ちょっと入り口があれですね。そうしたら、歳入の変化について、歳出のほうが大きくなっているの、歳入についてはどのような変化をしているのか、また、その根拠となる国の制度がどのように変わったのかを少し説明をいただけたらと思います。

#### ○温品こども政策課長

児童手当の歳入のほうでございます。予算書の26ページでございます。こちらに国庫負担金、児童手当負担金、中ほどよりちょっと上にありますけれども、8億865万4,000円、これが計上されております。これは、昨年12月の国の異次元の少子化対策のこども未来戦略によって国の補助割合が大きく膨らんでおります。例えば、3歳未満児のいわゆるサラリーマン世帯の児童手当対象者については、全額、国庫負担というような補助割合が大きく変わっております。

それから30ページに、県負担金でございますが、これも真ん中より少し下に児童手当負担金8,809万8,000円ということになっておりまして、令和6年度の国と県を合わせた歳入額が6億3,641万7,000円に比べて、令和7年度は国県合わせまして8億9,675万2,000円ということで、2億6,033万5,000円の増となっております、歳出が先ほど御説明したように2億3,356万円の増で、入りの増額が2億6,033万5,000円ということで、市の負担は今回の拡充で国庫の負担割合が大幅に上がったことによって2,678万円ぐらいの減少になったというような状況でございます。

以上でございます。

#### ○田中委員

分かりました。数字なのであれなんですが、国の補助割合等が拡充されて、歳出としては2億円を超えるものが大きくなったけど、市の持ち出しとしては減っているんだということが確認できました。すごいいい拡充だなと。市としてもというか、国のほうが見てくれているということで確認できましたので、分かりました。ありがとうございます。

最後にもう一点、予算書の130ページの保育所運営事業についてなんですが、先ほど、

賄い材料費について増額になっている理由が、公会計化というか、市のほうの会計でやっていたというお話がありましたが、これについて少し詳しくお話をいただけたらと思います。

#### ○温品こども政策課長

お尋ねの件でございますが、令和6年度、今年度ですけど、今年度までは、そうした昼食代については各園が保護者から給食費として徴収し、園の園会計の中で運営しておりました。これは、令和元年度の年少以上児の保育料無償化の際に、児童の食材料費については無償化の対象から外して考えるという国の考え方がございましたので、本市におきましてはこれまで園が保護者から現金で徴収し、そのお金を元手に食材料費を購入して、事業者で現金で支払いを行っていたというところでございます。

一方で、3歳未満児につきましては無償化が対象外でございましたので、これまでどおり、現在も給食費が含まれた保育料を徴収し、市の会計へ入っているという状態でございます。給食の提供に係る食材料費については、歳出で賄い材料費に計上して、食材の事業者へ口座振込をしていたといった流れがございます。その結果、食材料費を購入している事業者には、3歳未満児については口座振替で、年少以上については現金支払いというような形で別々に支払いを行っておりましたので、事業者からは統一してほしいというような要望があったところでございます。

そのため、先ほども少し御説明しましたが、保育士のそういう会計業務の軽減、それから、事業所の双方の金銭管理のリスク、そういったような軽減を図るために、県内の自治体の運用方法も参考にしながら、このたびからそういった市のほうの会計で運用しようとなったところでございます。

以上でございます。

#### ○田中委員

分かりました。保育士の現場の負担軽減と事業者への手間の負担軽減になるということで理解をします。それで、この中で、公会計化になるよというお話の中で、今まで食材の購入について、それぞれが園が購入していたと思うんですが、その辺が公会計になるということで、競争入札とかかけるといったような考えがあるのかないのかお聞かせいただけたらと思います。

#### ○温品こども政策課長

現在の食材の調達につきましては、市内事業者を優先として、特段そういったルールではなくて、地域性とか地産地消の観点からそういった形で取引を各園が行っているところでございます。お尋ねのように、今後、そういった入札とかルール化については今のところは考えておりませんで、現在の運用の中で今後も引き続きやっていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○田中委員

よろしくお願いいたします。

○大田委員

概要の35ページのインクルーシブで308万7,000円ついているんですが、今までは2園じゃったが、また3園追加とかいって言われたんですが、どことどことどこなんでしょうかね。何点ぐらい。

○温品こども政策課長

インクルーシブを新年度活用される園は3園でございます、光井地区にあります野原保育園、それから室積にございます室積保育園、それから浅江地区にございます東光保育園の3園でございます。

以上でございます。

○大田委員

それで、1園に何点くらいずつ入るんですか。

○温品こども政策課長

今、園の中でもう具体的にこれを買おうと決めて決めている園もございまして、まだまだもう少し今考えているという園もございまして、補助基準額は1園当たり102万9,000円、これが上限額でございます。

以上でございます。

○大田委員

皆さんに行き渡るようにしてやってください。

それから、その2行下のファミリー・サポート・センター事業で、今、実際にこれを活用しているのは何件ぐらいあるんですかね。

○温品こども政策課長

まだ今年度は今実施中でございますので、令和5年度の決算の実績でございます、509件の利用実績がございます。

以上でございます。

○大田委員

この509件というのは何人ぐらい、要するに個人が個人に、市が指定された人に対して個人個人で契約するんじゃないかと思うんですが、市が何人ぐらい指定して個人がその人をお願いするようになっているのかというの、そのところのちょっと内訳を教えてください。

○温品こども政策課長

ファミリー・サポート・センター事業の事務の流れでございますけど、基本的には一対一、援助をお願いしたい人と支援したい人の一対一のマッチングでございます。だから、もちろん、年間の中で複数回利用される方もいらっしゃいますし、年間の中で1回、2回程度で利用がとどまっている方もいらっしゃいます。

以上でございます。

○大田委員

そうしたら、市が指定するんじゃないくて、個人対個人の契約を、それを市に報告ということ。

○温品こども政策課長

ファミリー・サポート・センターの専門員がこども政策課におりますので、そのマッチングを協力をお願いしたい人がファミリー・サポート・センターにお願いをして、ファミリー・サポート・センターが協力していただける方を調整して、実際の利用はそれぞれが時間を増して利用するという形になっております。

以上でございます。

○大田委員

それが令和5年度では509件あったということで、509件には何人ぐらいがそうしたら、件数あるんじゃないが、利用されようとする人は何人ぐらいおられたのか。

○温品こども政策課長

協力会員、協力する会員さんが令和5年度で利用実績があった方が30人程度でございました。依頼するほうの方が何人いらっしゃったかは、すいません、すぐ今手元にございません。

以上でございます。

○大田委員

また教えてください。

それと、教育のやよい幼稚園のことをちらっとお聞きしたいんですが、今まではやよい幼稚園は借地があって、これに借地料を掲示されちよったと思うんですが、今回は掲示されていないように思うんですが、そのところは払うところが別になったんですか。

○温品こども政策課長

やよい幼稚園につきましては、借地ではございません。

以上でございます。

○大田委員

やよい幼稚園って三井小学校の横やろう。違うかいな。そこうやろう。あそこに借地があったでしょう。私の記憶間違いかな。ないかいな。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○小林委員

すいません、少し何点か聞かせていただきたいんですが、光市の当初予算案の概要の16ページで、同僚議員の中で、もう既に病後児保育のところをすごくお聞きをしていたいて、実際に当該施設の利用料とか、あるいはその見込みとか、財源の確保の状況とか、さらにはフローもいろいろお聞きをしたんですが、本市の例えば病児保育に対する見解というところを少しお示ししていただきたいところで、一定数、市民の中には病児保育の整備というところを望む声がありましたので、この部分だけ少しお示しをください。

○温品こども政策課長

先ほども少し御説明させていただきましたように、このたび事業を委託する虹ヶ丘幼児学園という保育所で実施ということで、医師が常駐しないということで、病後児対応型でスタートをさせていただこうとしているところでございます。市民の方の中に、病児期での保育を希望されている方がいらっしゃると思いますけれども、先ほどもちょっと説明したように、緊急・急変の方とかは受け入れられませんけれども、虹ヶ丘幼児学園もできる限り今市民サービスの観点から受け入れようとしておりますので、まずは4月からの事業再開を円滑に向けたことを最優先に考えたいと思っております。

ただ、病児期の保育における在り方につきましては、4月からの改正育児休業法、これも施行されて、子供の看護休暇の利用範囲とかが拡大されるという流れの中で、本市におきましても、子供が体調が悪いときには保護者が休むことができるとか、家庭で見ることができる環境の整備とか、意識の醸成というのは、私どものところもそうですが、関係所管とも連携して進めていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○小林委員

本市の病児保育に対する考え方というところや看護休暇を踏まえたところの今後の対応についてもよく理解ができました。すいません、もう一点だけ。光市一般会計、特別会計、予算書の128ページのファミリー・サポート・センターの管理運営事業について、これも少しお聞きをさせていただきます。令和7年度のファミリー・サポート・センター管理事業費として388万4,000円が計上されていて、令和6年度と比較して60万8,000円増額されているんです。先ほど少し保険料のことにも触れられましたが、この要因という部分を少しお示しをください。

○温品こども政策課長

増額した要因ですけど、先ほど御説明しましたように、今年度から新たにファミリー・サポート専用の自動車保険の加入に係る経費が昨年度と27万2,000円ぐらいの増額、それから、これはファミリー・サポート・センター事業の職員の人件費がありますので、人件費が41万円程度の増額と、この辺が大きな要因となっております。

以上でございます。

#### ○小林委員

状況についてよく理解ができました。少し深掘っていきますと、令和7年度から本事業の対象者というところを中学生まで拡充していくというふうに認識をされていて、どれぐらいの利用を見込んでいるのかという部分をお示しいただくとともに、現時点における協力会員、依頼会員、相互会員の人数、この部分についても併せてお示しをください。

#### ○温品こども政策課長

お尋ねの来年度の中学生の見込みでございます。現在、中学校の部活動の地域移行も移行中ございまして、今現在でなかなか精緻な見込みは立たないわけでございますが、参考といたしまして、今年度、本市の小学生のスポーツ少年団の送迎依頼の実績が今のところで現時点で2名、8件ございました。それから、既に現時点で中学生を対象としている県内の自治体の状況でございますけれども、本市より人口規模の小さい自治体では、1人から33回の利用がありました。それから、本市とほぼ人口規模が同等の自治体では、4人から91件という実績がありました。ただ、これは中学校の今の他の自治体のケースは、部活動の地域移行というのではなくて、どちらかというところと障害児がそういう支援学校とかに行くときの送迎で使われているというのが多いような傾向でございました。

以上でございます。

それから、続きまして、会員数でございます。

#### ○委員長

どうぞ。

#### ○温品こども政策課長

令和7年2月末での会員数でございますが、協力していただく協力会員が121人、援助を受けたい依頼会員が287人、両方の機能を併せ持つ両方会員が34人でございます。

以上でございます。

#### ○小林委員

状況についてよく分かりました。一つ、今の実績というところでいくと、部活動の地域移行での利用というのはなかなか推測が難しいというところは分かったんですけど、ただ、今後、これをより多くの人に利用していただきたいということを考えれば、既に取り組んでいるというふうに思いますが、この管理事業、ファミリー・サポートの管理

事業というところをしっかりと市民のほうには周知をしていただきたいというふうに、これは要望をさせていただきます。

今、現時点におけるそれぞれの会員数というところをお聞きをしました。今年度につきましては、協力会員及び両方会員の加入促進、この取組を展開されていたように私は認識をしていますが、こうした状況を踏まえて、令和4年度から3か年で協力会員、両方会員、新規加入数、それと脱退数、これの部分についてお示しをください。

○温品こども政策課長

令和7年2月末現在でございます。まず、令和4年度は、協力会員、両方会員が加入された方が令和4年度年間で9人、脱退された方が4人ございました。令和5年度は、加入された方が8人、脱退された方が3人でございます。今年度は、この2月末の11か月分でございますけど、加入された方が25人、脱退された方が8人という状況になっております。

以上でございます。

○小林委員

今の実績を聞く限り、しっかりと新規加入に向けた取組が進められたことによって、いわゆる会員が増えたというところ、そこについてはよく理解ができました。

私からは以上です。

説 明：和久こども家庭課長 ～別紙

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○新見委員

一般会計予算書124ページ、上から5行目です。

先ほど会計年度任用職員で、きゅっとサポーターを採用するという話があったんですが、こちらきゅっとサポーターの人数と採用基準、それから何か経歴だとか資格とか、そういったものが必要あるのであれば、お示しいただきたいと思います。

○和久こども家庭課長

まず、採用人数ですが、1名を予定しております。

次に、採用基準ですが、教員免許をお持ちで、小中学校での勤務経験のある方を採用したいと考えております。

以上です。

○新見委員

ありがとうございました。

続いて、こちらきゅっとサポーターについては、子供以外に保護者についても支援の

対象とするというふうにあるんですが、この保護者についてはどのような支援を想定されているのか、お示してください。

○和久こども家庭課長

保護者に対しては、子育てに関する相談や保護者自身が困っていることなど、家庭全般に関する相談に対応をして、必要な支援につないでいくということを想定しております。

以上です。

○新見委員

あいぱ一くであれば、様々な関連・関係部署とその後のサポートが可能かなあと思いますので、すごくよい取組なのではないかなと思います。

続いて、もう1点なんですが、サポート事業で教育支援センター「まなびばひかり」でも職員がアウトリーチ型で、不登校の子供たちに対して様々な支援を行っているかと思うんですが、こちらの事業との切り分け、これについてはどのように考えられているのかということ。

それから、採用人数は先ほど1名ということだったんですが、連携とか、そういったものを想定されているのかどうか、お示してください。

○和久こども家庭課長

まず、どのように切り分けていくかというところですが、教育支援センターに所属をされているスクールライフ支援員が現在アウトリーチ型で不登校の子供の支援を行っておられますが、支援の対象が市内の公立の小中学校の児童生徒に限られており、利用に当たっては申請が必要となっております。そのため、スクールライフ支援員が支援できない部分、きゅっとサポーターは0歳から18歳までの子供であったり、スクールライフ支援員の支援につながらない子供も支援をすることを想定しております。

以上です。

○新見委員

今、サポートにつながらないという話があったので、そこをもう少し詳しくお願いできますでしょうか。

○和久こども家庭課長

スクールライフ支援員の支援につながらないというのは、スクールライフ支援員は申請が必要になってきます。ですので、保護者の方等が学校に相談して、そこで申請を出して初めてスクールライフ支援員の支援が受けられることになるんですが、きゅっとサポーターはそのような申請とかはなしでサポートをしていきたいと考えております。

それと一つ御質問されたことのお答えが漏れておりました。連携についてです。連携については、定期的な情報共有は教育委員会と図りながら、福祉部局と教育部局の垣根

を越えた対応を行っていきたいと考えております。

また、きゅっとサポーターは、先ほど申しましたとおり、0歳から18歳の子供を支援対象としておりますので、必要に応じて就学前からの支援であったり、中学校卒業後の支援ということで切れ目のない支援を行っていきけるように、スクールライフ支援員や学校とも連携して対応をしていきたいと考えております。

以上です。

○新見委員

はい、よく分かりました。すごくよい制度だなと思っております。よろしくお願いいたします。

○井垣委員

母子手帳アプリのところは担当ですか。

○委員長

井垣委員、ページ数を。

○井垣委員

いや、もし担当じゃなければちょっと。

○委員長

予算委員会なので、ページ数はどこか。（「今、母子健康手帳であればどこが担当かって聞いているとです」と呼ぶ者あり）どうぞ。

○井垣委員

光市予算書の146ページのところですけれども、母子健康手帳のところは今、質問していいところですか。担当のところですか。

○委員長

どうぞ。

○井垣委員

このアプリシステムの使用料というのは、どこに払っているんですか。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・・・・・・・

○和久こども家庭課長

母子手帳アプリにつきましては、民間の事業所が作成しているアプリを使用しております。このアプリは、民間の事業所が作成したものを全国の様々な自治体が利用してお

り、光市もそれを利用させていただいているということです。  
以上です。

○井垣委員

いろんな地方自治体が使っているということですが、これを光市が使っているということは、この光市の自慢すべきことに入るんですか。それとも、みんなが入っているから、もうどこもやっているよという感じのアプリなんですか。

○和久こども家庭課長

山口県内では、ほとんどの自治体がこの母子手帳アプリ、通称「母子モ」というんですが、そのアプリを使っております。  
以上です。

○清水委員

予算書の146ページ、お願いします。不妊・不育症治療費助成のことについてお尋ねします。

先ほど説明でもありましたとおり、上限3万円のところ、人工授精は9,000円で別です。そして、68名分を想定しておるという説明があったと思います。その中で、この金額が上がったということはすごく喜ばしいことではあるんですけれど、例えば顕微授精とか、そういった先進医療とかです。そういったものっていうのは対象外になるのでしょうか。

○和久こども家庭課長

先進医療につきましては、光市ではなく、山口県が令和6年の4月から始めた「しあわせ運ぶ妊活応援事業」のほうで補助をするようになっております。  
以上です。

○清水委員

はい、分かりました。山口県のほうで顕微授精とかはあるということです。

12月の委員会でも私、このあたりを質問したんですが、私も実際に去年、体外受精、人工授精をしたんですけれど、この一般不妊治療でなかなかできず——成果が出ず、人工授精でも駄目で、最後の最後もう先進医療っていう方は結構な数いると思うんです。その中でやっぱり金額的にもかなり高額になってくるので、今回この金額がアップしたっていうのはすごく喜ばしいことなんですけど、何とか市独自でも先進医療のところの補助とかがもっともっとできるといいなと思っております。

以上です。

○大田委員

今、予算書の124ページの会計年度職員の報酬についてでお聞きされちゃったんです

が、概要にはきゅっとサポーターの配置としてがちんと、こういうふうに16ページ、20ページ、また35ページにびしっとこう書いてあるんですが、会計年度採用職員のところにこのきゅっとサポーターの配置の予算をつけておる、そういう解釈になるんでしょうかね。

○和久こども家庭課長

きゅっとサポーターにつきましては、先ほど御説明をさせていただいたように、家庭児童相談事業の中にきゅっとサポーターの人件費1名分が含まれております。

○大田委員

となると、124ページの家庭支援事業の一環という感じ。違うの。

○和久こども家庭課長

家庭支援事業の一環として、きゅっとサポーターの配置に取り組む……（発言する者あり）

○大田委員

そうなの。

○和久こども家庭課長

家庭児童相談事業です。

○大田委員

家庭児童相談事業の中の1,342万1,000円の中の会計年度任用職員報酬430万円のうちに入っておると。

○和久こども家庭課長

家庭児童相談事業のうち、きゅっとサポーターの人件費等に係るものが124ページの上から5行目の会計年度任用職員報酬と通勤手当、期末勤勉手当、あと普通旅費です。この4つの項目が、きゅっとサポーターの人件費です。

○大田委員

じゃけえ、会計年度職員の報酬430万円、通勤手当が16万2,000円、期末勤勉手当が273万5,000円、普通旅費4万4,000円の中に、この305万2,000円が全部含まれておるという解釈になるわけだな。

○和久こども家庭課長

具体的に数字をお話しします。会計年度任用職員報酬の430万円のうちの211万2,000円、通勤手当が8万6,000円、期末手当が81万円、普通旅費の4万4,000円、これを足し

た合計が305万2,000円。この4項目が、きゅっとサポーターの人件費ということになっております。

以上です。

○大田委員

なかなか分かりにくいんじゃが、こうやってぴしっと書いてある。せっかくの目玉商品になっているんだから、ぴしっとこう政策費、予算書の中にも書いてほしいと思っておりますから、よろしくをお願いします。

その2行下の妊娠・出産・子育て包括支援事業、概要の35ページね。妊娠のための支援給付金2,367万1,000円は、どこに書いてあるのかな。

それと、その下のアウトリーチ型産後ケア事業の実施114万円は、どこに書いてあるのかな。これは下から3行目かな、114万円は。

○委員長

大田委員、質問は。それはどういった質問ですか。

○大田委員

いや、分からないから。せっかくこうやって目玉商品で書いてあるのに。予算書の中でまるっきり分からないから、どこかなと。

○委員長

はい。お答えください。

○和久こども家庭課長

予算書の妊娠・出産・子育て包括支援事業の合計は2,836万5,000円。概要のほうは、概要の28ページにも、妊娠・出産・子育て包括支援事業というのが取り上げられております。ここの予算額が2,481万1,000円となっておりますので、その予算書の額と概要に示されている額が違うという御質問だと解釈しているんですが、概要の35ページを見ていただけたらと思います。

○大田委員

だから、概要にせっかくこうやって書いてあるんだから、予算書にももっと分かりやすく、どこかなというのがすぐ分かるように書いてほしい。じゃけえ、どこかなちゅうのが分からない、まるっきり。

今のさっきのきゅっとサポート事業なんかも会計年度再任用職員といろいろごそごそと書いてあるが、分からないから。きゅっとサポート事業で何をするのかなちゅうのは、予算書を見ても分からない。

それで、ここでも要するに妊婦のための支援給付事業が2,367万1,000円と高い金額が書いてある。どこに書いてあるのかなと。多分この予算書の124ページの妊娠・出産・

子育て包括支援事業に該当するんじゃないかなという想像の下にお聞きしているので、実際どこに書いてあるのかなと。どこに相当する、どういう仕事をするのかなというの、この中で少し説明されているんですが、そこを何か説明してほしいなというのがあるわけですよ。私の質問、分かりますかね。分からない。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

○和久こども家庭課長

当初予算の概要の35ページをお願いします。35ページ、上から4段目に妊娠・出産・子育て包括支援事業がありまして、妊婦のための支援給付事業が2,367万1,000円となっておりますが、この2,367万1,000円の内訳が予算書の124ページにあります。

予算額の大きいものから申し上げますと、一番下の妊婦のための支援給付が2,350万円、4段上の通信運搬費の12万1,000円、その上の消耗品費の6万8,000円のうち5万円、この合計が2,367万1,000円となっております。

その次のアウトリーチ型産後ケア事業の実施というところの114万円につきましては、予算書の124ページの下から3行目に書いてある産後ケア事業委託料114万円が全額充てられております。

以上です。

○大田委員

その中で、支援事業で何人くらい実際に今計画されておられるのか、また今まで何人くらいそういうのを支援されたのか、教えてください。

○和久こども家庭課長

妊娠・出産・子育て包括支援事業は令和7年度から事業を整理しているため、令和7年度においては、妊婦のための支援給付は、先ほど予算の説明をさせていただいたときにも申し上げましたが、延べ470人を見込んでおります。

産後ケア事業につきましては、令和7年度の利用見込みは、延べ70日と見込んでおります。

産前・産後サポーター派遣事業委託料につきましては、令和7年度は延べ120回分の利用を見込んでおります。

○大田委員

実際にこれは見直し、または実施した事業ちゅうことでありますから、今までもやっちょったと思うんですが、今までの例として6年とか5年とかがあると思うんですが、直近でよろしゅうございますから、事業例を。

○和久こども家庭課長

産後ケア事業の令和5年度の実績ですが、延べ66日です。

産前・産後サポーター派遣事業につきましては、令和5年度の実績が55回となっております。

妊婦のための支援給付につきましては、令和7年度からの事業となりますので、実績はございません。

以上です。

○大田委員

妊婦のための支援給付事業が、令和5年度が116回で470件分を見とると。随分……。

○委員長

大田委員、それは7年度からの新規事業で、470件を見込んだ今回の事業で実績はないんです。

○大田委員

あっ、サポーター派遣事業が116回の120件。

○委員長

120件は見込んだ額で、55が実績。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

○和久こども家庭課長

産後ケア事業と産前・産後サポーター派遣事業の令和7年度の見込みと、令和5年度の実績について、改めてお答えさせていただきます。

産後ケア事業の令和7年度の見込みは、先ほど「70日」と申し上げましたが、「90日」に訂正をお願いします。令和5年度の実績につきましては、延べ66日となっております。

続きまして、産後ケア事業の令和7年度の見積りでございますが、延べ120回を見込んでおりまして、令和5年度の実績は延べ55回となっております。

以上です。

○松村福祉保健部長

今、課長のほうが御説明いたしましたけれども、最初に産後ケア事業ですが、70日と申し上げましたのは、従来どおりの利用分が70日で、アウトリーチ型という形で拡充しておりますので、こちらが20回分追加されたので合わせて90日ということになります。

以上です。

○大田委員

普通にやりよったのに加えて、アウトリーチ型が加わったから90日になったというこ

とで理解したんですが、それで今後はアウトリーチ型にほとんどなるんじゃないと思うんですけど、ならないんですか。

そうしたら、それでアウトリーチ型も含んで、いろいろ今後も充実していこうとされているために予算がこれだけ114万円ついたということで、それは理解するんですが。そんなら、そういうふうに出リーチ型も今後どんどん増やしていってもらいたいと思うんですが、そのほうが受けるほうも多分に安心するんじゃないし、今後もどんどんそれをケアしていってもらいたいと思います。これで終わります。

説 明：安池健康増進課長 ～別紙

質 疑

○大田委員

特定健診じゃなくてがん検診ですかね。

○委員長

何ページですか。

○大田委員

子宮頸がんワクチンが今までは……。

○委員長

大田委員、144ページ、がん検診。（「予防接種です」と呼ぶ者あり）

○大田委員

がん検診委託料4,104万6,000円か。これで今までは子宮頸がんワクチンを政府が促進しよったんですが、一時やめるようになって、それがずうっと今まで続いていると思うんですが、そこの状況をちょっと説明してほしいんですが。

○安池健康増進課長

ただいま委員さんのほうから、がん検診と言われましたが、予防接種事業。HPVワクチンは予防接種なので、予防接種事業についてお答えしたいと思っております。

HPVワクチン接種の積極的勧奨が始まった経緯をまず説明させていただきます。HPVワクチンは、平成25年4月からA類定期接種として開始されましたが、疼痛や運動障害など副反応が報告され、同年の6月24日から約9年間、積極的な勧奨が差し控えられておりました。ただ、ワクチンの安全性と有効性で効果が期待できることから、令和4年4月1日から積極的勧奨が再開されております。

また、定期接種対象者以上の世代に接種した場合でも、一定程度の予防効果が期待でき、明らかな安全性の懸念が示されないとして、積極的な勧奨を控えている間に定期接種の対象であった女性で過去ワクチンを3回受けていない方に、次元的に従来の定期予

防接種の対象年齢を超えて接種を行うキャッチアップが開始されました。

○大田委員

現在は積極的な勧奨しよるわけ。

○安池健康増進課長

今は、令和4年から令和6年度までは積極的勧奨を行うキャッチアップというものをやっております。

先ほど説明しましたが、そのキャッチアップの対象者の方でワクチンが十分供給できないということがありましたため、来年度1年間はそのキャッチアップの対象期間で、接種を1回でも受けた方に対しては残りの接種ができるような経過措置が設けられました。

以上です。

○大田委員

それで、以前は小学校5年生、6年生ぐらいから始まって2回か3回受けるんですが、現在は令和4年からまた開始になったちゅうんで、年代はどのような感じで受けるようになっているんですかね。

○安池健康増進課長

定期接種の対象年齢は今も変わらず、小学校6年生から高校1年生までが定期接種の対象になっております。

以上です。

○大田委員

それは積極的にやってくださいと言うんじゃないら、その啓発活動ちゅうのは今どういうふうにされているの。

○安池健康増進課長

令和6年度に定期接種の対象者で未接種の方には、はがきで勧奨をしております。

以上です。

○大田委員

ということは、個人勧奨で、はがきで送っているという解釈になるんですが。それで、接種率ちゅうのは分かりますか。

○安池健康増進課長

令和5年度の接種率でお答えさせていただきます。定期接種は1,120人が対象で、そのうち273人の24.4%となっております。

ちなみに、キャッチアップの対象者は、1,510人のうち253人の16.8%となっております。

以上です。

○大田委員

そうしたら16.8%と24.6%で、あまり接種率が芳しくないと言ったらいけないんかも分らんが、もう少し啓発活動されて接種率を高めるように今後も努力してほしいと思っておりますから、よろしくをお願いします。

○井垣委員

予算書の18ページ、休日診療代と牛島の診療代なんですけれど、患者さんが診療を受けたら、その代金は市が払うんですか。

○安池健康増進課長

18ページは歳入ですので、市のほうに入ってくるお金です。

以上です。

○井垣委員

あっ、そうです。すみません。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

#### ④議案第3号 令和7年度光市介護保険特別会計予算

説 明：藤岡高齢者支援課長 ～別紙

質 疑

○大田委員

71ページ、高齢者補聴器購入費補助金300万円とうたっているんですが、これは新規だと思うんですが、ちょっと説明してほしいんですが。

○藤岡高齢者支援課長

高齢者補聴器購入費補助金ですが、保健福祉事業を新たに設定しまして、このたび新たに実施をしようとするものでございます。

本市におきましては、75歳以上の高齢者人口の増加傾向が続いており、さらに介護

ニーズの高い85歳以上の人口も今後増加が見込まれております。こうした状況を踏まえまして、今後、市が独自実施する介護予防などの取組の重要性がより一層高まっていることから、このたび拡充を図ったものでございます。

繰り返しになりますが、対象者は65歳以上の高齢者で、軽度・中程度の難聴者を対象と見込んでおりまして、県内他市の状況等も勘案しながら、予算の積算といたしましては、1人当たり補助率を2分の1、補聴器購入費用の2分の1、上限を3万円と設定して100人の申請を見込んで積算したものでございます。

以上でございます。

○大田委員

これは何かの証明が要るんですか、補聴器を買うときに。

○藤岡高齢者支援課長

詳細な制度設計についてはこれからとなりますが、先ほども申し上げました先行実施しておる他市の事例等も情報収集をしております。軽度・中程度の難聴者というところで想定を申し上げましたが、そうしたことの病状の証明を医師のほうにさせていただくことを想定しておるところでございます。

以上でございます。

○大田委員

証明書をもらい、その証明書を持っていけば、上限で3万円の補助がもらえるというシステムですいいね。

○藤岡高齢者支援課長

繰り返しとなりますが、詳細な制度設計については今後詰めていきたいと考えておりますが、委員がおっしゃっていただいたように、イメージとしては、医師の診断は前提になろうかと思えますし、その購入した証明になる領収書等が挙証資料になろうかと思えますが、そういったものの添付も求めていくような形になろうかと思えます。これは他市の事例も参考にしながら、今後検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○大田委員

よろしく申し上げます。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

#### 4 経済部関係分

##### (1) 付託事件審査

###### ①議案第21号 光市事業所設置奨励条例の一部を改正する条例

説 明：佐々木経済部次長 ～別紙

#### 質 疑

##### ○大田委員

今、この条例を設置するに至って、令和7年が令和10年になるということで、光市にとってどのようなメリットを生み出そうとされているのかちょっと教えてほしいんですが。

##### ○佐々木経済部次長

この条例の奨励金によって市内に事業所が設置されるということが期待されるものでございます。これまでも実績が多数ございますので、そういったメリットがあるというふうに考えております。

以上です。

##### ○大田委員

それ、事業所設置するに当たって光市はどのような努力というか事業所に来てもらうようなというのは具体策というのとは何か持っておられますか。

##### ○佐々木経済部次長

これまでも事業所設置に向けて各企業からの要望をいただいたり、要望と申しますかどういった場所があるのかといったようなお話を受けていたりとかいうこともございますし、まさに今、新産業団地の整備を進めていこうとしておりますので、そういった取組によって企業さんのほうに進出していただこうということでございます。

以上でございます。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

###### ②議案第22号 光テクノキャンパス研修センター設置条例を廃止する条例

説 明：佐々木経済部次長 ～別紙

#### 質 疑

##### ○田中委員

何点か確認も含めてお尋ねできたらと思うんですが、先ほど経緯と状況について説明をいただいたんですが、まず、これの施設自体の減価償却、償還が終わっているのかどうかを確認をさせていただけたらと思います。

○佐々木経済部次長

償還の御質問でございますが、建物の起債につきましては既に償還済みでございます。以上でございます。

○田中委員

それと、専門学校が入ったりいろいろ変化があった施設なんですが、先ほどの話だと喫緊の専門学校さんが令和3年まで入っていたというところで、それから市のほうが直営で管理をされていたかと思うんですけど、その辺の利用者の状況について、その当時と直営になってからどのような変化があったのかお聞きできたらと思います。

○佐々木経済部次長

Y I C 学園への指定管理当時と現在の利用件数ということでございますが、平成29年から令和2年までの利用件数を申し上げますと、おおむね700件前後で推移しております。令和2年はコロナの影響がございましたので、480件程度となっております。

直営になった令和3年もやっぱりコロナの影響がございましたので、480件程度でございます。その後は令和4年が690件、令和5年が796件と、指定管理時代とほぼほぼ同じ程度の水準にまで復活してきているというような状況でございます。

以上でございます。

○田中委員

分かりました。これ、件数、間近でいうと増えてきているなという状況が分かったんですけど、なかなかこの施設自体知られていなくて活用できていなかったという部分はあるかと思うんですが、それで直営になって数年、4年ぐらい経っているわけなんですけど、その中でこの施設というのは先ほど提案理由で光市公共施設等総合管理計画の方針に基づきという、総論の中ではこの施設も当たるのではないかと思うんですけど、各論で言ったら、ある施設を有効に活用していくということを考える必要が私にあったのではないかと思うんですけど、そういった意味でこの4年間この施設を活用しようという行政からの考え方はなかったのでしょうか。

○佐々木経済部次長

先ほども言われましたとおり、原則としてはやはり公共施設等総合管理計画の方針に基づいて施設の削減を進める必要があることに加えまして、ここがいわゆるひかりソフトパークでございまして、特別用途地区として定める特別工業地区という、いわゆる制限がかかっている、建築物の規制がされているということで、活用方法が店舗が駄目だったりとか、そういった方法が限られるというなかなか難しい側面がございましたので、

そのあたりの他の用途に活用するという事は、なかなか難しい側面があったかなと思っています。

以上でございます。

#### ○田中委員

今、なかなか難しいというお話があって、今までもいろいろ提案はさせていただいた部分があるんですけど、例えば、昨日、福祉の部分でこども計画の中で子育てアンケート等を取っているんですけど、その中でアンケート結果で一番多かったのが、子供たちが安心して遊んだり勉強したりすることができる仕組みをつくるというのが、就学前児童の保護者で約81%、小学生の保護者で約73%で最も高くなっていると、今までもずっとこういう傾向がある中で、屋内で安心して遊べる場所とか子供たちが安心して学習できる場所というのを考えたときに、あそこはすごい最高の場所なんですね。体育館の中で屋内の遊び場を造る、そしてラウンジの部分は広いスペースがあって、少しのキッチンのスペースもあって、子供たちが放課後からでも学習できる場を造ることが可能性として私はあったと思うし、またそれで大蔵池の芝生公園とも連動して駅も近いということのできるのではないかと思っていたんですが、そういう活用は、先ほどいろいろ難しいという話はあったんですけど、そういったことはできなかったものなんですか。担当からはそういう提案はなかったにしても、そういうことができるものだったのかできなかったものなのかお聞きできたらと思います。

#### ○佐々木経済部次長

そういった施設として再整備するとなりますと、やはり市の施設でございますので、その責任として修繕ですとか、あるいは改修であったりとか、そういった投資も必要になってくるのではないかなというふうに思っています。そういったのもなかなか難しい状況でございますし、先ほど言われた子育ての関係の施設ということでございますけど、明確なその方向性といいますかそういったものがない中で、現時点でそういったことは検討はなかなか難しいかなというふうに思っております。

以上でございます。

#### ○田中委員

検討が難しいという部分とお金の部分をできない理由に今言われたんですけど、ものとしては多分できるんだと思うんです。その中でそれをやるためにどういったルールを考えるか、仕組みをつくるかというところで、例えば別に市が管理はするにしても、使用料を取ってそこで活用してもらってそういう場をつくるということも手段としては私はあると思いますし、そういったこともありとあらゆることを検討した上で売却という手段に行くのであれば、私は選択もあるのかなとは思いますが、ちょっとその部分をもっとやってほしかったなという思いがあるのでここでお伝えするのと、あとここはいわゆる指定避難場所、緊急避難場所、そしてペットの同行避難場所としての指定をされておりまして、その辺りがどうなるのかちょっと教えていただけたらと思います。

○佐々木経済部次長

避難所の件でございますが、本施設は先ほど申されたとおりペット同行避難専用の指定避難所に指定をされております。現状はペットのケージが入る、コンテナが本施設に隣接する大蔵池公園のほうに設置されておまして、本施設は同行者専用の避難所となっております。

テクノキャンパスに設定されたペット同行避難所の指定につきましては、現在解除する方向で防災危機管理課と協議をしております。

以上でございます。

○田中委員

これからの話だからあれなのかもしれないですけど、今のイメージでいうと、ペットは例のコンテナのところに預けるけど飼い主はどこか違うところに行きなさいという話になるかと思うんですけど、そういう理解でいいんですか。

○佐々木経済部次長

コンテナをどうするかというところまではまだ定まったものではありませんけれど、同行避難者が避難する場所というのは別途設定される見込みでございます。

以上でございます。

○田中委員

だから、その話でいうと現状で解除されることによって、今のペットのほうの避難所を活用しようと思ったらペットはあそこに預けに行って、飼い主はどこか違う避難所に行ってくださいということになるという理解でいいんですか。

○吉本副市長

委員からいろいろ御質問いただいておりますけれども、令和8年4月の移転を目指して、今、旧光丘高校が浅江中学校となりますが、そこで大規模な公共施設が生まれるわけなんです。その後、浅江中学校の今の校舎、これも市が今から維持管理していくこととなりますが、そこもこれから空施設となるわけですね。

ペット避難所については、今、コンテナは大蔵池公園に設置しておりますけれども、今後、近隣のそういった施設も含め、これからいろいろ総合的に考えて、指定避難所も指定していくといった形で考えております。具体的に、じゃあ今のテクノキャンパスのペットの避難所をどうするかということは、現時点でまだ決まっておきませんので、お答えはいたしかねますけれども、いずれにしても近隣にいろんな公共施設がございますので有効な活用を図っていきたいと思います。

それから、るる、委員のほうから子育ての関係の御提案をいただきましたけれども、市全体で見ますと浅江地区だけでなく大和地域の小学校、これが今から空いてまいりますので、いろいろな有効活用、今、ほかの部署がこの有効活用について検討しております。

すけれども、そういった中でも委員の御提案の趣旨、その辺も含めて検討してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

#### ○田中委員

市全体を検討していくということは、前向きな感じの回答ではしていただいたんですけど、避難所についても旧光丘高校が市のほうのものになるから市の避難所になるというのはもちろんそうですし、今まで県だったので第2段階の避難所になっていたのです。そうなるという部分はあるんですけど、その中で、現浅江中学校の場所の話も入ったりとか、市内全体の校舎、学校が統合されることによって空くんだという部分も活用のほうはという話もありましたけれども、今回この条例を挙げることの理由に、光市公共施設等総合管理計画の方針に基づきという総論の部分で言われるので、バサッと切るのであれば、言ってみれば学校のほうもそれに基づいてバサッと私は売却するべきではないかと思うんです。ずるずる管理がかかるような活用を考えるよりも、これに基づいてしっかりとやっていくんだという方針を持つべきだと私は思うところもあるので、その辺はその中の一つとして、これをそういったことに基づいて判断するというのは1つの前例になりますので、その辺の重さをしっかりと受け止めていただいて今後にも取り組んでいただけたらと思いますので、以上で終わります。

#### ○吉本副市長

委員、これだけは御理解いただきたいんですが、公共施設等総合管理計画、これに基づいて全体とすれば、総量は減らさないといけないんです、減らさないといけない。ただ、先ほど光丘への移転とかで、いろいろ公共施設が増えているんです。そういった中で、現在の利用目的が終わったところは、少なくともこれは廃止すべきという判断ですので御理解をいただきたいと思います。

#### ○田中委員

言ってみれば、ここでやり取りをしてもあれなんですけど、そういった意味では、私も議員4期目をやっているのですが、こういう施設マネジメントにおいても、学校施設、そして市営住宅関係の総量を減らすというのが一番大きな目標になっておりますので、そういった意味では、この施設よりも学校を減らすほうがもっと大きいミッションの位置づけになっておりますので、減らすということは私も賛同しますので、今後またそういった視点で取り組んでいけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

#### ○大田委員

この令和8年4月1日から公共施設の総合計画に基づき廃止するというふうに今言われたんですが、市の方針は決めたらそれに向かって爆進するんでしょうが、この施設自体、もう完全に要らない施設と考えて市はおられるのですか。

○佐々木経済部次長

要る、要らないという考え方というのはなかなか難しいかと思いますが、役割としては終えているということでございます。

○大田委員

役割を終えたというふうに思われているのですが、今700件も利用者があるというふうなんで、役割を終えたというのは少しちょっと違うんじゃないかなと思うんです。そのこのところ、これを基ついたらそれに向かって爆進するんでしょうが、これまた廃止した後はどういうふうにしようと思っておられるか。ただ、廃止するだけが目的で言うんじゃないくて、その後の廃止した後はどうするかというのも考えて当然提出されたと思うんですが、そのこのところお答えください。

○佐々木経済部次長

廃止した後は売却をする方針でございます。  
以上でございます。

○大田委員

売却というのは建物ごと、それとも更地にして。

○佐々木経済部次長

その手法は今後検討するんですけど、今時点では建物と土地を併せて売却したいというふうに思っております。

○大田委員

建物ごと売却するとなると、今、課長が言われているんですが年間100何万円も維持費がかかるというような建物であって、もう償却も終えた建物であつたら、そんなに価値はないと思うんですが、それでも建物ごと売却しようと。

○佐々木経済部次長

償還は終わっていますが、耐用年数自体はまだ満了はしていない状況ですので、一定程度は資産価値というのは見込まれるものでございますし、利用の用途に基づいて修繕すればまだ活用可能ではないかなというふうに思っております。

以上でございます。

○大田委員

それと、今は経済部の所管になっているんですが、これは用途変更してから一般のほうに変わるんですか。それともずっとそのまま用途をそのまま持ち続けたままの売却になる。

○佐々木経済部次長

行政財産としては、当然、条例が廃止されれば一般の普通財産のほうに移管されるということになります。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

③議案第1号 令和7年度光市一般会計予算〔所管分〕

説 明：佐々木経済部次長 ～別紙

質 疑

○小林委員

それでは、何点か質問させていただきます。

まず、1点目の質問としましては、光市当初予算案の概要の29ページ、予算書でいくと186ページなんですが、DXファーストステップ支援事業についてお聞きをします。

先ほどの説明でもございましたが、令和7年度は、令和6年度同額の600万円が計上されております。本事業については、令和6年度から開始をされて、市内の中小企業の実態調査と定期的なDXセミナーの開催、短期の伴走支援、成果事例集の作成と発表、こういうものに取り組みられてきたというふうに認識をしています。これらの実績を踏まえて令和7年度の事業で新たにに取り組むこと、また事業の見直し等があればお示してください。

○佐々木経済部次長

DXファーストステップ支援事業の御質問をいただきました。本事業では、深刻な人材不足など経営課題に直面する中小企業に対して、DXへの第一歩を後押しするための知識の習得と取組の促進に向けた支援を進めているところでございます。

6年度につきましては、市内150を超える中小企業等に対して、DXに関する実態調査を実施いたしましたほか、合計6回のセミナーの開催、市内5事業者に対する短期伴走支援の実施を進めているところでございます。

また、取組事例の横展開を図ることを目的に、3月7日、明日でございますが、伴走支援を受けた事業者による成果発表会を開催することとしております。

また、事業者の取組をまとめた事例集を現在作成しているところでございます。

今回、実施した実態調査では、全体の約7割の事業者がDXに関心があると回答した一方で、その約3割が現状の課題や解決策を見出せていないという傾向が見られております。このため、今後もDXの進め方や具体的なツールに関するアドバイスなど、事業者の置かれております状況に応じた支援が可能な専門家による短期伴走支援を軸とした取組が効果的であると考えております。

こうしたことを踏まえまして、7年度の取組につきましては、実態調査以外は基本的には6年度と同様の取組となりますが、伴走支援事業では対象事業者を現在の5社から増やすことを想定しておりまして、まずは事業者がビジネスモデル変革を推進していくための体制づくり、こういうところに視点を置いて幅広く支援をしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

#### ○小林委員

本事業の6年度の実績という部分もよく理解ができましたし、その上で7年度取り組むこととして伴走支援の枠をどんどん増やしていくということ、すごく僕は大事なことだというふうに思っています。

非常にこの取組を通じて、やはりDXに対するファーストステップですので、そのハードルが下がればすごくいいなというふうに思っていますので、この引き続きの取組のほうもお願いをしておきます。

もう一つ、このDXに係る質問で、先ほどの答弁でもございましたがデジタル技術の活用を通じて深刻な人材不足をはじめとする経営課題の解決を目指すという、このすごく取組は、僕、理念もいいと思っています。

では、これを実現するためには、今既に取り組んでいることかもしれませんが、企業と緊密に連携して、より強固な信頼関係を構築していくこと、これが必要だというふうに考えますが見解のほうをお示してください。

#### ○佐々木経済部次長

関係機関や事業者等と連携しながら各種施策を進めていくことは非常に重要であるというふうに考えております。特に、今回のDXの推進事業につきましては、事業者との信頼関係の下で連携した取組を進めていくことが、その機運をより効果的に市内全体に波及させていくことにつながるというふうに考えております。

社会情勢の変化ですとか、現在の人口減少に端を発する様々な問題を乗り越えていくためには、こうした取組の積み重ねが必要でございますし、事業者が安定的に事業を進められることが前提となってまいりますので、引き続き、事業者の皆さんと連携を図りながら、信頼関係の構築に努めてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

#### ○小林委員

やはり私も中小企業が持続的に成長していくためには、やはり今の最先端の技術であるデジタルという部分は避けては通れない部分になってきていると思います。そういう中で、今、本市がやっているこの事業というものは、最初の取っ掛かりの部分のハードルを低くして、企業の状況に合わせた形で短期の伴走支援をやっていくというこのシナリオはすごくいいと思っていますので、先ほどの答弁でもございましたその伴走の支援の枠を増やしていくということ、それに向けた周知の啓発のほうもぜひお願いしておき

たいというふうに思います。

もう一点、質問があるのですが、これも、光市当初予算案の概要29ページで、予算書については186ページなんですけど、「光に住んで、働こうやー！」支援事業についてお聞きさせてください。

令和7年度は、令和6年度と比較して270万円減の620万円を計上されていますが、まずこの減額となった要因、この部分についてお示しをください。

#### ○佐々木経済部次長

本制度は令和5年度に創設した事業で、この7年度が3年目となります。3つの補助金で構成されておりまして、それぞれニーズや実績を踏まえて一部補助上限を見直したほか、1事業者当たりの申請見込み額や事業者数の見込みを踏まえて積算した結果、合計で270万円の減額となったものです。

なお、令和7年度は、新たに、さらに多くの企業や事業所に本事業を周知して活用を促していくため、先ほども申し上げましたが、少し複雑な本制度を視覚的に分かりやすく取りまとめたチラシの作成費用として印刷製本費10万円を計上しております。

幅広い事業者の活用を促すことで、地元企業の認知度向上により、本市企業への就職の可能性を高めて、本市への移住・定住につなげられるよう取り組んでまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

#### ○小林委員

状況についてよく理解ができました。その上で、実際に今回予算書にもあったチラシを作って、確かにこの制度は私もホームページを見て3つの柱があって、じゃあ、これはどうなっているのかというところを、それを視覚的に見やすくするというのは非常にいいと思います。私も実は経営者の方とお話をするときに、ちょっと分かりづらいという言葉をいただいていたので、このチラシができることによって、さらに視覚で分かりやすくなっていくことは大変すばらしいことだと思っています。

もう少し深掘りをさせていただくと、令和6年度の実績で、さっき3つの補助金の中でどういう具体的な実績があったのかというところをぜひ教えてほしいというところと、その実績を踏まえて、令和7年度における制度の変更、そして今後の展望の部分についてお示しをください。

#### ○佐々木経済部次長

まず、令和6年度の交付実績でございますが、2月末時点で、中小企業等知名度向上ブランド化補助金が8事業者、147万6,000円、次のインターンシップ促進補助金が6事業者30万円、中小企業等人材定着・定住支援補助金が、そのうちの定着支援のほうで3事業者55万円、定住支援が1事業者33万円でございます。

7年度における制度変更につきましては、主に2つの補助金について補助上限の引下げを行っております。1つ目は、インターンシップ促進補助金で、本制度が多市に先駆

けた取組であることや、地元就職の促進や若者育成の支援につながる施策であることから、限られた予算の中でより多くの事業者に利用していただくため、1事業者の補助上限を10万円から5万円に引き下げる見直しをしております。2つ目は、中小企業等人材定着・定住支援補助金における定着支援の補助金で、申請額の実績を考慮し、1事業者の補助上限額を30万円から20万円に引き下げる見直しをしております。

本事業は、2年間で延べ35事業者に活用していただいて、6年度は制度創業以降初めて定住支援の活用で借上げによる社宅の県外からの人材確保につながったという実績もございました。

今後の展望としては、7年度の制度見直しとチラシの作成によって補助金の活用をさらに促進していくということで、本市の企業の認知度であったりとか魅力といったものが高まって、より多くの人々が光市に集まってもらえるよう取組を進めてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

#### ○小林委員

令和6年度の実績を踏まえて、7年度の制度変更、今後の展望の部分についてもよく理解ができました。

この事業というものは3つの補助金において構成されていて、このどれがなくても駄目というので、全て3つあってこの事業というものは、即、効果が出ると思っております。

その中で、1つ目と2つ目の事業の中で、いわゆる申請の条件とか、あるいはもっと広くの人に使ってほしいという観点でその補助金の率を少し変えたというのは理解しました。その上でも、ぜひこのチラシというところが非常にキーポイントになってきますので、いろんなところに行ってこのチラシという部分を皆さんにPRできるような取組というところも、ぜひ今後検討して行ってください。

私からは以上です。

#### ○田中委員

2件お聞きできたらと思います。

当初予算の概要の15ページの中段のところには地域課題対応型事業所設置タイプ奨励金ということで165万円上がっているのですが、これ見直しまたは充実した事業ということで上乘せ交付等も言葉はあるので、拡充した部分も含めて少し詳細の説明をいただけたらと思います。

#### ○佐々木経済部次長

タイプ別奨励金の御質問をいただきました。

まず、地域課題対応型事業所設置タイプ別奨励金は、これまで3つのタイプで奨励金を交付してまいりましたが、令和7年度はそのうちの一つであるテレワークオフィス等開設タイプについては、令和4年度の制度創設以来、4事業者に対して支援をしております。

新たな働き方に対応した勤務場所を提供するという補助目的に対して一定の役割を果たしたと考え終了するとともに、深刻さを増す人口減少や少子高齢化の問題に立ち向かうための新たな一手として、立地適正計画で示す居住促進区域への誘導に資する取組として、居住促進区域への事業所や店舗の開設、それから市外からの移住を伴う事業所等の開設に対して奨励金の上乗せをしようと思っております。

また、市外からの移住者が奨励金を活用する場合、つまり、移住を伴って空き店舗等を活用した創業をする個人事業主を想定しておりますけれど、この場合は、さらに10万円の加算といったものを検討しているところでございます。

こうしたことから7年度の予算の内訳は、サテライトオフィス進出タイプと空き店舗等活用タイプの各30万円の2つのタイプに対する奨励金、合わせて5件分の奨励金として150万円、それに加えて居住促進区域への事業所設置に対する上乗せと移住を伴う事業者等の開設に対する上乗せの加算分を15万円分、合わせて165万円を予算計上しているところでございます。

以上でございます。

#### ○田中委員

分かりました。しっかり検証して充実させているのだなというところが分かって、ちょっともう一点だけ再質問させていただけたらと思います。

立地適正化の居住促進区域の部分については上乗せとして拡充するというお話がありました。これ金額については、今、もし言えればお願いいたします。

#### ○佐々木経済部次長

今検討しているのは1件当たり3万円程度を検討しております。

以上でございます。

#### ○田中委員

分かりました。それで、もう一つが概要の23ページ、先ほど説明にもあったんですが、雇用の日の地元キャリア教室ということで、今回は各中学校を回ってというお話があったのですが、今までメッセージフェアのほうも地元の紹介と、あともう一つ視野が広がる夢を感じる部分の講演があつて、若い世代にとってすごくいいなと思っていたのですが、その辺について、今のお話だと地元就職につながるコンセプトでということでしたが、何か若い中学生たちが視野が広がって夢が広がるという部分での、そういうものがもし内容として考えられているのであれば、ちょっとお伝えいただけたらと思います。

#### ○佐々木経済部次長

中学校に派遣する講師の中に、本市出身で全国で活躍するような方も想定をしております、その方を招聘するための費用として、費用弁償を含めて、あと、講師謝金等も計上しているところでございます。

今までの雇用の日で、そういった夢の部分もございましたが、そういったものも含め

て、やはりキャリア教育というところもしっかりやっていかなければいけないというふうに認識はしております。

以上でございます。

○田中委員

分かりました。より中学校であれば近い距離で見られると思いますので、期待しておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○西村委員

すいません、二、三確認をさせていただきたいのですが、一部重複するところもあるのでちょっと別の視点から聞いてみるんですが、DXファーストステップ支援事業委託料の部分で、先ほど説明と委員の答弁等でもあったのですが、令和7年度の取組として引き続き伴走の支援、その対象者を増やしていくと、こういったところが答弁の中であったと思うんですが、今、令和6年度の事業で150を超える事業者の方にヒアリングをして、その中から対象事業者5社に伴走支援をとということだったと思うのですが、それを踏まえて2つ確認で、まず1つが、この対象事業者を拡充していく、増やしていくに当たっては、これはアンケートとかを取って、例えば委託されている事業者がアンケートの中でそういう伴走支援を希望しますか、希望しませんかみたいな、どういう対象事業者の選定をしているのかというところをまず聞かせていただければと思うのですが、把握していれば。

○佐々木経済部次長

伴走支援の対象事業者の選定ですが、先ほど言われたとおり、アンケートを踏まえてというところもございまして、セミナーを開催いたしまして、そのセミナーの参加者に対してどうだろうかというようなお願いをしたりとかいうこととございまして。そういったことで事業者を伴走してもらおうとしています。

○西村委員

分かりました。これから増やしていくということで、現時点でセミナーとかアンケートを通して5社以上、今、希望しているところがあるかどうかというのを聞きたいのと、令和7年度の取組としても継続してセミナーとかを実施していく中で、これは随時、委託している事業者のほうからどっちかという働きかけをしていくというイメージを持っていただいいんですか。そのあたりをイメージを確認したく。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○佐々木経済部次長

5件以上あるかという、まず、御質問でございますが、今時点では5件以上には至っ

ていないというふうに思っています。

伴走支援の働きかけのイメージでございますけれど、委託事業者の働きかけも当然でございますけれど、今回、明日、報告会もございますので、その参加者もたくさんおります。こうした場ですとか、そういった内容を通じて事業者の輪をしっかりと広げてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○西村委員

分かりました。あともう一点、この新年度のこの委託業者は基本的には同じ業者に委託をしていくという考え方でいいですか、それとも別のに変わっていくとか、そういうことはあたりするんですか。

○佐々木経済部次長

やはり今年度実施しております実態調査の状況というのをしっかり活用していく必要もありますので、現時点では引き続きできたらいいかなというふうに思っています。

以上でございます。

○西村委員

分かりました。引き続き、恐らく同じ業者でということだと思います。この取組自体、とてもすばらしいと思っていて、ただその中でいろんな業者さんに飛び込みでアンケート取りに行ったりとかしている、知り合いのところもあたりしたんですけども、そもそも業務がいっぱいでそれどころじゃないとか、伴走のイメージがつかないというところも結構声として聞かれたところがあるので、いろんなノウハウを持っている会社さんだと思いますので、そのアンケートの中でいろんな情報交換をするための連絡手段というのも恐らく持っているはずですので、明日の取組の内容とかも来れない事業者さんであったり、そういったところにもしっかりと共有をしていただいて、伴走型の支援というのがこういうものだというのがイメージがつかない事業者さんも結構いらっしゃるように私は感じているので、そういったところのフォローもしていただくとよりよくなるかなと思いますので、これは新年度の要望としてよろしく願いをしておきたいと思えます。

以上です。

○大田委員

概要の15ページ、予算書の186ページの新産業団地整備事業について、もう少し詳しく教えてもらえませんか。

○佐々木経済部次長

新産業団地整備事業の負担金のところでございますが、県が実施する造成工事のうち、本事業の基本合意書に基づいて市が負担することとなっている部分について、相応の負

担金を支払うもので、県の事業費の先行工事分のうち1,859万2,000円を負担するものでございます。

以上でございます。

○大田委員

その1,859万2,000円を負担する、これは極端に言ったら1億円かかった中の何ぼとかいうパーセントとかが決まっているんですか。市が負担するのは何%かが決まっているんですか。

○佐々木経済部次長

基本的には市で負担すべきところが給排水関係設備であったり、市道の部分の整備経費を負担することになりますので、その割合に基づいて県に負担金を支払うという流れになっております。

○大田委員

となると、市が何ぼ出してくれ言うたら、それを負担するという解釈に取れるんですが。

○佐々木経済部次長

当然、双方の合意に基づいて暫定の負担の方法というのを決めております。

以上でございます。

○大田委員

それというのは初めから県と市でいろいろ取り決めをされているんじゃないですか。

○佐々木経済部次長

基本合意書の中でそういった文言がございます。

○大田委員

それで、市道なんかと給排水なんかは市が一応負担するというふうに今答弁があったんですが、造成などに対しては100%県がやるということになるわけです。

○佐々木経済部次長

基本的にはその考え方でございます。

○大田委員

それと、今、産業団地において土地の売買交渉、一部聞くところによると難航しているとかあるとかいうふうにお聞きしているのですが、そのところは全部順調にいつているんですか。

○佐々木経済部次長

用地交渉につきましては一部で合意が得られていないという状況でございます。

○大田委員

その一部をのけて造成するということになるわけですか。それともその一部がなければ造成できないということなんですか。

○佐々木経済部次長

基本的にはやっぱり土地が確保できないと全体の工事というのはなかなか難しいものがございまして、用地が確保された上で工事に着手するといった流れになろうかと思えます。

○大田委員

今現在のところは測量ぐらい終わっている、しているという感じなんですか。

○佐々木経済部次長

そのとおりでございまして、今年度末で設計が完了する見込みでございます。

○大田委員

土地売買というのは相手があるものだから、いつまでに終わるということはなかなか難しいだろうとは思いますが、それが売買交渉がうまくいかなかったら断念するということも考えられるんですか。

○佐々木経済部次長

やっぱり土地がないと造成もできませんし開設もできませんので、そういった可能性というのはないことはないかなと思います。

○大田委員

市道じゃから経済のほうは今のところは私のところ関係ないと言われるかも分かんが、市道は工事に着手しておると私は思っておったんですが、確かまだ着手されていませんよね、そうですね、間違いありませんよね、私の思い。

○佐々木経済部次長

まだ着手はされていません。

○西村経済部長

先ほどの用地交渉のところで補足の説明になるんですが、現状は確かに一部難色を示している方もおられますが、今、県と連携してこの方が前向きに協力していただけるよ

うに交渉を粘り強く続けておりますので、新産業団地整備は光市にとっても重要な施策と思っておりますので、今後も県と連携してしっかりと進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○大田委員

それは誠意を持って相手と一生懸命交渉されているのは分かりますが、そういうふうには課長が言われたように交渉がうまくいかなかったら止めると、中止ということも考えられるように言っておられたのですが、今、事業者のほうも問合せがあっていると思うのですが、そのようなところの対応というのはどういうふうになるのでしょうか。

○佐々木経済部次長

産業団地に進出してこようとする事業者ということですよ。そういったお話を聞く機会もございますし、いろんな規模感、相談の濃淡というのもございますので、一概にどうだというお答えはできませんけれど、そういった引き合いというのはあるというふうに認識をしております。

以上です。

○大田委員

その交渉するところは市になるんですか、県になるんですか。それと契約はどちらへなるんですか。

○佐々木経済部次長

基本的には県の事業でございますので、県が行っていくということになります。市のほうはそれを一緒になってやっていくという考え方でございますけど、原則は県でございます。

○大田委員

それで、土地は要するに県が交渉するということになりますから県の所有物になると思うんですが、先のことまでいろいろ言うなといわれるかも分かりませんが、県の土地となると固定資産税なんかは入らなくなると思うんですが。

○佐々木経済部次長

最終的には事業者の土地になりますので、産業団地として売却をいたしますので固定資産税は入ってくるというふうに考えております。

○大田委員

この産業団地ができるということは大変ええことであると思いますから、ぜひとも県と一緒に、土地所有者の人と粘り強く交渉して、なるべく早くできてから光市に

事業所ができて、その従業員の人も光市に住むように一生懸命努力していってもらいたいと思っておりますから、よろしく願います。

○西村経済部長

すみません、先程の用地交渉の話でうまくいってないことなど、いろいろ御懸念があると思うんですが、今、本当にそうならないように県と連携して全力で進めていい成果が出るように職員一同が頑張っておりますので、御理解いただきたいと思えます。

以上でございます。

説 明：久山観光・シティプロモーション推進課長 ～別紙

質 疑

○新見委員

予算書188ページ、峨嵋山樹林活用事業についてありますけれども、こちらなんですが、具体的な事業実施の時期というのはいつ頃を想定されているのでしょうか。

○久山観光・シティプロモーション推進課長

峨嵋山については遊歩道の整備を予定しておりますけれども、整備については年度当初から実施されるものと考えております。

ウォーキングツアーについては、ある程度快適な気候での実施を考えておりまして、4月、5月、10月、11月を今のところ予定しております。

以上でございます。

○新見委員

ということは、先ほどの36ページのところでの自然公園の清掃業務、こちらも4月、5月頃実施ということでしょうか。予算書36ページですけど、県から委託で清掃がされるということだった。

○久山観光・シティプロモーション推進課長

県から委託を受けている峨嵋山遊歩道の整備は、協働事業提案制度とは別のものになります。県から遊歩道の整備ということで以前から委託を受けておりますので、それに関しましては年に1回、シルバー人材センターに委託して事業を実施しております。

以上でございます。

○新見委員

もし可能であるならば、そのウォーキングツアーの時期の前に清掃活動ができればいいなというふうに思いますので、調整ができるようであればお願いいたします。

それから、あと続いてなんですが、峨嵋山の管理については、先ほど話がありましたように県が管理しているというふうに理解をしているところではありますが、峨嵋山の

頂上のところ、日和山のところからの眺望が、これ峨嵋山自体が原生林というところの価値があるというふうに理解してしまっていて、なかなか樹木の伐採というのが難しいというのは承知しているんですが、もし可能であるならば、遊歩道せっかくあって頂上まで行けるので、眺望というところで可能であるならば、資産活用という点で県のほうを調整して樹木の伐採というふうに言うとなかなか難しいのかもしれないのですが、眺望がよくなるような形でもし調整ができるのであればしていただきたいので、これを要望をお願いをさせていただきます。

あと続いてですけども、助成金の内容についてはどのような内容で活用されるのかお願いします。

○久山観光・シティプロモーション推進課長

助成金につきましては、ウォーキングツアー実施の際の講師の謝金や旅費、チラシの印刷のほか、遊歩道整備の際の消耗品や保険料、ボランティアの方の飲み物代などに係る経費に充てられるものと考えております。

○新見委員

分かりました。ありがとうございます。

続いての質問なんですけど、予算書、ページ190ページと192ページで地域おこし協力隊について質問をさせていただきます。

これまで地域おこし協力隊2名については、まだ現在1名任期中ではありますが、基本的には任期が切れた後に地域おこし協力隊を採用という形になっているかと思うんですが、現在考えられている地域おこし協力隊については、これまで地域づくり推進課が所管されていたんですが、4月からの協力隊についての所管は今どちらになるかお示しいたadakimasuでしょうか。

○久山観光・シティプロモーション推進課長

4月から任用する予定の協力隊員は、観光振興分野に携わっていただくこととなっておりますので、観光・シティプロモーション推進課が所管となります。

○新見委員

ありがとうございます。

続いてですが、地域おこし協力隊員の給与について、国からの特別交付金が充てられて交付されると思うんですけども、予算について、当初予算案の概要12ページのところでは624万9,000円が充てられているかと思うんですが、これのうち交付金が幾らで、一般財源から幾らかが分かるようでしたらお示しいたdakimasuと思います。

○久山観光・シティプロモーション推進課長

このたびの当初予算に地域おこし協力隊に関連する予算を624万9,000円計上させていただいておりますが、この全額が特別交付税の対象となります。

特別交付税は報酬や自動車やパソコンの借上料など、活動に係る経費について550万円、旅費や広告などの募集に係る経費について350万円が上限となっております。

このたびは、活動に係る経費については満額の550万円、募集に係る経費については、74万9,000円、合わせて624万9,000円が対象となっております。

以上でございます。

○新見委員

よく分かりました。ありがとうございました。

そうすると、地域おこし協力隊員というのは市の財源を使わずにいろんな活動ができるということで、すごくいい制度だなと思っていまして、今現在、1名なんですけど、これ協力隊員の人数の上限というのはあるんでしょうか。お示ししていただきたいと思えます。

○久山観光・シティプロモーション推進課長

上限というのはございません。

○新見委員

ということは、市のほうで要望すれば、協力隊員を何名でも採用することができるということよろしかったでしょうか。

○久山観光・シティプロモーション推進課長

そのとおりでございます。

○新見委員

ありがとうございました。よく分かりました。

続いて、当初予算案の概要12ページの中で、来年度以降、その他の事業分野で新たな募集を計画されているというのがあるんですが、その他の事業分野では何か、既に決まっているような分野がありますでしょうか。

○久山観光・シティプロモーション推進課長

地域おこし協力隊は、移住・定住を促進するということと、地域での担い手の確保や活性化にもつながる制度であり、本課ではこれまで地域づくり推進課が所管するコミュニティプラン実現支援のみであった活用範囲を広げるために、令和5年度から全庁的な活用意向調査を実施しております。

令和5年度調査した際には、本課を含め3課から手が挙がり、令和6年度は本課と従前から引き続きになりますが、地域づくり推進課が募集を行いました。

令和6年度は、教育分野、福祉分野など3課から活用希望があり、活動内容などについて、現在、所管と調整を進めているところです。

今後、一定の方向性が固まりましたら募集を開始することとしておりますが、令和7

年度につきましては、民間事業者が運営するスカウト型マッチングサービスの活用も予定しておりますので、そういったツールも活用しながら人材獲得に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

#### ○新見委員

地域おこし協力隊については、非常に大きな成果を上げている市町もありますので、ぜひ大きく活用していただければと思います。

以上です。

#### ○清水委員

予算書の190ページをお願いします。

海水浴場ライフセービング業務委託料は先ほど説明ありましたが、管理体制の見直しというところで常時2名のライフセーバーの方が設置されるということで、非常に今より安心して遊べる環境になったなということで、いいなと思っているんですが、ちょっと分かる範囲で構いませんが、今までに水難事故とかそういったものが虹ヶ浜であったのか、何件ぐらいあったのか、もし把握しているものがあれば教えてください。

#### ○久山観光・シティプロモーション推進課長

事故の件数ということですが、把握している範囲で、平成19年から令和6年までで11件と把握しております。

以上でございます。

#### ○清水委員

分かりました。11件、今までに把握しているだけでもあったということで、これでライフセーバーの方がいるということで、こういった事故の対応もできると思うんです。これで今よりも安心して遊べる環境で、非常に守りというか、今、全国的にすごく猛暑の影響で全国的にも海水浴で遊ぶというお子さんが減っている中で、その危険を少しでも改善できるというのは非常にいいかなと思います。

その中で、予算書の6ページの先ほど説明がありました、民間活力活用型虹ヶ浜にぎわい創出事業のことについて、令和7年度は令和8年度に向けて何をしていくかを含めて検討して、いろいろ民間の吸い上げていくということなんですけど、今の段階でそういった集めていく手法だったりとかスケジュールだったりとか、どのように民間からの意見を吸い上げていくかなど、決まっているところを教えてくださいというのでお願いします。

#### ○久山観光・シティプロモーション推進課長

現時点では詳細については決まっていますが、令和7年度の早い時期から準備を進め、民間事業者の提案を募集してプロポーザルという形で選定をさせていただいて、事業の

実施に向けて取り組んでいきたいと考えております。なるべく早い時期にはと思っております。

○清水委員

分かりました。これからということで、ぜひお願いします。

やっぱり花火大会がなくなって、虹ヶ浜のにぎわいで注目されている市民の方が非常に多いので、できるだけ幅広く民間の方の意見を吸い上げて実現可能なものを、今回ピンチはチャンスじゃないですけど、花火大会は一旦中止ですけど、それに代わるもっとよくなるものというのができる可能性も大いにあると私は思っているんで、そういった観点からも、ぜひ幅広く多くできるだけ吸い上げていただけたらと思いますので、よろしくお願いします。

○井垣委員

予算計画書の190ページの今のライフセービングのところなんですけども、常時2名の配置ということなんですけども、これは時間帯を教えてください。

○久山観光・シティプロモーション推進課長

時間帯ということですが、海水浴場の開設時間が10時から5時までとなっておりますので、その間、配置するということになります。

以上です。

○井垣委員

では、期間のほうを教えてください。

○久山観光・シティプロモーション推進課長

期間につきましては、7月19日から8月17日を予定しております。

以上です。

○井垣委員

確認なんですけども、チャレンジショップは今年はないんですよね。

○久山観光・シティプロモーション推進課長

令和7年度についてはチャレンジショップを開設する予定はございません。

○井垣委員

ほかの海の家の出店はあるんですか。

○久山観光・シティプロモーション推進課長

今のところ私のほうでは把握はしておりませんが、そういう御要望がありましたら

たら準備のための手続きなどは、観光協会でもしておりましたので、観光協会ですようになると思います。

○井垣委員

ついでにお尋ねしますけれども、海の家要望があったときに、その海の家を出す期間を今までよりは延長できるという可能性はありますか。

○久山観光・シティプロモーション推進課長

海の家に関しましては、松林の中で設置していただくことを想定しており、県が管理をしておりますので、県の許可に基づいてということになります。

期間というのは、市ではどのくらいというのは判断できませんけれども、県の許可する範囲内では開設することはできると考えております。

○井垣委員

ありがとうございます。

同じページの上から2行目、海水浴場と開設委託料というのがありますけれども、これは虹ヶ浜海水浴場の幼児用プールも含まれているのでしょうか。

○久山観光・シティプロモーション推進課長

今お示しいただいた海水浴場開設委託料17万5,000円については、虹ヶ浜海水浴場の駐車場のライン引きや、開設前の幼児用プールの浚渫や清掃、駐車場の整備といったものの費用となります。

以上です。

○井垣委員

幼児用プールの管理体制というのはどこの予算に入るのでしょうか。

○久山観光・シティプロモーション推進課長

幼児用プールの管理につきましては、観光案内所等管理委託料68万8,000円というのがあると思いますが、シルバー人材センターに委託しておりまして、水を入れていただいたり抜いていただいたりしております。

以上でございます。

○井垣委員

分かりました。

同じページの海水浴場監視台設備を今回できるということで、うれしく思っています。これ昔あったんですけれども、いつの間にかなくなってしまって、監視人もいなかったんですけれども、私は、夏の虹ヶ浜海水浴場が一番の光の目玉だと思っております、この監視体制が強化されて、監視台も設置して、常時人もいるということは、本当にうれ

しく思っています。どんどん宣伝して、安全なので泳ぎに来てくださいということをPRのほうもよろしくをお願いします。

それと同じページの下のところ、移住・定住の中の大阪万博へ行きますよね。その費用は出ていますけれども、6月の前のページ、6月13日に光市は万博で出展するということですが、逆に大阪万博に世界中からお客さんが来るわけですね。それをどう受けるかということでもみんな躍起になっていまして、大阪、兵庫、岡山、広島、山口と、そこに来たお客さんをどういうふうに捕まえようかということでも躍起になっていますけれども、行くだけじゃなくて、そういうお客さんを呼び込むための予算とかはこの中にはないのでしょうか。

○久山観光・シティプロモーション推進課長

呼び込むためということの御質問ですけれども、このたびの6月13日の出展に際しましては職員2人を派遣しまして、光の特産品を販売したり試飲したり試食したりすることを考えております。それと同時に観光PRですとか、光市の魅力の発信も一緒に行っていきたいと考えておりますので、そうした取組によって来訪してくれることを期待している。そのための旅費などと考えております。

○井垣委員

じゃあ、お客さんが来たときの受入れ体制に対する、大阪万博は今年だけなので、今年だけの特別な予算みたいなのはないのでしょうか、受入れ体制をつくるという。

○久山観光・シティプロモーション推進課長

この万博を想定しての受入れ体制の予算というものは、今回ありません。  
以上です。

○井垣委員

ちょっと残念な気がしますけど、せつかくのチャンスなので、もしチャンスがあれば考えていただきたいと思っています。

188ページの下から9行目のひかりの魅力発信・発見支援ということは、地元の何かやってくれそうな団体を支援するんだと、3年目だとお聞きしましたが、これ1年目、2年目の実績というのはどういう感じでしょうか。予算額は一緒だったのでしょうか。

○久山観光・シティプロモーション推進課長

まず予算については100万円で5年度も6年度も一緒です。

実績についてですが、令和5年度の申請件数は10件あり、そのうち5件を交付の対象とさせていただいたところではあります。

6年度につきましては12件の申請がありまして、そのうちの7件について支援をさせていただきました。

以上です。

○井垣委員

分かりました。ありがとうございました。

190ページの移住・定住促進事業の一番下の3行です。U J I ターン移住支援、テレワーク、こういうところに補助金が出ていますけども、一番大事なのは窓口ですけども、全国のどこかに住んでいる誰かが地方に移住したいなと思ったときに、この光市を見つけられるかどうかというのが一番大事だと思うんです。そこの即効にお金をつけるというか、そういう概念はあるでしょうか、この予算表の中で。来た人には援助するわけですけど。

○久山観光・シティプロモーション推進課長

今言われるような光市以外での窓口というようなものに対する予算はありませんけれども、山口県から東京や大阪に移住をアドバイスする支援員を派遣しておりますので、市としてはいつも連携を取りながら、光市の魅力も紹介してもらっていますし、何かそういう光市に興味のある方がいらっしゃればつないでいただいて、オンラインで相談を受けることはしております。

以上です。

○井垣委員

ありがとうございます。オンラインの相談もしているということで分かりました。

先ほど大阪万博に出展するとありますけども、ついでお聞きしますけども、山口県の物産店みたいな店舗が東京にございますけれども、そういうところに光産のものというのは出品しているのでしょうか。

○久山観光・シティプロモーション推進課長

おいでませ山口館のことと思いますけれども、常時というのは今のところありませんが、年に1回、周南地域での「うまいっちゃフェア」というのをやっておりますし、そのときには光市の特産品も出品しますし、職員も行ってPRするという事は行っております。

以上です。

○井垣委員

分かりました。ありがとうございます。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○田中委員

重なる部分がありますが、何点かお聞きできたらと思います。

まず、1つ目が概要の18ページになります。

先ほど少し説明もありましたが、光においでよ！住まいる補助金で、市内産米を贈呈するというようなお話もありましたが、今お米が高い部分もあるんですけど、これどれくらいを贈呈する予定なのか、もし決まっていれば教えていただけたらと思います。

#### ○久山観光・シティプロモーション推進課長

この補助金につきましては、これから制度設計をしていきますので、現時点での想定となりますけれども、補助金の対象となる物件が立地適正化計画に示す居住促進区域内であれば2万円分、居住促進重点区域内であれば3万円分の光市産米を贈呈することを考えております。

現在の販売価格では2万円ですと約30kg程度、3万円ですと約50kg程度になると考えておりますが、光産のお米をはじめとする食材を実際に食べていただき、おいしさを実感していただくことで地産地消にもつなげていきたいと考えております。

以上です。

#### ○田中委員

分かりました。30kgと50kgでまあまあインパクトある数字なのかなという部分と、市内産の商品にもつながるということでいい事業だと思いますので、お願いいたします。

それと、次が予算書の188ページのほうで協働事業提案制度ということで詳しい説明もあって質問のほうもあったんですけど、これ協働事業提案制度ということなので民間がやることに対してその行政と一緒にやって取り組む部分、その部分について何かどういったことをされるのか教えていただけたらと思います。

#### ○久山観光・シティプロモーション推進課長

本課の役割というところだと思いますが、峨嵋山樹林の保護や活用に係る様々な許可というものが必要になってくると思いますので、そのあたりに対する手伝いやアドバイス、専門家の紹介やPR、そういった後方支援ということを考えておりまして、こうした協働による取組が、地域の自立した取組への波及効果にもつながることを期待しているところです。

以上です。

#### ○田中委員

行政、県とかとの橋渡しという部分もあるのかなと思いますが、後方支援ということで分かりました。

この事業についてなんですけど、一般質問でもちょっと触れましたけど、協働事業提案制度自体の締め切りが早くって、次年度に採択されて予算がつくというのがございます。この団体については、いわゆる経済部が取り組んでいた、ひかりの魅力発信・発見支援事業のほうにも交付金のほうにも手を挙げて取り組まれていたところなので、今、いろんな団体ができている中で、そこに手を挙げて、その先にここの協働事業提案制度

ってつながっていくことも考えられます。

今回、このひかりの魅力発信・発見支援交付金も取り組まれるということなので、その団体に対してもこの協働事業提案制度というものがあるんだというところ、そしてひかりの魅力発信・発見支援交付金で取り組んでいた団体が、今回こういうのを取ってやるんだというところをお伝えしていただいて、今後、発展的にそういった団体が次々出てくるように取り組んでいただけたらと思いますので、よろしく願いをいたします。

もう一つが、同じく188ページの町の魅力プロモーション事業のほうで、大阪・関西万博の出展負担金ということで詳細の説明をいただきました。

これ、説明の中で6月13日に光市デーがあって、光セレクションのPR等を行いに行くということだったんですが、何かこう、他市も一緒に出てくるんだらうなというところがあるんですけど、万博自体のテーマになるのかどうか分からないんですけど、何かテーマみたいなものがあるんですか。

#### ○久山観光・シティプロモーション推進課長

山口県の出展期間中のテーマが、「食と暮らしの未来」となっております。そうしたことも踏まえまして、市としては光セレクションを、食という観点でPRをしていきたいと考えております。

以上です。

#### ○田中委員

分かりました。「食と暮らしの未来」というテーマで、足並みをそろえないといけない部分もあるので光セレクションのPRということにはなるとは思うんですけど、やっぱり万博で、世界の皆さんとこんにちはじゃないですけど出会う場、多くの人が来られる、いわゆるインバウンドの今、観光も含めてテーマ的にあるのがやっぱり体験というものがあって、山口県の今度デスティネーションキャンペーンも体験という部分が大きく入っております。

いろんな全国からの出展者がある中で、やっぱり光市というのが目立つ展示をぜひ、先行委員も言っていましたけど、していただけたらと思うんです。世界の人も含めているようなものが並んでいるところで光市がインパクトあるものを作って、それを写真を撮ってSNS等に発信することによって、後の光市に訪問というのにもつながっていくのではないかと思います。

そういった意味で、光市、じゃあ目立つように何ができるかと考えたときに、一例で言うと、先ほど職員2名派遣というお話があったんですけど、久山課長が行かれるのかどうか分からないんですけど、女性で行かれるのであれば、光市にも何千万とか億とかという打掛があるとかいう話もお聞きしますし、出すものは光セレクション、食のテーマにしても、PRする側ですごいインパクトを持っていくことによって、それが来られる方の目に留まって発信というのにもつながると思うので、ぜひそういったことも考えて、職員2名と言われたんですけど、ぜひ、市長とかにも皆さん行っていただいて、どこが目立つPRをしているのかとか、そういう全体を見るいい機会だと思うので積極的に行

っていただけたらと思うんですが、なかなか聞いても難しいと思いますが、その辺でどういう機会に捉えられているのか、万博に行くことによってほかを知るいい機会でもあるので、聞くの難しいですね。ほかを知るいい機会だと思しますので、ぜひ体験で見に行っていて、それで持ち帰って光市の魅力を話につなげていただけたらと思いますので、終わります。ありがとうございます。

○大田委員

海岸夏季海水浴場管理運営事業ですか、188、190ページ。概要では38ページに載っているんですが、虹ヶ浜の海水浴場のシャワー設置が69万円で、ライフセーバーなんか安心・安全のためが233万円とこういうふうになって上がってあるんですが、室積海岸に対してはどこに書いてあるんですか。

○久山観光・シティプロモーション推進課長

室積海岸は、案内所の設置と警備を配備することにしております。

予算としては、予算概要には上がってきてはおりませんが、予算書の警備委託料に室積も含まれた数字を掲載しております。

190ページの上から3行目、264万円、この半分の132万円は室積海水浴場の警備にあたるものになります。

○大田委員

そしたら、その下の監視船も半分ちゅうことですか。

○久山観光・シティプロモーション推進課長

そうです。監視船も半分は室積ということになります。

○大田委員

シャワーやら、ライフセーバーないにしても監視員の配備とかいうのはあると思うんですが、それがどういうふうになっているんですか。

○久山観光・シティプロモーション推進課長

室積に関しては、先ほど申しましたように案内所の設置と警備2人の配置ということになります。

○大田委員

そのあとシャワーなんかは設置しないと。

○久山観光・シティプロモーション推進課長

シャワーについては観光協会のほうで温水冷水2基ずつ設置するということになっております。

以上です。

○大田委員

監視員は何人くらい、考えてない。

○久山観光・シティプロモーション推進課長

虹ヶ浜海岸でいう監視員は、市の会計年度任用職員として任用して配置しますが、そういう監視員を室積に配置をする予定はございません。

○大田委員

でも、楽しく遊んでもらおうと思ったらやっぱり要るんじゃないですか、よそから来られた客ににぎわいを持たすためには。そこのところをもう一遍、再考、補正でもいいですから組んでほしいと思うんですが。

それと、今、ひかりの魅力発信・発見支援事業で地元等が市民団体が主催するイベント等支援と、後ろから支援というふうなことを言われているんですが、何件ぐらいを考えて、どういうふうな後方支援を考えておられるか教えてください。

○久山観光・シティプロモーション推進課長

この交付金につきましては、上限を20万円として5件を想定して100万円という予算を計上しております。

以上です。

○大田委員

まあ、例えばというのがありますが、そねえなんは、今まで、今、応募件数があるんですか。

○久山観光・シティプロモーション推進課長

この交付金の応募については、4月1日から応募を開始する予定としておりますので、今現在は応募はございません。

○大田委員

要するに、光の魅力発信ですから、そのイベントだけでなく、光の魅力というものを全国に知らしめる方法も一つの方法じゃないかと思うんですが、それに対する啓発活動ちゅうのを大変大事なことじゃろうと思うんですよ。

先ほどの同僚委員から光に移住の人間がおると、そこで電話で、パソコンでやり取りしとると言うんですが、やっぱり、光の魅力というのを人にいかに知ってもらおうということが大事じゃから、啓発活動ちゅうのも一つの観点じゃろうと思うんで、そこんところは、どういうふうにご考えておられるか教えてください。

○久山観光・シティプロモーション推進課長

本市の魅力の啓発という観点でお答えしますと、こうした市民の皆さんの取組を市としてホームページやSNSといったもので発信をしていくことと考えております。

○大田委員

移住定住に対してもそうだと思うんですよ。いかに光が魅力があるよ、また光に来てくださいよというのも一つの啓発活動、発信することによって、一人一人に当たって安心するのもそれは大事でしょうが、大衆の、多くの人に目つけてもらうちゅうのも一つの、光市のどういうふうな魅力があるちゅうのを発信するのも一つの手だろうと思うんです。そういうなん、私はいろいろ考えてほしいと思うんですが、そこんところは、どういうふうに考えておられるか、もう一遍教えてください。

○久山観光・シティプロモーション推進課長

魅力の発信の手法には、いろいろな媒体があると思います。紙の媒体もあるでしょうし、SNSが普及していますので、そういった媒体もあると思いますし、本課としては、そうしたものをフルに活用していく、それに尽きると思います。

○大田委員

ぜひ光というのをいかにどのような魅力があるかというのをよろしくお願いします。

それと、38ページが一番下に地域おこし協力隊のさらなる活用が、これ624万9,000円とうたってあるんですが、予算書の192ページ、142万2,000円とうたってあるんです。642万円のうちの内訳が二とおりのことを言われたんですが、ちょっとこの余りにも差額が大きいんですが、その差額がなぜこのようになっているのか、ちょっと教えてほしいんですが。

○久山観光・シティプロモーション推進課長

先ほど、最初の御説明のときにも申し上げましたが、624万9,000円の内訳をもう一度申し上げますと、移住定住促進事業の1番目、会計年度任用職員報酬256万6,000円、その下の期末勤勉手当88万円、その2行下の費用弁償5万4,000円、その4行下の広告料49万5,000円、その下の自動車借上料42万6,000円、コンピュータ機器借上料8万6,000円、次のページの上から4行目、活動支援事業交付金142万2,000円、これを足し上げると624万9,000円になると思います。

以上です。

○大田委員

そいで、142万2,000円は、地域おこし協力隊に直接支援するお金ということなんですかね。

○久山観光・シティプロモーション推進課長

142万2,000円は、協力隊の方が活動されるための車の燃料費ですとか、そういった活動に充てられる交付金になります。

○大田委員

地域協力隊に補助金というか、交付金というのが過去東荷にも来とった方にも交付金が出て、伊保木にも出ておるんですが、142万円で協力隊員が来てもらえると思っておられるんですかね。1年間が142万円で、燃料費やら全部含めて、自分の生活費も含めて。

○久山観光・シティプロモーション推進課長

あくまでも、この142万2,000円というのは、活動のためのお金であって、別に給料の部分は支払いますし、住居を借りる費用などは別に予算化しているわけであって、この活動支援というのは、実際に活動する中で、イベントをするために何か必要なものがあれば、それを購入するとか、そういう経費がこの142万2,000円で、生活費とかそういうものではありません。

○大田委員

今、言われた会計年度任用職員とか、勤勉手当とか、費用弁償とか、ああいうなんが一つの生活費のめどになるよと。そしたら、移住定住促進事業において会計年度職員の報酬は、これはもう地域協力隊の1人分の経費というふうに、ああ、そうですか、分かりました。まあ、なかなかそういうふうに分かりにくい書き方になっているから、すいませんねえ。またいろいろ聞こうと思いますが、よろしく願いいたします。

○西村委員

それでは、何点かお伺いをしたいと思うんですが、予算書の190ページから192ページにかけて、移住定住促進事業の何か下段のほうに各種空き家改修等補助金から市有地活用型定住支援金まで様々な支援金であったり、補助金があると思うんですが、今一度、確認で、そういった助成、補助金のメニューを使っていくと、先般の答弁で、ひかり移住支援補助金と市有地活用型定住支援金、これを併用すると最大で500万円かなとU J I ターンに分、これを合わせると最大で500万円飛んで少しの補助額になるということだったんですけども、これの具体的な、あのときに少し分かりにくかったんで、もう少し詳細というか、補助金のそれぞれ内訳からまず確認をさせていただきたいと思います。

○久山観光・シティプロモーション推進課長

一般質問の際に、部長からお答えしました最大501万7,000円の補助金の要件についてのお尋ねと思います。

現行の補助金のうち、先ほどおっしゃったひかり移住定住支援補助金と市有地活用型支援金、ひかりU J I ターン滞在補助金、この3つの併用で、東京23区内に居住をしておられた御夫婦が3人の15歳未満のお子さんとともに移住をされて、かつ市が指定する

市有地を購入されて新築された場合を想定して申し上げました。

まず、ひかり移住支援補助金では、2人以上の世帯ということの要件に当てはまり100万円、また18歳未満のお子さんが3人ということで、1人につき100万円、3人で300万円、合わせて400万円の補助額となります。

市有地活用型定住支援金は、基本額として50万円。加えて、市内事業者と契約して住宅を建築された場合が加算として20万円。また、15歳未満のお子さんが3人ということで、1人につき10万円、3人で30万円、合わせて100万円の補助額となります。

さらに、本市への移住を検討される方が、下見や移住活動を行うために来訪された際の宿泊費や、レンタカー代にかかった費用の一部を助成するものとして、先ほどおっしゃっていただいたひかりUJIターン滞在費補助金があり、最大で1万7,000円の補助を受けることができますので、合計して501万7,000円の補助額ということで御説明をいたしました。

以上でございます。

#### ○西村委員

内訳の詳細について御説明ありがとうございます。理解ができました。

ちなみに、これは、国と県と連携をした補助制度だと思うんですけども、これが例えば今、全部で500万円少しという金額自体が、例えばこの近隣の他市町と比べて多いとか少ないとか、そういった近隣の状況をもし把握していればお伺いをいたします。

#### ○久山観光・シティプロモーション推進課長

近隣との比較についてお尋ねいただきました。

市によって独自の補助制度がありますので、金額の違いや、併用できるかどうかといったところで様々ですが、例えば、40歳以下の御夫婦で15歳未満の子が3人いる世帯が移住してきた場合で比較しますと、本市では、先ほどの3つの併用で501万7,000円の補助。

柳井市は、本市と同様の先ほどの国・県と連携した移住支援金400万円に加えまして、住宅を新築または購入する子育て世帯を対象とした柳井市子育て世帯定住促進補助金というのがありまして、最大200万円の補助を受けることができますので、合わせて600万円の補助が受けられます。

周南市では、先ほどの本市と同様の国・県と連携した400万円の支援金に加えまして、移住者による空き家の改修や修繕に要する経費の一部を助成する空き家改修支援事業があり、最大100万円の補助を受けることができますので、合わせて500万円の補助ということになります。

下松市には、国・県と連携した移住支援金以外の補助制度はありませんので、400万円となります。

本市の501万7,000円の補助金と近隣を比較すると、柳井市の600万円よりは少ない、周南市の500万円とはほぼ同じ、下松市の400万円よりは多いということになります。

以上です。

#### ○西村委員

近隣市町の状況を踏まえてよく理解ができました。極端に多いということもなければ極端に少ないということもないというふうに理解をしました。

ただ、制度の中で、市有地の活用を要件に、光市の場合は建物を建てると。

周南市は、今、答弁にあったように、改修とかそういったところにやるという、社会情勢を踏まえて、これからどういうふうにしていくのかというのは一つ、もちろん検討されていると思いますけれども、今後も検討していただきたいなというふうに思います。

それから、同じく190ページの光においでですまいる補助金のところで、制度設計中だというのは理解をしておるんですけれども、主に新築を建てる際の補助であるというふうに理解をしているんですけれども、近年、去年は特にそうなんですけれども、新築の着工件数というのが、全国的に少し減少してきているという中であって、家を建てる金額も昔よりかなり高額になってきているという社会情勢もありながら、金利も今後、上がっていくかもしれないという状況の中で、多くの人は新築を建てる場合ももちろんあるんですけれども、建て売りを買っていく、新築の建て売りを買っていくという流れも、この辺では状況として見られるように感じています。

そういった状況とかを踏まえた上で、例えば、建て売りを購入する際に、この補助というものを提供する考えがあるのかということろだけ、ちょっと確認をさせていただければと思います。

#### ○久山観光・シティプロモーション推進課長

この補助金に関しましては、制度設計は今からですが、現時点では、新築のみとしたいと考えております。新築の住宅を建築することによる市税の収入や、経済効果を勘案したのですが、建て売りなどの需要もあると思いますので、今後、活用の実績や、市場のニーズといったものを踏まえ、また把握しながら、制度の在り方を考えていきたいと思えます。

以上です。

#### ○西村委員

承知しました。様々な社会状況を踏まえて、今後もこの制度、まず次の一手を打ったというのがすごく評価できる場所だと思いますので、これを一人でも多くの人に使っていただけるように、先日も申し上げましたが、ホームページの構築とか、PRというものに努めていただきたいなというふうに思います。

併せて、もちろん新築を建てるということに関しては、今から移住をしてきて考えにくいのは、例えば、光市に移住してきました即家を建てますみたいなパターンってあんまりないと思っていて、必ずと言っていいほど賃貸だったり、そういったものを一回挟むと思えます。

1点だけ確認したいのが、そういった場合の、言ったら、仕事でまずこっちに引っ越してきました。賃貸で住みました。じゃあ、光市に行ったから定住しようということで

新築を建てますというふうになったときに、これが移住というか定住にカウントされるのかというか、その辺の要件の制度設計について、今現在、検討しているところがあったら教えていただければと思います。

○久山観光・シティプロモーション推進課長

今から、制度設計をしていきますので、現時点では、確かなことというのは申し上げられませんけれども、おっしゃるように、移住と同時に住宅を建築するという方は、少ないと思いますので、転入をされてから一定の期間設けるといようなことは、今後、検討していきたいと思います。

○西村委員

承知しました。経過措置の範囲というか、その辺りは重々に検討していただきたいというのと、引っ越してきたけど住民票を移さない、逆に、こっちから学生が県外に出たけど、住民票はこっちに置いたままというのはよくあるパターンですんで、その逆というか、一旦こっちに引っ越してきたけど住民票がこっちにありませんよと、でもこっちで家を建てます。家を建てたときに住民票が、建ててからももちろん移すはずですんで、そういった制度の設計の部分というのは、いろいろ様々な部分をパターンが考えられるので、十二分に考慮をしていただいて、制度設計に当たっていただきたいなというふうに、これはお願いをしておきたいと思います。

それから、次に、予算書の188ページ。

観光連携推進事業の中の光市観光協会補助金についてお尋ねをするんですけども、先ほど御説明の中で、減額の理由について花火大会の見送り、チャレンジショップ等々、御説明があったと思いますが、これに関して、あくまで観光協会に対するこれは補助金で、光市の花火大会とも観光協会が主体となってやられているというふうに認識をしているところなんですけれども、それを踏まえた上で、この減額になるに当たった、恐らく観光協会さんと協議をしていると思うんですけども、この減額となった最終的に判断に至ったその協議のプロセスというか、警備上の話とかもあるんじゃないかなと思うんですけども、そういうのは試算した上で判断をしているのか、その辺りの決定までのプロセスについて伺えればと思います。

○久山観光・シティプロモーション推進課長

花火大会の開催につきましては、コロナ禍以降の物価や労務費の高騰、安全対策の確保といった課題から継続が困難になりつつあるということで、令和5年度から主催者である観光協会とは協議を行ってまいりました。

また、これまで駐車場の交通整理を担っていただいていたシルバー人材センターからは、夜遅くまでの業務となり、帰宅に不安を感じるという方や御家族の理解が得づらいといった方がいるといった理由から派遣が困難というようなお話を頂いたこともありまして、運営のための人員不足という新たな課題も生じたところです。

こうしたことを踏まえまして、交通整理業務を新たに警備会社へ依頼した際の1人当

たりの警備費の単価は、シルバー人材センターに委託していた際の単価の約2倍になるというふうに想定をされ、安全対策の強化が求められる中で、さらなる経費の増大が見込まれたところです。

今年度開催の際、市と観光協会では、協議の上、協賛金のお願いとともに、新たに駐車場料金を徴収するなど、収入確保に努めるとともに、花火の発数を3,000発から2,500発に減らしつつも、見応えのあるものにしようと時間を短縮するなど、花火大会を継続するための可能な限りの努力を行ってまいりました。

しかしながら、これ以上の発数の削減は、期待をして来てくださるお客様の期待に沿うことができないほか、花火の規模を縮小しても、警備といった絶対的な経費の削減は困難で、市として、花火大会への補助金の増額は困難との判断の下、令和7年度は開催を見送ることとしたもので、観光協会としても、事業費の7割程度を市からの補助金に頼らざるを得ないという状況の中で、苦渋の決断であったということを御理解いただきたいと思えます。

また、花火大会の開催見送りに関しては、地方紙などを通して市民の方の御意見は伺っておりますけれども、虹ヶ浜一带エリアを舞台とした新たなにぎわいの創出という発展的な取組として、民間事業者とともに市民の皆様に新たな楽しみを提供できるように努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

#### ○西村委員

今、御説明をいただいて一定の理解はいたしました。

やはり、シルバー人材センターにお願いしていた部分がなかなか人員確保の観点から難しくなってきたと。そうなった場合を想定したときに、今、さらなる経費の増大が見込まれると。物価高騰とか花火の本数とかを減らして取り組んできたけれども、その経緯は理解をいたしました。

また、観光協会も実施するに当たって、先ほど7割ぐらゐを市の補助金に頼っているというふうな経緯も理解ができました。

これに関しては、縷々様々な所管の方も把握をされていると思いますが、楽しみにされていらっしゃる方も多い。かつ、象徴的なイベントの一つでありますので。とは言いながら、いろいろ考えた上での結論だということは理解をいたしました。

それを踏まえて、今回の今年度、また活用について考えていく、その事業の中に期待を大きくしたいなというところでございます。ぜひよろしくお願ひします。

以上です。

説 明：太田農業委員会事務局長 ～別紙

質 疑：なし

説 明：影土井農林水産課長 ～別紙

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

質 疑

○新見委員

予算書180ページの光漁港海岸保全施設整備事業について幾つかお尋ねいたします。

今年度の保全整備事業についてなのですが、残りの工事内容として、高潮堤防が480m、それから事業用地の取得筆数が4筆、それから建物補償については4棟、養浜については年間1万立方メートルというものがあるかと思うのですが、このうち国費、県費等交付された場合の実施を予定されている工事というのはどういった内容なのか、お示しいただけますでしょうか。

○岩崎農林水産課技術担当課長

光漁港海岸保全施設整備事業の令和7年度事業についてのお尋ねかと思えます。

令和7年度におきましては、後松原付近で高潮堤防を100m、中松原付近で養浜工事を1万立方メートルなどの工事を実施するほか、高潮堤防を建設するための事業用地の買収を3筆ほど予定しております。

以上でございます。

○新見委員

ありがとうございます。よく分かりました。ここ、海岸保全整備事業が始まって、国、それから県からの補助金というか交付金が大きなウエイトを占めてくるかと思うんですが、昨年、令和5年度、6年度も満額っていう形では補助金というか交付金動いてきていないかと思うんですが、今年度、しっかり交渉ができるのかどうかは分かりませんが、しっかり交渉していただいて、予算どおりの金額で予定されている工事をしっかりしていただくっていうことは希望しているのですが、もし予定どおり交付金が下りてこなかった場合というのは、今、予定されている工事のうちの優先順位というのはどういうふう考えられているかお示しいただけますでしょうか。

○岩崎農林水産課技術担当課長

海岸保全事業の優先順位についてのお尋ねでございます。

これまで実施した海岸の現地測量結果に基づきまして、現在、実施している養浜工事については、年間1万立方メートルの規模の砂を投入すると、松原付近の海岸に砂が定着することが明らかとなっておりまして、養浜工事の効果を高めていくためにも、1万立方メートルの養浜工事に要する予算を優先的に確保し、高潮堤防の整備延長を調整することで対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○新見委員

優先順位しっかり分かりました。降りてきた予算の範囲内で、しっかり工事のほう進めていただきたいと思います。

続きまして、もう1点、予算書の182ページ。

フィッシングパークの魅力向上事業のところ、施設整備事業で3,300万円の予算がされているかと思うんですが、こちらでフィッシングパークの一定期間の来場者の状況っていうのを先に説明いただけますでしょうか。

#### ○岩崎農林水産課技術担当課長

フィッシングパーク光の来場者のお尋ねをいただきました。

令和元年度から申し上げますと、令和元年度では、年間入園者が約1万5,700人、2年度が約1万2,800人、3年度が約1万800人、4年度が約1万1,700人、5年度が約1万300人となっております、近年では1万から1万2千人程度となっております。

以上でございます。

#### ○新見委員

来場者のほうが推移としてはちょっと減少傾向にあるのかなあというのが今、分かりました。

フィッシングパークについては、これまで3回、漁礁の設置を実施されているかと思ひまして、今現在、やはりされている中でも来場者減ってきていて、これが釣果に比例して減少というのがどうなのかというのはちょっと分かりかねるところではあるんですが、恐らく釣果っていうものについても課題になってきているのかなと思っております。

昨年度、清掃と合わせて漁礁の設置状況を確認される調査を実施されていると思ひます。

この調査を踏まえての漁礁の設置だとは思ひんですが、この漁礁のどのぐらいの大きさのものを設置されているのかとか、あとは、その漁礁自体がどういった漁種が寄ってくるだろうとかというような効果の想定っていうのを少しお示しいただけますでしょうか。

#### ○岩崎農林水産課技術担当課長

令和6年度では、委員御紹介のように、栈橋周辺の海底におきまして海底清掃と併せて既存の漁礁における魚の寄り付き状況などを確認する調査を実施しております。

既存の漁礁につきましては、具体的な寸法等は手元にはございませんが、過去これまでに、石材を投入した投石礁であるとか、コンクリート製の箱型漁礁、コンクリート製のヒューム管漁礁、また、鋼製の漁礁を設置しております、これらの漁礁における魚介類の集まりやすさを確認したところでございます。

以上でございます。

#### ○新見委員

数千万円の予算をかけて行っている工事ですので、その効果っていうのを引き続き検証していただければなあとと思ひます。

引き続きの質問になるのですが、今回の工事の中で鉄線の修繕、漁礁の設置を行うことによって、恐らく外観的なものの魅力向上、それから釣果としての魅力の向上というのが併せて効果があるかと思うんですが、そのためのPRイベントとか、それから利用される方の周知だとか、そういったものを何か予定はされていらっしゃるでしょうか。

○岩崎農林水産課技術担当課長

フィッシングパーク光の工事後のPRイベントの開催予定というお尋ねかと思えます。こちらのフィッシングパーク光は、指定管理制度で運営します施設でございますので、イベント開催については、指定管理者による自主事業として実施することとなります。現状におきましては、そのようなイベントの計画などについては、指定管理者からお聞きしておりませんが、引き続き、指定管理者が実施します自主事業について助言、指導してまいりたいと考えております。以上でございます。

○新見委員

状況のほうは分かりました。フィッシングパーク、光市内だけでなく市外の方からも多く利用されていると思えますので、関係人口、交流人口、それから利用によっての定住という形で、いい流れができればいいなと思っておりますので、引き続き魅力の向上について進めていってもらえればと思います。以上です。

○井垣委員

計画書の178ページの光の海の体験プロジェクトっていうのは、これは内容は何でしょうか。

○影土井農林水産課長

ただいま光の海の体験プロジェクトの概要について御質問いただきました。光の海の体験プロジェクトにつきましては、第4次光市産消プランにも掲げている取組でもありまして、漁協とも連携した地引き網体験と小型地引き網の製作を予定しています。以上でございます。

○井垣委員

これは年1回ですか。

○影土井農林水産課長

地引き網体験につきましては、小中学生を対象に年1回、本年8月31日に実施の予定としておりましたが、あいにくの台風の影響により中止の判断としたところです。子供たちには、光市の豊かな海や自然の恩恵に触れていただき、未来にしっかりと引

き継いでいってもらいたい、こうした自然敬愛の心の醸成にもつなげていきたいと考えております。

以上でございます。

#### ○井垣委員

先ほど同僚委員からもありましたけど、最近の観光というのが体験重視になってきています。

これ、年1回の行事にしても、宣伝すれば観光になると思うんですね。つまり、地元の子供たちとか地元の人たちのためじゃなくて、光の海でこういう体験できるよっていうのを、うまく宣伝さえすれば、市外の人が来ると思うんですね。ぜひそういうふうに観光と結びつけるような宣伝をお願いしたいと思います。

それともう1点ですが、その4行下に、新規漁業就業者確保育成推進事業補助金とありますけど、これ確保と育成と両方入っていますから、これから新たに漁師になる人、または最近、漁師になった人をさらに育成するという両方が含まれているんでしょうか。その内訳をちょっと教えてください。

#### ○影土井農林水産課長

新規漁業就業者確保育成推進事業補助金68万8,000円につきましては、令和6年11月に1人の新規漁業者が独立いたしまして、経営の自立化に向けて支援をしていく取組でございます。

こうした経営の自立化に向けましては、引き続き、いろいろと漁協等とも連携を図りながら、また、新たな新規の漁業者の獲得に向けて協力してまいりたいと考えております。

以上でございます。

#### ○井垣委員

いわゆるニューフィッシャーと呼ばれる今、3家族いらっしゃいますよね。

年末年始にかけてニューフィッシャーによるお魚の夕方市とか、朝市とかが開催されて、大変な人、150名以上の方が行列をするような、何か新しい光のイベントになってくるんじゃないかなという、そういう勢いを感じております。

これも不定期かもしれないけれども、開催が決まったときには、何か市外の人に宣伝するように、これを目当てに市外から光の海産物を買に行こうと、採れたての魚を買っていこうということもある。そこに発展することもあると思うので、これもぜひ観光という着眼点からも育ててほしいなと思います。

それと、やっぱり自然発生的に、魚だけじゃなくて、隣でコーヒー売っていたり、みかん売っていたり、そういう自然発生的な買いに来たお客さんが喜ぶようなものが増えつつあるんですね。ですから、ぜひこれ、ニューフィッシャーだけの補助金というよりは、観光のイベントの補助金も絡めるような、ちょっと私は横のどういうふうに連携なさるか分かりませんが、何か横のつながりを持って、一緒になって育てていっ

てほしいなという思いが個人的にはありますので、よろしくお願ひします。  
終わります。

#### ○田中委員

予算書の178ページの下の方になるんですが、漁業振興事業の中の増養殖事業補助金100万円というものがあって、これ確か6年度からスタートしていると思うんですけど、6年度にやっている中でどういった効果があるのかっていう部分と7年度に向けてというところで、中身をお聞かせいただけたらと思います。

#### ○影土井農林水産課長

増養殖事業につきましては、漁業協同組合が取り組む事業の2分の1を補助していくといった補助事業で、将来的な漁獲量の向上や持続可能な漁業経営に向けた環境整備を図っていくものでございます。

本事業は、3つの内容で構成しており、1つ目は、アサリの試験的な増養殖、2つ目が漁礁等の設置、それと3つ目が魚介類等の種苗の放流でございます。

本年度の取組ですが、まず、アサリの試験的な増養殖では、アサリの養殖や放流効果を検証するために、附属光中学校の2年生の皆さんと御手洗湾内にアサリの種苗1万5,000個を防護ネットに入れて、6月に養殖を開始しました。10月に状況を確認したところ、約7割程度の生存率と3倍以上の大きさになったと聞いております。

2つ目の漁礁等の設置でございますが、本年度は産卵用のタコつぼ、タコが産卵できるタコつぼ付の漁礁を2月に大水無瀬島の地先海域に10基ほど設置したところです。

近年では、タコの漁獲量も減少をしており、漁業者からのご意見も反映した取組として、今後の漁獲量の増加が期待されるところでございます。

最後に種苗の放流でございますが、こちらも漁業者の皆さんの声を踏まえ、本年度はアカガイの放流を行うこととなっております。春先の放流が成長に効果が見込まれており、今月の3月中に市内の海域に3万個程度放流の予定と聞いております。

また、こうした取組の効果の検証には一定程度長い期間が必要になるかと思ひます。こうした増養殖が順調に進めば、例えば将来的には観光漁業という観点から、潮干狩り等の実施の可能性もあるかと思ひます。新たな海の体験メニューも目指しながら、引き続き令和7年度も実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。

#### ○田中委員

ありがとうございます。3つの取組があるということでお話を聞かせていただきました。アサリのほうは地元の学校も含めて取り組んでいるということでお話がありました。すごい、私も知らなかったの、いいなと思ひて聞かせていただきました。

その中で、10月にやった、7割ぐらいが生存していて、3倍ぐらいの大きさになったということなんですが、これ、その後は今後の部分で将来的にその体験、体験というか、使えたらという部分もありましたけど、これ、収穫するというか、ネットに入れてとい

うことだったかと思うんですけど、この後はどうなるんですか、イメージ的に。

○影土井農林水産課長

今はネットから一旦出して、砂の上に鳥獣被害防止用のネットをかぶせてあり、その下の砂の中にアサリがいるような状況にあるものと聞いています。一定期間このまま置いて、来年度には漁協で採取するように聞いております。

以上でございます。

○田中委員

分かりました。捕って販売すれば漁師さんたちの収入アップにもなりますし、そういったものでいろいろ活用していただけたらと思います。非常に期待していきたいし、そういうことが知れるといいなと今思いました。あと、アサリは瀬戸内海でよくエイにやられるというのを聞くので、その辺も守りながらやっていただけたらと思います。あと、タコつぼのほうも魅力的ですし、アカガイのほうも食べたいなという思いもありますので、期待をしておきます。

そして、もう一点だけ、すいません。概要のほうの、すいません、23ページ、SDGsのチャレンジの光ひまわりプロジェクトについてここに紹介してあるんですけど、今回、内容について見直しという部分がございますので、先ほど、企業との連携という部分もございましたけど、私も非常に楽しみにしているので、教えていただけたらと思います。

○影土井農林水産課長

光ひまわりプロジェクトの取組でございますが、基本的には、これまでの内容を引き継ぎながら、耕作放棄地の解消やSDGsへの貢献、ヒマワリを光をイメージする花としての定着を目指しながら、また6次産業化の商品開発にもつなげていく、こうした持続可能な事業サイクルの実現に向けて、引き続き取り組んでいく事業でございます。

令和7年度ですが、民間企業との連携として、光ひまわりおひろめ隊の隊員としても参画いただきながら、民間企業とも連携したヒマワリを活用した遊休農地の活性化につながる取組を模索していきたいと考えております。

それともう一つは、ヒマワリ畑が今年度の取組からミツバチ等の蜜源にもなっていることに着目しまして、本取組を通じて蜂蜜の採取にも挑戦をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○田中委員

分かりました。2つの部分でミツバチの部分もお話があって、私も昨年回ってみたときに、すごいミツバチが集まっているヒマワリ畑もあったので、ちょっとその可能性を感じていたので、今回出てすごいなと思ってお聞きしました。

あと一つ、取組としてちょっとお尋ねしたいのが、市内で竹チップの活用という部分

を言われていて、ひまわりプロジェクトにしても、下にそれをまくことによって雑草抑えになって、皆さんが訪れるときに訪れやすいんじゃないかという部分で、地産地消プランとかにも竹のそういったものの利用というものがあつたかと思うんですけど、その辺で何かそういう連携とか活用というものは考えられないものでしょうか。

○影土井農林水産課長

竹チップの本プロジェクトとの連携につきましては、本年度の高付加価値化促進事業において、市内の方が竹チップを活用したブルーベリーを栽培しているところですが、令和7年度も、また、光ひまわりおひろめ隊の隊員を募集しながら、ヒマワリ畑を光市内に広めていく中で、こうした竹チップを肥料として活用するなど、様々な連携の形について、模索していきたいと考えております。

以上でございます。

○田中委員

承知しました。皆さんと連携しながら、ぜひ盛り上がるように取り組んでいただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○大田委員

概要書の15ページの有害鳥獣捕獲対策移行事業ですかね、あれで7年度は実施隊として活動を開始いたしますというふうに、こういうふうにして書いて455万3,000円がついているんですが、7年度に幾らぐらいの人数としてどのぐらいを実施隊として計画をされているのか教えてください。

○弘中有害鳥獣対策担当課長

令和7年度からの実施隊の人数ですが、当初は30名程度ではないかと予測しておりましたが、今のところ、猟友会より、21名の推薦を頂いております。もう数名の参加希望があり、25名程度にはなるだろうということで準備を進めております。

以上でございます。

○大田委員

それは、光市全域を何分割かして回るようにするんですか。それとも全員が光市全域を回るようにするとか、そういうような計画は持っておられるんですか。

○弘中有害鳥獣対策担当課長

募集しました実施隊員を、市内5班程度に分割しまして、捕獲区域といえば市内全域が捕獲区域になりますので、市内を班分けして、例えば、浅江や三井を重点的にやってもらう班でありますとか、旧大和地域の塩田や東荷をやってもらうとか、市内を5班に分けて活動していただこうと考えております。

以上でございます。

○大田委員

それは25人ぐらいを5班、5人ずつぐらいの平均的な人間なるんですか。それとも、ここは1人、ここは7人とかいう配分はどのような感じになるんですか。

○弘中有害鳥獣対策担当課長

活動地域の希望を聞き取りまして、また、住所地等も考慮しまして、概ね4名から6名程度の班編成を想定しております。

以上でございます。

○大田委員

それじゃったら、しっかりと実動隊が活動してもらうように、よろしくお願ひしたいと思います。

それと、概要の37ページの農業用施設整備工事、荒廃のおそれのある農地の農業基盤を整備というふうに書いてあるんですが、予算書には多分168ページと思うんですよね。一番下の段に、単独土地改良事業の農業用施設整備じゃろうと思うんですが、それについての説明は、小周防の水路の修理などをするというふうに説明があったと思うんですが、ちょっとそこをもう少し詳しく教えてください。

○岩崎農林水産課技術担当課長

予算概要書の農業用施設整備工事300万円につきましては、先ほど委員のほうから御紹介がありましたように、予算書168ページのやや下のほうの単独土地改良事業、この2行下の農業用施設整備工事350万円のうちの300万円をお示ししたものでございます。こちらの300万円につきましては、先ほど予算の説明をさせていただいたように、令和7年度では小周防殿山地区におきまして、老朽化しました取水堰の代替施設を整備しまして、農業生産機能の回復を図ることとしております。

以上でございます。

○大田委員

今の説明は、水路の整備で荒廃の土地の整備という。ちょっともう一遍。

○岩崎農林水産課技術担当課長

対象となります殿山地区の取水施設は、現在機能しておりません。これは河川内に設置された農業用水を取水するための可動堰でございまして、可動堰は建設後40年以上にわたって使用してきた結果、老朽化に伴い、現在動かなくなっております。

現状におきましては、農業用水が取水できない状況が続いているため、取水機能を回復することで農業生産機能を回復させるといった取組でございまして。

以上でございます。

○大田委員

了解しましたというか、はい。それと、その下の段で、農業水路等長寿命化・防災減災事業、ため池廃止事業、3か所、2,500万円ついているんですが、もう少しそのところ、どういうふうな危険ため池をどのようにするかというような御説明をお願いしたいと思うんですが。

○岩崎農林水産課技術担当課長

農業水路等長寿命化・防災減災事業について、予算概要書にお示ししています2,500万円の内訳から御説明させていただきます。

予算書の170ページをお開きください。

右側の説明欄の中ほどよりやや下側、農業水路等長寿命化・防災減災事業、こちらは2,500万円計上しております、1行下より、測量登記等委託料50万円と、その下、事業計画策定業務委託料1,350万円、さらにその下、農業用施設整備工事1,100万円、これらが2,500万円の内訳となっております。

事業の詳細につきましては、まず、三井地区の山代ため池において、現在、農業用としての利用がないことから、廃止工事を実施するための、土地の境界測量業務の委託料として、測量登記等委託料50万円を計上しており、また、その廃止工事に必要となる工事請負費として、その2行下、農業用施設整備工事1,100万円を計上しています。

これに加えまして、事業計画策定業務委託料の1,350万円につきましては、翌年度以降のため池廃止工事の実施に向けた事業計画を策定するもので、岩田地区の宮重ため池及び東荷地区の神原池ため池、これらの2つのため池廃止に向けた事業計画の策定を予定しているところでございます。

以上でございます。

○大田委員

そのようにいろいろ今現在使っていないため池が、危険ため池があるから、今からその廃止なんか、水路なんかを整備しなくちゃいけないと思いますので、今後とも十分な慎重な姿勢でやってもらいたいと思います。

それから、38ページの上の段の公共施設内整備木質化事業で、県内産木材の利用促進・普及啓発のため、木製備品を購入し、公共施設に設置、1,100万円というふうに書いてあるんですが、予算書の中のどこにあるのかちょっとよう見つけ切らないんですが、どういうふうな工事、事業か、教えてほしいんですが。

○岩崎農林水産課技術担当課長

予算概要書における森林環境譲与税関連事業のうち、公共施設内設備木質化事業についてのお尋ねでございます。

こちらにつきましては、県内産木材の利用促進や普及啓発を図るため、木製備品を購入し、公共施設に設置しようとするものでございます。

なお、こちらの1,100万円の予算につきましては、教育費の予算になりまして所管外となりますので、ここでは、詳細については説明を差し控えさせていただきたいと思えます。

以上でございます。

○大田委員

これは教育のほうなの。そうなの。

○岩崎農林水産課技術担当課長

予算概要書には4項目ほど関連事業を上げさせていただいております。森林整備促進事業及び先ほど申し上げました公共施設内設備木質化事業、インフラ施設周辺松林整備事業、普及啓発事業、これらの4項目を上げさせていただいております。この中の公共施設内設備木質化事業につきましては、木製備品を設置する施設の所管におきまして予算を計上させていただいております。7年度に備品を設置する施設は農林水産課の所管ではないことから、所管外とさせていただいております。

以上でございます。

○大田委員

そこは了解しましたが、そのところの森林環境譲与税関連事業は2,367万7,000円とうたっているんですが、多分これじゃろうと思うんですね。予算書の176ページの森林環境譲与税関連事業、ここは1,265万円で、この1,100万円が抜けるからこれだけになったということなんですかね。

○岩崎農林水産課技術担当課長

おおむね御紹介のとおりでございます。

○大田委員

了解しました。これは、そうか、教育のほうか。分かりました。

その下の光の海の体験プロジェクトで、今、同僚議員も聞かれたんですが、小型地引き網の作成というふうに書いてあるんですが、これは1つつくるんですか。2つつくるんですか。

○影土井農林水産課長

小型地引き網につきましては、1つの製作を予定しております。

以上でございます。

○大田委員

それで、年1回というふうなことを言われておったんですが、私は2つの海岸があるんだから、室積でもやるし、虹ヶ浜でもやるというような事業を促進してもらいたいと

思うんですが、そういうような考えはないわけですか。

○影土井農林水産課長

まず、小型地引き網をなぜ製作するかということですが、当初、虹ヶ浜海岸でも実施できないかと検討しておりましたが、虹ヶ浜は遠浅でもありまして、今の大きい地引き網では実施が難しいという経緯もあり、室積海岸での実施の予定としているところです。

小型地引き網を製作する考え方としましては、本市のこの両海岸、虹ヶ浜と室積海岸のどちらでもこうした地引き網ができる体制を将来的に構築していきたいとの思いと、今の大きな網もかなり老朽化しておりますので、つくるのであれば小型地引き網をつかって両海岸で地引き網が実施できる、こうした将来的な目的を持って進めていこうとしているところでございます。

以上でございます。

○大田委員

これは、管理は市がするんですか。それとも、負託を受けた漁師の方が管理するんですか。

○影土井農林水産課長

予算上は、交付金であり、実施主体は漁業協同組合になります。そちらに交付しまして、漁協が製作して管理していくことになります。金額もそれなりにかかるようにも聞いております。そうした製作費の一部として活用していただく予定としております。

以上でございます。

○大田委員

そういうふうになると、やっぱり室積の漁協の人が管理するんやったら室積でやりたいというふうに情情的には思うんですね。市が管理、市が貸し出すとかいうんじやったら、光で、虹ヶ浜でやったり、室積でやったり、年に2回やったりということができると思うんですが、そこのところの考えというのはないわけですか。

○影土井農林水産課長

市としましては、やはり両海岸で活用していただくという思いの中で交付していくというところでございます。将来的な展望としましては、考え方として、こうした光の海の豊かさや白砂青松の美しさ、こうした自然にしっかり触れていただくためには、やはり小型の地引き網を用いて、例えば遠方から帰省された方たちに、久しぶりに光に帰って来られた際に、光の海に触れていただきたい。それを虹ヶ浜でも室積海岸でも、両海岸において地引き網を通じて体験していただきたい。これが本市にとっても、将来的には観光漁業、光の海との身近な触れ合い、こうした一つのコンテンツにもなるのではないかの思いを持っております。そうしたことから、両海岸で地引き網が実施できる環境の構築を目指しているところでございます。それを漁協とともに進めていくというこ

とでございます。

以上でございます。

○大田委員

同僚議員も言われていたんですが、こういうふうには小型網の場合は、人間もそんなに必要はないと思うんですが、それに伴って網を管理する人をお願いして、一年中、観光者が来られたら予約制でできるような、そういうふうな仕組みが私はええんじゃないかと思うわけです。そこのところをよく考えてこれからも進めていってほしいと思います。終わります。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

## 5 建設部関係分

### (1) 付託事件審査

#### ①議案第24号 光市営住宅条例の一部を改正する条例

説 明：沖本建設部建築担当次長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

#### ②議案第1号 令和7年度光市一般会計予算〔所管分〕

説 明：山口道路河川課長 ～別紙

質 疑

##### ○清水委員

予算書の197ページをお願いします。その中の河川費のところ、まずは前年度と比較して約2,100万円減少しておるといことなんですが、この主な要因のところの説明をお願いします。

##### ○山口道路河川課長

お尋ねの河川費の主な削減した要因でございますけれども、こちら、予算書の200ページの説明欄の上の段、河川維持管理事業の4行下、河川水路浚渫等工事2,700万円を計上しておりますが、こちらの河川のしゅんせつにつきましては、これまで令和6年度の事業までを対象とした緊急浚渫推進事業債を活用して行っており、令和6年度は事業の最終年度であったこともございまして、相応の予算規模で事業を実施しているところでございます。

また、事業を開始してから、近年、浸水被害も見られないことから、効果も現れてきているものと考えております。こうした中で、令和7年度の事業につきましては、従前よりも想定している土量が少ないことから、予算の減額となったものでございます。

以上でございます。

##### ○清水委員

分かりました。つまり、この200ページの河川水路浚渫等工事、令和6年度までの対象でしゅんせつを計画的に行ってきたというところで、令和6年度と比べて7年度がぐんと削減できておるといことなんですが、じゃあ、今のこの状況から見ると、このしゅんせつ工事が今2,700万円今年度予算が組まれていますけど、今後とも2,700万円

ぐらいがベースで推移していくという予定なんですか。それとも、令和6年度までにしゅんせつを計画的に行ってきたので、また2,700万円ぐらいで3年ぐらいやっていると、またちょっと土砂が若干たまってきて、また少し1,000万円ぐらい増えて3,700万円、4,000万円ぐらいのところまで組んでいくとか、そういった今後の7年度以降の計画をざっくり分かる範囲でいいので、その辺りも教えていただけたらと思います。

#### ○山口道路河川課長

今後のしゅんせつでございますけれども、先ほども少し申し上げましたように、これまで緊急浚渫推進事業債が令和2年度から令和6年度までの5年間を対象として事業を行ってまいったところでございます。この5年間で基本的に著しい土砂の堆積が見受けられた箇所を優先に、これまで取り切れていなかった市内各地の河川等堆積土砂をしゅんせつしてまいったところでございます。

このたび、国において、緊急浚渫推進事業の事業期間が5年間延長されることを見込まれるようになりましたので、引き続き、令和7年度以降も実施していくところでございます。

そこで、今後の予算規模についてなんですけれども、こちらにつきましては、令和7年度の事業費の進捗状況や令和7年度以降の梅雨前線豪雨や台風等による豪雨の影響から、新たな土砂の堆積により河川の状況も変化してまいりますので、今後、また年次的に適宜、現地を確認いたしまして、十分に予算規模の検討をした上で、引き続き緊急浚渫事業費を活用しまして、今後も河川の氾濫の未然防止に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

#### ○清水委員

分かりました。この緊急浚渫事業費をぜひ活用いただいて、本当にもう毎年毎年、結構ゲリラ豪雨が肌感覚で増えているなというのはすごく感じるもので、また、ここの川のしゅんせつ、市民の命と財産を守る大切な事業ですので、備えあれば憂いなしということで、やり過ぎということはないんじゃないかなと思いますので、今おっしゃったように、これから土砂の状況などを注視していただいて、引き続きしゅんせつ工事やっていたいただけたらと思いますので、よろしくをお願いします。

以上です。

#### ○田中委員

1件だけお聞きできたらと思います。予算書の196ページの道路維持管理事業の中の道路維持管理委託料ということで、先ほど、内容について少し例年どおりの説明があったんですけど、金額について、前年度よりも下がっているということもございますので、それも含めて、内容について説明をいただけたらと思います。

#### ○山口道路河川課長

道路維持管理委託料の内容でございますけれども、こちらは幹線市道沿いなどにおいて車両などの通行に支障を来す支障木伐採及び除草を業者に委託するもの、また、大和地区の市道沿いの除草などを地元自治会へ委託するものでございます。

昨年度に比へまして減額をさせていただいたことにつきましては、昨今の厳しい財政状況を受けまして、一般財源による経常経費の縮減についての様々な検討を行ってきたところでございますが、道路維持管理委託料の減額につきましては、道路維持管理における除草作業についての実施場所や実施時期などの再検討を行ったことによるものでございます。

ここでさらに新たな取組といたしまして、令和7年度から新しく路面情報AI解析システムを委託するものを計上しております。こちらは、日常業務で市内を走行する公用車からスマートフォンのカメラを通じて市道の路面情報を取得し、これをAIで解析することにより、穴ぼこなどのポットホール情報を抽出することで、早急な道路補修につなげようとするものでございます。

以上でございます。

#### ○田中委員

今の支障木の部分と地元自治会に委託していた部分で減額、財政厳しいから減額になったという部分も言われたんですが、管理の部分で単純に金額が落ちれば管理がまた落ちてくるんじゃないかなと思うんですけど、その辺をどう考えられているのかという部分を一つ確認をさせていただきたいのと、まず、そっち側を先にお聞きできたらと。

#### ○山口道路河川課長

除草作業につきましての実施場所の見直しでございますけれども、こちらにつきましては、一つは土地開発基金の土地につきまして、現在、こちらについても草刈りを実施している状況でございますけれども、こちらの一定の面積のあるものに関しまして、普通財産に切り替えて売買できるものはそのようにするよう整理を進めているところでございます。

また、これまで業務委託で発注していた一部の箇所につきまして、交通量の少ない路線等におきましては、業者委託から会計年度任用職員による作業に切り替えることで適正な管理に努めてまいりたいと思っております。

#### ○田中委員

分かりました。土地開発基金の土地と普通財産に行って管理が変わる部分とか、会計年度任用職員が対応するというところで、基本的には環境的には落ちないように考えてやられているということで理解をさせていただきます。

もう一つのほうの新たな取組ということで、今のAIによる路面点検を取り組むんだというようなお話があって、公用車にスマートフォンでしたっけ、カメラをつけてということだったんですが、これは、カメラをつけるのは、いわゆる建設の職員の方たちの車になるのか。どういった車にカメラをつけられるのか。そこについてちょっと説明を

いただけたらと思います。

○山口道路河川課長

カメラを搭載する公用車につきましては、今考えておりますのは、日常業務で市内を走行する塵芥車、いわゆるパッカー車でございますけれども、こちらに設置を考えておりまして、こちらは環境事業課へ協力してもらうように今調整を行っているところでございます。

○田中委員

分かりました。カメラをつけてわざわざぐるぐる回るのかなというイメージも湧いてしまうんですけど、環境事業課のほうのパッカーにつけて、日常業務をやりながら、ながらで点検ができるというお話だと思いますので、しかも、部署をまたいでということで、縦割りではなく連携してということなので、どういったものになってくるのかというのは1年間走ってみないと分かりませんが、いい取組だなということで、終わらせていただきます。

○新見委員

予算書の200ページの河川維持管理事業の機械器具借り上げ料等のところで、先ほど、室積の砂を収集しつつ、バックホーで取るという話があったんですが、これちょっと細かいんですが、場所はどこでしょうか。予算書200ページ。

○委員長

もう一度。

○新見委員

河川維持管理事業の200ページの河川維持管理事業の機械器具借り上げ料等のところで、場所は室積の場所が出たんですが、その場所が室積のどこかというのをちょっと教えていただけましたら。

○山口道路河川課長

御質問の河川維持管理事業の機械器具借り上げ料等で行う場所でございますけれども、こちらにつきましては、室積地区の新開川などを想定では6か所分で、あと浅江地区等を想定しております。

○新見委員

すいません。江ノ浦という場所のところ、河川から海岸に水が流れてきて、その排水路というか、河川の水というかが滞留して、夏場等、臭気があるということで、地域住民のほうから相談が寄せられていましたので、場所が江ノ浦が入っているかどうかというのを確認したかったので質問しました。

○山口道路河川課長

江ノ浦につきましても入っております。

○新見委員

了解しました。ありがとうございます。  
以上です。

○小林委員

それでは、すいません、1点御質問させていただきますけど、光市の当初予算案の概要の11ページ、通学路整備事業についてお聞きをします。この中で、令和7年度は、市道岩狩線及び市道中央町線の歩道を整備して、安全な歩行者空間を確保しますというふうにございますが、具体的な工事のスケジュール、この部分についてまずお示しをください。

○山口道路河川課長

御質問の市道岩狩線、市道中央町線の今後のスケジュールでございますけれども、まず、岩狩線につきましては、本事業が国の交付金を活用した事業になりますので、国からの内示を受けてから交付金の申請を行い、交付決定を受ける必要がございます。その交付決定後、速やかに入札を執り行い、こちらは受注生産品であるボックスカルバートの工場製作に必要な日数や、現在進めております三島コミュニティセンターの関連工事と調整をいたしまして、工事を行う予定としております。

次に、市道中央町線につきましても、同じく国の交付金を活用した事業になりますので、市道岩狩線と同様、交付決定後に速やかに入札を執り行い、こちらも一部ボックスカルバートの施工がございますので、工場製作に必要な日数等を加味して工事を行う予定としております。

○小林委員

よく理解ができました。国の交付の内定ですよね、そういうのが出てから行われるということですね。計画がきっちり組まれていくということをよく理解しました。この事業を行う上で、やっぱり通学路という観点から、工事期間中の安全対策、これをより充実していくことが必要というふうに考えますけど、この部分について見解をお示しをください。

○山口道路河川課長

工事中の安全対策による御質問でございますけれども、こちらにつきましては、両路線が通学路であることから、工事区間には明確なバリケード、保安灯等の設置はもちろんのこと、現場に応じた交通誘導員の配置など、十分な配慮を行ってまいります。

○小林委員

状況についてよく理解できました。通学路という観点から、そこで事故が起こってしまったら、せっかく通学路を整備していこうという中で事故が起こるのはやっぱり本末転倒だと思いますので、この部分についてはしっかりと対応のほうをよろしく願いたします。

私からは以上です。

○大田委員

概要書の39ページの左の一番上の市道橋梁整備工事、橋梁長寿命化修繕計画に基づき実施する橋梁点検及び補修工事の1億7,456万円ですかね、これは多分、予算書の196ページじゃろうと思うんですが、どこに書いてあるかちょっと分からないんですが、どこに当たるのかと、その内容というのをちょっと教えてほしいんですが。

○山口道路河川課長

市道橋梁整備事業の金額の説明でございますけれども、こちらにつきましては、予算書の196ページで、説明欄の道路整備事業の中の2行目、調査点検業務委託料の中の橋梁点検として、先ほど御説明しました大和大橋ほか28橋のものが3,401万円のうち3,181万円、それから、その下の測量設計等委託料につきましては、橋梁補修設計業務として中村地下道、これが1,030万円のうちの1,000万円、その下、跨線橋補修工事委託料につきましては、虹の橋の補修でございますけれども、こちらの1億3,275万円、以上を合計したものでございます。

○大田委員

ちらっと中村地下道が1,000万円と言われたように、説明を受けたように思ったんですが、地下道は橋ですか。

○山口道路河川課長

中村地下道につきましては、地下道という名前でございますけれども、こちらは平成26年度の国土交通省の通達以降、外幅が2m以上かつ最小土かぶり1m未満のボックスカルバートにつきましては、溝橋という位置づけで橋梁とみなすように規定されたことから、中村地下道はこれに該当するため、橋梁での取扱いとなります。

○大田委員

平成26年か、そのときにそういうふう定められたから溝橋という名前についたというふうにお聞きしたんですが、それで、ボックスカルバートというふうにお聞きしたんですが、どういう点検をされるのかちょっと教えてほしいんですが。どういう作業をされるのか。

○山口道路河川課長

こちらの中村地下道につきましては、補修設計を行ってまいりますので、設計業務ということでお答えいたします。

設計の内容につきましては、ボックスカルバートが既製品と現場打ちの部分がござい  
ますので、それぞれに応じた強度試験や中性化試験、電磁波レーダーによる配筋位置の  
確認などを実施し、長寿命化を図るため、ボックスカルバートのひび割れ補修工や断面  
修復工、コンクリートの耐久性を向上させる表面含浸工などの補修のための設計を行っ  
てまいります。

○大田委員

ボックスカルバートは分かったが、現場打ちの点検はどういうふうにされるんですか。

○山口道路河川課長

現場打ちのカルバートにつきましては、現地の状況を見ながら、コアを取ったりです  
とか、はつり試験などによって、状況を確認してまいります。

○大田委員

コアを取って強度試験をやるというふうに、それは理解しました。それと、橋梁のと  
ころにおいて、山陽自動車道の跨道橋が架かっておるといふふうに言われたんですが、  
その点検はどういうふうな点検をされるんですか。

○山口道路河川課長

山陽道の跨道橋につきましては、基本的には現場で近接目視点検といたしまして、ひ  
び割れの状況ですとか、断面修復が必要なものですとか、そういったものを確認してま  
いります。

○大田委員

たしかあれはS橋じゃったですいいね。鉄骨造でひび割れ点検とか、上のコンクリート  
板はひび割れを見るんでしょうが、S橋の場合のなんかはもっと違う点検方法があった  
と思うんですが、今のでもいいんですかね。

○山口道路河川課長

基本的には、ただいま私が申しましたような点検になります。

○大田委員

私は、ねじ部分、頭部分をたたいたりして回るのかなと思ったんですが、しっかりと  
点検しておいてください。

それで、次に移ります。同じく39ページの通学路整備事業、岩狩線ともう一つやるよ  
うにお聞きしたんですが、ボックスカルバートを入れながらやるというふうにお聞きし  
たんですが、どういう改良工事をやるのか教えてもらいたいんですがね。

○山口道路河川課長

岩狩線の通学路整備事業の整備概要でございますけれども、こちらにつきましては、岩狩線が三島コミュニティセンター前の路線でございますけれども、こちらは県道徳山光線との交差点から延長約58mで、車道が2車線、歩道が三島コミュニティセンター側の片側を整備いたします。この中で、既製品のボックスカルバートの設置を約49mほど計画しているものでございます。

○大田委員

2車線でコミュニティ側の歩道を造ると。歩道の幅は何mで、そのところの側部側に側溝なんかもつくるんですかね。

○山口道路河川課長

こちらの岩狩線の整備の側溝でございますけれども、こちらにつきましては、今の計画では、コミセン側と反対側の側溝のほうは既設を利用いたしまして、コミセン側につきましては、ボックスカルバートを設置することによって排水処理を行うようになっております。

以上でございます。

○大田委員

歩道の幅は何mか。

○山口道路河川課長

歩道の幅は2.5mでございます。

○大田委員

あれは多分、私の想像では、車庫があった後の岩狩線であろうと思うんですが、そこを拡幅するような感じで片側1車線のを2車線やって歩道を両側につけるんじゃないと思うんですが、ボックスカルバートは車道部分に入るんじゃないんですかね。違うのかな。それで、そこの排水路を持って来るから、コミュニティセンター側には側溝をつくらなくちゃいけないんじゃないかな。違うのかな。側溝はあそこつくらないで、ボックスカルバートに水を入れるようにするの。

○山口道路河川課長

ボックスカルバートにつきましては、道路の車道部分を避けた位置、建屋を解体した位置に、あちら側にボックスカルバートを入れるという計画になっております。

○大田委員

それと、もう一路線のほうはどういうふうになるのかな。何mぐらいで。

○山口道路河川課長

もう一路線の中央町線、予算説明資料の中央町線につきましては、63ページをお願いいたします。

こちらに掲載しております道路改良工、延長約116mの整備でございます、車道が2車線、こちらは両側歩道を計画しております。

○大田委員

これにボックスカルバートを入れるというふうに言いよっちゃったが。

○山口道路河川課長

こちらにつきましても、太郎丸川、図でいう水路が横断していると思うんですけども、こちらの拡幅部分につきましてボックスカルバートを設置する計画となっております。

○大田委員

縦断じゃなくて横断なのね。短いやつ。だから、事故のないようによろしくお願いします。

これは、そこになると高校生が対象であるんですね。小学生も対象になるのかな。

○山口道路河川課長

中央町線につきましては、光井中学校が対象となっております。また、光高の生徒もこちらのルートを通して通学はしている状況でございます。

○大田委員

それで、岩狩線のほうは小学生が対象かな。

○山口道路河川課長

岩狩線のほうは三井小学校が対象となっております。

○大田委員

だけん、小さいお子さんがおられるから、先ほども交通安全対策をするといっって言われたが、非常にそのところはしっかりとした対策を取ってくださいね。よろしくお願いします。

その下の39ページの河川水路浚渫工事ということをうたわれておるんですが、200ページなんですが、今、説明では2河川のような話じゃったんですが、2河川だけですか。どういうしゅんせつをされるのか。

○山口道路河川課長

河川のしゅんせつの対象のものでございますが、先ほど説明では、2河川について申し上げましたけれども、合計で5河川、5つの河川を予定しております、河川名につきましては、先ほど申しました今桝川、横尾川、それから岩田川、東荷川、田布施川の5河川を予定しております。

○大田委員

これ、1か所何mぐらいをするの。

○山口道路河川課長

河川のしゅんせつをする延長でございますけれども、こちらは、今計画している延長で申しますと、岩田川が660m、田布施川が200m、東荷川が260m、横尾川が535m、今桝川は195mの合計1,850mでございます。

○大田委員

今からこれ、梅雨時期になるんで、いつ頃からかかるのか、今から予算、これを施行して設計してやるんだから梅雨時期を過ぎるじゃろうと思うんですが、梅雨時期の雨、水が増水するからそれまでにやってもらいたいと思うんですが、どうでしょうかね。

○山口道路河川課長

河川のしゅんせつにつきましては、基本的にその年度の梅雨や台風時期の雨季を外して、その後の渇水期に行うようにしております。

○大田委員

それは分かるんですが、今から6月から7月にかけて梅雨時期で雨が多い時期になるし、また、8月から9月にかけては台風シーズンになるから、そこもまた増水するようになるから、それまでにやってほしいと思うんですが、そういうわけにならないですかね。12月、9月過ぎの頃からしゅんせつになるようになるんですかね。

○山口道路河川課長

新年度につきましては、発注にも時間がかかりますので、どうしても梅雨に間に合わすのは厳しい状況でございますけれども、例えば、今年度の予定しておいた河川をしゅんせつを行ってきておりますが、そういった中の入札減等を活用しまして、まだ土砂が残っている河川について延長したり、新たな河川も実施したりという調整は行っております。

○大田委員

そういう難しいこともあるじゃろうけど、なるだけならそういうふうに今の現在の台風時期やら梅雨時期前にやってもらいたいと思っております。

それから、先ほど、カメラをつけて道路の悪いところをパッカー車、カメラをパッ

カー車につけてやるというふうに答弁があったんですが、パッカー車は一定のところしか走らない、市の車につけるんじゃないと一定のところしか走らないし、光市全域を見ないと思うんですが、そのところはどういうふうに考えておられるんですかね。

○山口道路河川課長

パッカー車が通らないような路線はどうするのかといったお尋ねであるかと思えますけれども、令和7年度、新年度に新たな事業として開始するものでございますので、現時点ではパッカー車の搭載を考えておりますけれども、それが通らない場所については、ほかの公用車等で搭載してその辺を補っていけるように、まだいろいろと始める段階でございますので、様々な検証を行いながら随時修正を行って、こちらの取組を進めてまいりたいと考えております。

○大田委員

これは、カメラは取り外し可能なの。

○山口道路河川課長

スマートフォンでございますので、取り外し可能となっております。

○大田委員

それで、環境のほうにお願いするとかって言いよっちゃったから、だから一定のところしか走らないと思ったわけですよ。パッカー車というのは民間事業者にも委託されているから、それらには取り付けられないような答弁じゃったと思うから、そやけん、その辺のところはどうするのかなとお聞きしたんですが、それはほかの公用車につけて回るといふことで、理解でよろしいんですかね。

○山口道路河川課長

これからそういった様々なやり方等を随時、市役所内部で検討しながら、パッカー車は一つの例でございますけれども、我々の業務でも日常的に現場に出向いたりもしておりますので、そういった様々な取組をしながら最適な方法を探ってまいりたいと考えております。

○大田委員

今、カメラをやるというのは、市内全域を見て回られてもらいたいと思うから、そやけん、そういうふうにパッカー車につけると、一定のところしか走らないなというのを思ったんですが、だから、そういうふうに取り付け可能やったら、パトロール車にでもつけて回ったら全域回れると思うんですが、今後、よろしくお願ひしたいと思ひます。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・

説 明：沖本建築担当次長 ～別紙

○新見委員

予算書112ページ、市営住宅建設事業の松中住宅の建て替え事業について幾つか質問させていただきます。

○委員長

212。

○新見委員

212ページです。建て替え事業を進めるに当たり、これまで松中住宅の入居者への説明会をされたというふうにお伺いしておりますが、その時期と回数、それからどういった内容であったかというのをお示しいただけますでしょうか。

○沖本建築担当次長

これまでに松中住宅の入居者を対象とした説明会を2回ほど開催をしております。1回目は昨年7月に開催し、建て替えであるという市の方針、建て替え基本計画の策定とスケジュールについて説明をし、建て替えに関してイメージしていただくために、直近に建て替えた岩田駅前住宅の事例を御紹介いたしました。その後、入居者の皆様の御意見を伺うために、意向調査を実施しております。

2回目は、同年12月に開催をし、入居者意向調査の結果をお知らせするとともに、既存市営住宅への移転に係る支援措置、移転時の家財等の処分等をお願いなどを説明をしております。

以上でございます。

○新見委員

分かりました。

続いて、これまで何人が転居をして、今、来年度、6世帯転居の予定だということで、あと残りが何世帯なのかという点と、それからあと、転居に係る補償についてはどのような内容なのかお示しいただけますでしょうか。

○沖本建築担当次長

これまでに転居をされた世帯数でございますが、昨年7月に実施いたしました説明会から先月末までの期間において8世帯の方が移転をされております。現在入居されている世帯につきましては、47世帯となっております。

補償の内容につきましては、建て替え事業等による移転補償に関する要綱、これに基づき、移転に係る費用を補償金として支払っております。

以上でございます。

○新見委員

分かりました。

続いて、先ほど、入居者の転居先の希望については恐らく事前の説明等でヒアリングされていらっしゃるようだと思うんですが、転居を希望される方の転居先への案内などについてはどのようにされているかというのは、これ、松中住宅の方ですと、高齢であったり、足が悪かったり、車のない人がいらっしゃるということがありますので、どのように転居先を御案内されているか教えていただきたいと思います。

○沖本建築担当次長

入居者説明会や意向調査等で、他の市営住宅への移転を希望される入居者の方に関しましては、直接、職員が御自宅に伺って、詳しい内容等をお伺いをし、どこの方面の地区の住宅を希望するのかをお聞きをしております。

以上でございます。

○新見委員

あと、転居を希望される方が何々住宅がいいという話があったときの案内というのは、実際にはされていらっしゃるのでしょうか。

○沖本建築担当次長

この住宅であればこれぐらい空いていますよというのを、先ほど申しあげました戸別訪問等で御案内を申し上げております。

以上でございます。

○新見委員

すいません、ちょっと私の聞き方が悪いので。要は、実際に現地まで行って御案内するということがあるのかどうかの質問でございます。

○沖本建築担当次長

移転を希望される方に関しましては、移転先となる市営住宅の外観の写真や間取りなど、資料をお見せして情報提供を行っております。また、希望がありましたら空いている部屋を見ていただくようなこともしたいと考えております。

以上でございます。

○新見委員

ありがとうございました。松中住宅に入居されている方は、本当に高齢の方、あと車のない方がいらっしゃると思いますので、丁寧な対応をしていただければと思います。

それからあと、最後にもう一点なんですけど、今の既存の住宅から新たに整備する住宅へ移転した場合の家賃の経過措置についてなんですけど、こちら、5年間の傾斜家賃を採

用されていらっしゃるかと思います。5年後の経過後の正規家賃に戻った場合の割合として、おおむね松中住宅と、それから新築、まだ建てていないのではっきりと申し上げるのは難しいとは思いますが、おおむねどのぐらいになるかというのをもし分かるようでしたらお示しいただきたいと思います。

○沖本建築担当次長

建て替え後の新しい住宅の家賃につきましては、その建設費や面積等によって計算をするため、現在、お示しすることは困難でありますので、最近建て替えました岩田駅前住宅の事例で説明をさせていただきますと、建て替え前の溝呂井住宅の当時の家賃は4,300円から1万1,300円の価格帯でございました。建て替え後の岩田駅前住宅の当時の家賃は2万1,200円から4万7,900円の価格帯となりました。

以上でございます。

○新見委員

ありがとうございます。これから基本計画、基本設計、詳細設計と、これから建て替わるとなったら5年ぐらい以上かかるかなというニュアンスを持っております。松中住宅自体、耐用年数もう過ぎている状態だと思いますので、居住者の方に生活に支障がないように、補修、それから維持管理、しっかりお願いしたいと思います。

以上です。

○大田委員

概要書の39ページの市営住宅の計画的用途廃止で、虹川住宅と南汐浜住宅の解体と測量登記が782万5,000円上がっているんですが、説明においてはたしか212ページの上から2行目の施設改修工事360万円、南汐浜解体1棟いうてから言われたように思うんですが、虹川住宅の解体はどこに書いてあるんでしょうかね。

○沖本建築担当次長

虹川住宅の解体につきましては今年度行っておりますので、この予算書のほうには載っていないです。

○大田委員

載っていないが、この概要にはうたってあるんです。

○沖本建築担当次長

失礼いたしました。測量登記等委託料ですね。予算書のほうの210ページの下から2行目に、測量登記等委託料の150万円を計上しております。これが今年度解体をしております虹川住宅の跡地に関する測量登記でございます。

以上でございます。

○大田委員

それを足しても150万円と360万円で782万5,000円にならないのですがね。

○沖本建築担当次長

光市当初予算案の概要書の39ページの中段よりやや下に掲載しております市営住宅の計画的用途廃止の総額782万5,000円の内訳につきましては、計画的用途廃止に関連する事業の予算を、先ほど申し上げました測量登記等委託料も含めて、合算したものになります。

予算書のほうで項目を拾って説明をさせていただきたいと思います。予算書の210ページをお願いいたします。

説明欄の中ほどよりやや下にございます市営住宅維持管理事業の上から3行目、修繕2,852万円のうち、用途廃止に係る経費100万円と、その1行下、手数料84万円のうち、移転後の住宅の解体に必要なアスベスト調査に係る経費71万円と、その5行下、清掃委託料1万5,000円と、その4行下、測量登記等委託料150万円と、1枚めくっていただきまして212ページ、説明欄上から2行目、施設解体工事360万円と、その3行下、市営住宅移転補償費100万円、以上が内訳となります。

以上でございます。

○大田委員

なかなか分かりませんから、すいません。またもう一つ教えてください。松中住宅の建て替え事業で1,052万5千円と書いてあるんです。それで、市営住宅建設事業費が752万5,000円で、今の説明では松中住宅のという説明であったんですが、300万円の行方がどこにあるのかちょっと教えてもらいたいんですが。

○沖本建築担当次長

松中住宅の建て替え事業1,052万5,000円の内訳についてでございます。予算書の210ページの説明欄中ほどよりやや下にございます市営住宅維持管理事業の上から3行目、修繕料2,852万円のうち、松中住宅から他の市営住宅へ移転する際の移転先の修繕料が300万円と、1枚めくっていただきまして、212ページ、説明欄上から3段目の市営住宅建設事業の1行目、計画等策定委託料452万5,000円と、その1行下、市営住宅移転補償費300万円、以上が内訳となります。

以上でございます。

○大田委員

了解しました。それで、今から計画をされようとされているんですが、これから計画される松中住宅は何棟ぐらい建てるつもりで、何年ぐらいを目途にされようとされているんですか。

○沖本建築担当次長

松中住宅の建て替え基本計画を先ほど予算の説明のほうでさせていただきましたが、今年度と来年度にかけて松中住宅の建て替えの基本計画を策定する予定としております。この中で、建て替え時期や、建て替え戸数などで定めてまいりたいと思っております。以上でございます。

○大田委員

ということは、今はまだ頭の中は白紙でございますよという答弁になるわけですね。

○沖本建築担当次長

現在検討中でございます。

以上でございます。

○大田委員

なるだけ、もうこの計画というのは随分前から計画は上がっているわけですから、なるだけ早く進めてもらいたいと思います。松中住宅ももう古い建物でございますから、よろしく願いいたします。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

## 6 都市政策部関係分

### (1) 付託事件審査

#### ①議案第8号 光市営バス運行事業に関する条例の一部を改正する条例

説 明：山門公共交通政策課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

#### ②議案第16号 光市手数料条例の一部を改正する条例

説 明：山本都市政策課長 ～別紙

質 疑

○大田委員

ちょっとお聞きしたいんですが、工事主が中間検査を受けるというふうここに書いてあるんですが、施工業者はそこのところ関係ないんですか。

○山本都市政策課長

先ほど御説明しましたように、中間検査については工事主が受けるということがございます。当然施工される業者も関わってまいります。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

#### ③議案第23号 光市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

説 明：山本都市政策課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

#### ④議案第29号 光駅拠点整備基本計画の変更について

説 明：山本都市政策課長 ～別紙

質 疑

○萬谷委員

今回、一般質問、もしくは一般質問の市長や部長の答弁で、一定の理解はいたしておりますが、ちょっと2点ほど、特に概算事業費についてお聞かせいただきます。

まず1点目、概算事業費が40億円から45億円というふうに書かれておりますけども、今世界情勢もいろいろ変わってきておりますけど、今後また人件費の高騰や物価の高騰等あると思いますが、その辺40億円から45億円の中にそういうものが含まれているかどうか、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○山本都市政策課長

物価高騰などの価格上昇が見込まれているかという御質問だと思います。変更基本計画でお示ししている概算事業費の考え方について、もう少し詳しくお答えさせていただきます。

現計画の概算事業費は、これまでも御説明しておりますように、類似事例を参考に試算しておりましたが、このたびの変更基本計画では、類似の事例を参考にするとともに、過年度の基本設計成果をも参考に試算しております。このような方法で試算しており、お尋ねの今後の物価や人件費などの上昇につきましては、今後の推移などが不透明であり、現時点では将来の資材価格の高騰や人件費の上昇などの物価高騰を見込むことは非常に難しい状況でございます。このことから、物価高騰や人件費の上昇について、概算事業費に見込むことは現状困難でございます。今後の設計段階においても可能な限り低コストとなるよう、関係機関との協議や検討を行い、市民の皆様の切実なお声に応えていくべく取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○萬谷委員

分かりました。入っていないということで、今、国レベルでいけば、関税の掛け合いとかいろいろやっていますので、本当にどういうふうな方向に向くか分かりませんが、いろいろ変更点等が発生するようなことがありましたら、随時報告していただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

それと、この40から45億円の中に、光駅のバリアフリー化、例えば、プラットフォームのかさ上げ、新たな北口への改札口の設置、いずれJRの所有になるものに関しても、この金額の中に含まれているのか、ちょっとお聞かせください。

○山本都市政策課長

今後も引き続き、鉄道事業者との協議を経なければならないものも数多くはございますが、本基本計画の変更案にお示ししております、プラットフォームのかさ上げや、新たな北口改札の設置など、駅のバリアフリー化に要する費用や、南北自由通路の整備により影響が生じる鉄道の施設設備の移転、再整備の費用は、概算事業費に含んでおります。

以上でございます。

#### ○萬谷委員

了解しました。その辺は含まれているということで、この光駅につきましては、本当に昔から私も取り上げてきておりましたし、今回も特にバリアフリー化については、多くの市民からの声もいただいておりますので、この計画がまた今回議決されましたら、新たな第一歩のスタートでありますし、本当に足踏みをしている暇はないんです。ぜひ早急なお取組をよろしくお願ひしたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

以上でございます。

#### ○大田委員

今、鉄道事業者とのいろいろ打合せをされておるといふような答弁でありましたが、変更計画になって、一番最初からいろいろお聞きしておるんですが、常に鉄道事業者との打合せをしておる段階で答弁できませんといふような答弁がありました。こういうふうにもう一度の変更計画を立ち上げる際には、鉄道事業者との打合せも当然、いろいろ合意が形成されているといふふうに私たちは感じているわけですが、いまだにまだ打ち合わせができていないような答弁であります。そのところはとういふふうにお考えられるのか、もう一遍お答えください。

#### ○山本都市政策課長

鉄道事業者とはこれまでも様々な協議をしております。この協議も基本構想、基本計画、そして基本設計というように段階的に進めています。この中で、鉄道事業者とも共通認識の図られる部分、合意形成が図られる部分、意思決定が図られる部分と様々がございます。そういったことで、現段階は基本構想に基づいた今後の基本設計等の方向性を示す基本計画でございます。鉄道事業者と共通認識が図られていない部分、最終的な意思決定が図られていない部分、そういったものがございます。

以上でございます。

#### ○大田委員

図られていない部分がございますと言われるんですが、一応とういふふうには計画が始まってから3年、4年と経つわけでございます。その中でいろいろな打ち合わせといふのを何十回、何百回されていると思うんですが、それにおいて、基本構想において合意形成がされているから、またこのたび40から45億円の予算で拠点整備計画ができたと思うんですが、いまだに今答弁でも、またいろいろこれから打合せせにゃいけんような

ことを言っておられるんですが、そのところはどういうふうにご考えておられるか。

○山本都市政策課長

先ほど申しましたものも含まれるとは思いますが、やはり今回の光駅拠点整備事業、特に南北自由通路は鉄道敷を越しますことから、鉄道事業者ともやはり協議、調整の必要がございます。その中で、現段階は今後の基本設計であったり、さらに詳細な設計を示すための方向性を示す基本計画でございますので、今後の設計段階において、さらに詳細な協議調整のもとに鉄道事業者とは意思決定をしまいたいというふうにご考えております。

以上でございます。

○大田委員

ということは、まだ設計が変更になる可能性が残しているというふうにご考えられるわけですが、どうでしょうか。

○山本都市政策課長

今回の基本計画の変更の議決をいただきました暁には、基本設計の修正に取り組んでまいりたいと思っておりますので、現在の基本設計からは当然変更が生じうるというふうにご考えております。

以上でございます。

○大田委員

一番最初のところでも30億円から40億円というような大幅な幅を設けておられます。実際にコンサルタントで出された62億1,000万円という金額が出て、それで、苦渋の決断で今回の基本整備計画を見直しますということで、今回40から45億円ですかね、その基本計画が出されたわけでありまして。その中でいろいろお聞きしておりますが、常に鉄道事業者がおりますので、お答えは控えさせていただきますと答弁がなされてきました。どうしても納得が行き難いところがあります。また、令和2年から今回までにいろいろな基本設計の策定とか、基本設計とか、いろいろやって約1億1,000万円近く拠出をされております。またこのたび返却で3,270万円ですか、返却をされているんですが、市民の大切な税金を使っておられるわけですね。それが1億円以上も出されて、極端に言ったら私からいけば無駄遣いと思うんですが、そういうのは見受けられるんですが、そういうところのお考えというのはどういう考えをされておられるのかお答えください。

○山本都市政策課長

光駅拠点整備事業につきましては、一度御議決をいただいた基本計画の見直しという判断をしております。これは基本計画どおりに進めた場合、様々な行政課題が山積する中で、市財政への深刻な影響が容易に想定され、ひいては今後のまちづくりに支障を来すことが危惧されることなどにより判断したものでございます。

これまで、委員さん言われますように、一定の財政負担は生じたものの、基本計画の見直しにより、事業費に係るコスト縮減も図られるところでございます。今後は市民の皆様のお声のあるバリアフリー化を含む、光駅拠点整備事業を着実に進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

#### ○大田委員

着実に進めるのは、それはいいんですよ。でも、市民の税金が無駄に、無駄と言ったら執行部の人はそのではないというふうに言われるでしょうけど、市民の皆様から思われたら、大切な税金を、一番最初の基本計画のときには30億円から40億円というふうに定められて、それでコンサルトで出されたら62億円という設定価格が出てきたわけですよ。そこで、あまりにも高過ぎるからいうんで、苦渋の決断でその計画をやめられたと。今度は40から45億円の計画が出された。それまでの計画、コンサルトやら出されたのは全部、極端に言えば破棄ということに。だから、国、県の方にも3,000万円以上の金が返還されるようになったわけですよ。そのところの責任というのはどういうふうに考えておられるか教えてください。

#### ○山本都市政策課長

基本計画の見直しにより、概算事業費が縮減できた一方で、一定の経費が避けられないところでもございます。これまで基本計画、基本設計と進めてまいりました。この成果を基に、今後の基本設計の修正を時間の面からも効率的に進められるものと考えております。今後も一層のコスト縮減に努めるとともに、有利な財源を確保しながら、市民の皆様が待ち望んでおられる拠点整備の一日も早い実現に向け、着実に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

#### ○松並都市政策副部長

委員さんとはこれまでもいろいろと光駅拠点整備に関しましては、様々な議論を交わしてきたところであります。このたびの計画の見直しにより、概算事業費が大きく縮減できた一方で、一定の経費もかかってくるということはおっしゃるとおりでございます。

厳しい財政状況下にありまして、光駅拠点整備事業は多額の予算、つまり公金を投入することになる本市の一大プロジェクトでございます。限られた財源を無駄にすることなく、効果的に活用するという気持ちを忘れることなく、実現に向けて努力してまいりたいと考えておりますし、概算事業費の大幅な上昇に伴いまして、変更という判断、苦渋の決断の下、そういう判断をいたしました。今後も強い責任感を持って、着実にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○大田委員

責任感を持って取り組む、ぜひともやってもらいたいわけですよ。そこまで費やした1億何千万円というお金の責任というのは、どういう取り方をされるのかとお聞きしたいんです。

○山本都市政策課長

これまで費やしたお金をどういうふうに、というところでございます。委員さんが申されました1億1,000万円、これが全て無駄ということではございません。今後の設計の過程に生かせるものなどもございます。こういったことも含めまして繰り返しにはなりますが、今後もコスト削減に努め、着実に光駅拠点整備事業を進めていくという責務を担ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○大田委員

それは分かるんですよ。部長も言われた限られた予算だからやるということにおいて、それを生かしていくというのは、それは分かります。でも今度また完全に設計をし直してコンサルタントへ出されるわけですよ。以前のあれを元にやれるものも、それは分からないわけではないんですが、一応今まで使った金額は極端な言い方ですと無駄ですよ。無駄になったんですよ。だから3,700万円ですかね、3,000万円何がしかを、国、県のほうに返却しなくちゃいけないんですよ。そこのところを深く市の執行部としては考えなくちゃいけないと思うわけですよ。無駄になったから3,700万円か3,200万円か返却さえすればいいんじゃないという考えではいけないと思うわけですよ。そういうようなところを私はお聞きしているわけですよ。今鉄道事業者と一生懸命打合わせしておりますと、どうしてこうなったんだといったら鉄道事業者がおりますのでお答えすることは控えさせていただきますとずっと続けてこられて、今度実際にお金がかかったのは返却しなくちゃいけないというようになっているわけですよ、実際に。そこのところ私は執行部としてはどういうふうに考えておられるかというのをもう一遍お聞きしたいんですがね。

○山本都市政策課長

事業を取り巻く環境に当初想定できなかったような変化が今回生じたわけではございますが、こういった場合には適宜最適な方向へと軌道修正を図り、実現可能な事業として着実に完成へと導いていくことが大変重要であり、私どもの責務だというふうに考えております。

以上でございます。

○大田委員

責務だと考えている。それは分かります。それは確かにそうしなくちゃいけないということではありますが、そこのところがもう少し、実際に1億何千万円というお金が出されて返却もしなくちゃいけないというのは深く考えられて、執行部としてはそこのとこ

ろでどういうふうにご考慮されるかというのをよく今後もご考慮してください。よろしくご願ひします。

○田中委員

大きな計画ですし、変更案ということでご確認を何点かさせていただけたらご思います。まず1つ目がパブリックコメントの状況についてご聞かせいただけたらご思います。何名の方から何件ぐらひ出ていたのかを教えてください。

○山本都市政策課長

パブリックコメントにつきましては、このたび、昨年12月20日から本年1月20日までの間、広く市民の皆さんからご意見をいただくパブリックコメントを実施し、7名の方からパブリックコメントの制度などに関する意見を除き、延べ54件の意見をいただいております。

以上でございます。

○田中委員

最近のパブリックコメントの中では件数としては多い件数ではないかご思うんですが、先ほど変更案の説明の中で34ページにパブリックコメントを反映させて追記をしたということでごございましたが、追記したものについては説明をいただいたんですが、ごういった声に対してこれを追加したのか、少しご説明をいただけたらご思います。

○山本都市政策課長

34ページの追記に関する経緯ということでごございます。意見の内容としては、JR光駅にかからないように、迂回せずにそのまま市有地の方にストレートに、まっすぐに接続できないかごいった趣旨でごございました。

以上でございます。

○田中委員

今ごういった意見だったということごで、後にその分について、私もちょっと西側にもごつとごさせれば、駅舎を削ることなくできるんじゃないかなご思うもあつたごので、入れていたごんですけど、逆にちょっと先にそちらを聞けたらご思うごんですが、整備イメージ図のほうご40ページにイメージ図があります。そのご中で、今、南北自由通路の位置が、今現状である南口の駅舎のほうご、いわゆる少し削って整備するごうごいうごうな図面になっているごんですけど、これをもう少し西に移動すれば、駅舎にご影響を与えなく、コスト的にも安く私ごなるごのではないかなご思うごところごあつたごんですけど、それが西側にごつとごさせなかった理由、この位置になった理由についてご聞かせいただくとご思うごのと、あと、今34ページに反映させた言葉ごいけば、実際設計のときご検証を行って、確定の場所については後ほど出てくるごうごうな受け止め方もできるごんですけど、そのご辺りのご考え方についてご聞かせください。

○山本都市政策課長

図ということを申されました。43ページの整備イメージ図だというふうに考えます。この中で、南北自由通路の位置をもう少し西側に動かして、駅舎にかからない位置に設置できるのではないかというお尋ねでございました。南北自由通路の設置位置は、北口駅前広場に接続できる位置を基本として考えているわけでございます。駅舎に影響が生じないよう、南北自由通路をさらに西側に移動させた場合、南口・北口駅前広場や南口の改札から離れ、利用の動線が悪くなるとともに、北口広場へまっすぐに南北自由通路を接続するための対策や検討が必要になることが考えられます。また、駅舎に支障のない位置まで西側に移動した場合、南北自由通路の整備により、北口駅前広場の私有地への影響が懸念されるほか、駅舎以外の鉄道施設への影響が生じ、事業費のさらなる増額が懸念されるところでございます。

以上でございます。

○田中委員

今お話だと検討した上で、事業費の増加が見込まれるからこの場所になったという理解でいいですか。

○山本都市政策課長

そのとおりでございます。

○田中委員

分かりました。それで、結局このパブリックコメントなんですけど、今回変更案ということで、元の案があって、先ほどの御説明だと2点変更を加えましたということなんですけど、市民の方からも関心が高くて件数が多く出たと思うんですけど、私たちが気づかないこととか、斬新な視点での提案とかがあると思うんです。それを踏まえて今回変更案に手を加えていらっしゃるので、議決する立場としては、そういった市民の声がどういった声があったのか、そしてそれをどう生かしたのかということまでを見て、私は議決したかったなという思いがあるんですが、パブリックコメントの公表については議会での議決が終わった後に公表する予定となっていると思うんですが、その辺りの考え方についてお聞かせをいただけたらと思います。

○山本都市政策課長

パブリックコメントの回答、対応等については今後公表する予定ではございます。意見に関しましては、整備費用などの事業費に関するものや、記載内容の追加の充実を求めるものといったものもございます。こういったものも考慮しながら現変更案として取りまとめてきたところではございます。

以上でございます。

○田中委員

次の質問に行かせていただきますが、先ほど同僚委員の質問の中で、事業費について今後の物価高騰とか人件費の高騰については盛り込んでいないというお話がございましたが、今回示されている事業の概算予算が、結局この変更をかける前の、断念したときの金額、鉄道施設を含めた南北自由通路とか、当初が20億円から25億円だったものが見直し決断したときは40億円。今回が28億円から30億円程度ということで、約2割から3割ぐらい安くなっていると思うんです。私この整備自体は、こんなに豪華な何かを盛り込んでいるわけではなく、バリアフリーに必要なもの、割とシンプルなものになっていると思うんですけど、約10億円ぐらい安くなった、何でこれだけ安くなったのかという部分、前回は結局2年程度で金額がすごい上がったので、その辺が少し不安なので、何の部分でこの10億円安くなったのかという要因について説明いただけたらと思います。

○山本都市政策課長

概算事業費、特に南北自由通路の部分が縮減された理由ということでございます。南北自由通路の整備は大がかりな工事でございます。この整備に当たっては支障となる鉄道施設や設備の移設、再整備といった影響は避けられないものがございます。基本計画の変更に当たっては、これらに要する費用を縮減できるよう、これまでも御説明していますように、南北自由通路の整備位置について既存の鉄道施設への影響に配慮するとともに、有効活用も見据え、検討を行ったところでございます。

この結果、電気通信設備や駅施設への影響を極力縮減することや、支障となる現在の駅舎の一部を除却し、残存する駅舎を活用することなどで事業費の縮減を図ったものでございます。

以上でございます。

○田中委員

主には位置をずらすことによって電気通信設備の影響を与えるのが減って安くなったという部分と、駅舎を活用するというで安くなったという理解でよろしいですか。

○山本都市政策課長

先ほどお答えしましたように、既存の鉄道施設への影響に配慮し、電気通信設備や電気設備、駅舎等への影響を極力減らすこと、そして駅舎の一部除却により残りの部分を有効に活用することなどで事業の縮減を図ったものでございます。

○田中委員

分かりました。ちょっと次の質問をさせていただきます。先ほど同僚委員のほうからも概算事業費に含まれているもので、JRの所有かどうかという部分でお話ございましたけど、全体的にこの概算事業費に含まれているもの、含まれていないものの説明をいただけたらと思います。先ほどはプラットフォームのバリアフリー化とか改札口の設備等のお話がありましたが、現駅舎の部分の改修する工事とか、今の既存のトイレとか

あの辺の撤去の工事費とか、現の南北自由通路の撤去費、駅構内の跨線橋の撤去費とか、広場の駐車場の機械化の設備のお金とか、そういったもので含まれているもの、含まれていないものを少しお示ししていただけたらと思います。

○山本都市政策課長

まずもう一度基本的な部分でございますが、本整備事業により影響を受ける移設や再整備といったもの、そして駅のバリアフリー化などに要する費用というものは今回の概算事業費に含まれております。含まれているもの、いないものを少し詳細にということでございますので、南北自由通路の整備によりその役目を終える虹ヶ丘跨線橋の撤去費用は概算事業費に含んでおります。

駅構内の乗換え跨線橋は鉄道事業者が所有するものでございます。現時点では南北自由通路の整備に影響がないと想定しております。

それと、駐車場の機械化の費用については概算事業費に含んでおります。

以上でございます。

○田中委員

今の活用する駅舎の部分のついでの減築というか、南北自由通路がかかる部分を減築して改修して使う部分も全部含まれているという理解でいい。

○山本都市政策課長

南北自由通路の整備により、駅舎の一部を除却をするわけでございます。これに必要な費用とそれに対応するための部分的な改修であったり、そういった影響を受けるものについては概算事業費に含んでおります。

○田中委員

43ページ、先ほどの整備イメージ図について、確定したものではないということでの理解をしておりますが、ちょっと何点か設計段階で変更する可能性があるのかどうかということでお尋ねできたらと思いますが、まず南口駐車場の出入口について移動させることになっておりますが、これについても設計の中で変更できるものかどうかということと、南口広場の一般専用駐車場について、ちょっと動線イメージがなかなか今のイメージ図からでは想像ができないんですけど、これも詳細については設計段階で示されるものなのかについて教えていただけたらと思います。

○山本都市政策課長

先ほどの御質問の中でちょっと1点回答ができていないものがございました。駅構内のトイレというところがあったと思うんですけど、トイレは鉄道事業者の所有でございまして、今回影響がないというふうに考えておりますので、費用としては含まれておりません。

続きまして、ただいま御質問を受けました南口駐車場の出入口の位置ということでご

ございます。現在の位置は交差点から一定の距離を確保することが困難でございますので、整備イメージ図では少し位置を変えるようにしております。

今後、にぎわい創出施設の導入の可能性の検討などにも取り組んでまいりますことから、今後の設計段階で位置等は再度検討していくようになるかと考えております。

次に、南口広場の一般車両の動線ということで御質問をいただいたと思います。このことに関しては、ロータリー内の一般車両の動線イメージは、おおむね現状と変わらないというふうに考えておりますが、一般車両の待機場への出入りなどについては、今後の設計段階で詳しく検討してまいりたいと考えております。

#### ○田中委員

先ほどの駅舎のトイレの部分で再説明いただいたので、教えていただきたいのですが、トイレ、外側と中側とあって、それが今、駅舎のひつついて今あると思うんですが、そもそも駅舎自体はJRの持ち物の中で、一部除却して活用するというのであれば、駅舎自体が整備対象になるのではないかと思うんですけど、今のお話だとトイレの部分とかキヨスクとか、あっちの部分は含まれていないんだ、JRのものなんだというような説明になってしまうのですが、そういう部分的に切り分けているという理解でいいですか。

#### ○山本都市政策課長

先ほど御説明しましたように、今回の例えば鉄道施設につきましては、南北自由通路の整備に伴い影響が出るものや支障となるものについては、概算事業費に含んでおりますが、今言われたトイレとか、元キヨスクですか、そういったものがあつたところの整備費については、今回の概算事業費には含んでおりません。

以上です。

#### ○松並都市政策部長

今後も引き続き鉄道事業者とは協議を重ねてまいりますし、新年度設計の修正でも様々な協議を進めてまいります。このたびの本市の事業に併せて、本市の事業に影響のない駅舎の部分で、これを機に鉄道事業者において何かしらの御判断があるかというものは、当然今は分かりませんし、どのような判断をされるのかは分かりませんが、現在は含めてないということで、御理解をお願いいたします。

以上でございます。

#### ○田中委員

分かりました。それと、もう2点ほど行けたらと思います。30ページと40ページとかに、駅南口の駐輪場750台とか、北口駐車場の20台程度という部分で、今回増設と縮小というものが示されているわけなんですけど、これの根拠について少し説明をいただけたらと思います。

#### ○山本都市政策課長

駐輪場の必要な台数に関する御質問でございます。必要な駐輪台数につきましては、日常の管理における利用実態から想定した台数を、750台としてお示ししております。この詳細な台数については、今後の設計段階において、もう一度詳細な検討をしてみたいというふうに考えております。

以上でございます。

○田中委員

承知しました。それとあと最後に1つお聞きしたいのは、北口のトイレ整備ということで、今回追加でやっております。議案説明のときにもありましたとおり、今回整備の視点で、低コストな手法の選択と、プライオリティ優先度の設定ということで、お話がございました。その中で、今回北口トイレを新設するよということでしたので、この概算の事業費全体にも影響を与えるのではないかと思います。これ自体は市単独で整備するものだと思いますので、北口トイレの整備費の概算について説明をいただけたらと思います。

○山本都市政策課長

概算事業費に関する詳細な部分についての御質問でございます。概算事業費の詳細な部分については、これまでもお答えしておりますように、類似事例や基本設計の成果を参考に、試算したおおよその目安として一定の幅を持たせているように、必ずしも確定した金額とは言えないところでございます。基本計画は設計等を行う上での指針となるもので、今後の設計段階において施設の具体的な内容を精査していきますことから、現段階においては個別の施設の概算事業費をお示しする段階にはないというふうに考えております。

以上でございます。

○田中委員

執行部の説明としてはそうなのでしょうけど、この北口トイレを追加で整備することによって、あればいいなという視点はもちろんあるんですけど、これが幾らの追加になるのかという部分で判断って変わってくると思うんです。例えばこれが1,000万円のできるのか、1億円でできるのか、対象の利用人数というのは何人を想定しているのか、10名のために1億円の整備をするのであれば、それは市民の方も賛同を得られないでしょうし、利用者人数がすごく多い中で1億円であれば理解は得られるかもしれませんが、私たちはそういった判断もして議決をしているわけなので、この部分についてはJRとの協議が必要な部分でもございませぬし、せめてこの追加でどれだけの事業費がプラスになるのかというところは、お示しいただけたらと思うんですが、いかがでしょうか。

○山本都市政策課長

個別の事業費につきましては、先ほどお答えしたように、現段階においては個別施設の概算事業費をお示しする段階にはないというふうに考えております。今後ともコスト

縮減に努めながら、適切な規模のトイレを検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○田中委員

執行部の説明としては受け止めます。設計段階で詳細が出てくると思うんですが、そのときにはこの北口トイレの整備事業費についても個別で出てくるという理解でよろしいですか。

○山本都市政策課長

基本設計の修正ができましたら、それ以降に分かりやすい説明に努めてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○田中委員

そのときには丁寧な説明をいただけたらと思います。

以上です。

○井垣委員

先日、駅員がいない駅になりましたけれども、それはこの予算立てた後の分かったことなんですけど、これの影響により少し予算が減額になるとか、そういう影響はないのでしょうか。

○山本都市政策課長

今、光駅に常駐される方がおられませんが、このことに関する影響ということですが、概算事業費や基本計画の中では、特にそれを踏まえた検討は行っていません。

以上でございます。

○井垣委員

今、市民の声を聞くと、やっぱり駅問題というのは階段しかないということと、ホームの段差があるということに加えて、トイレが壊れているとか汚いとか、トイレ問題、現存のトイレと、あと駅の顔です。虹の、このマークが虹色に描かれている。できた当時はきれいだったでしょうけど、今ちょっと汚くなっているから、もうペンキ買って塗りに行ったらかというぐらいの市民の方もいらっしゃるんですよ。あそこは今回の予算では市にはこの中に入っていないということですよ。JR側に期待するしかないということで、もう一回確認をしたいんですけど。

○山本都市政策課長

駅構内のトイレであったり、虹のマークのペイントだったりというものは、今回の概

算事業費には含まれてはおりませんが、鉄道事業者と話をする中で、そういう要望があったということはしっかり伝えてまいりたいと思います。

また、トイレの問題についても引き続き、匂いがするとか、外から見えやすいというふうな声もお聞きしておりますので、そういう声はしっかり鉄道事業者の方に協議をする際に伝えてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○井垣委員

もうございません。よろしく申し上げます。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○小林委員

先行委員の質疑の中で、やはり今回の概算事業費の、いわゆる人件費が高騰した分が見込んでいるかという部分とか、あるいは概算事業費に含まないというところについても、より詳細に理解をすることができました。1点だけ少し確認したいことがあって、45ページの関連施策で、先ほど少し説明にも触れていただきましたが、バリアフリー法に基づく移動等円滑化基本構想、バリアフリー基本構想の策定に取り組みますというふうにございますが、このいわゆるスケジュール感という部分についてのみ教えてください。

○山本都市政策課長

バリアフリー基本構想の策定については、令和7年度に取組を進め、令和7年度末の策定を目指して取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○小林委員

理解いたしました。

私からは以上です。

討 論

○大田委員

議案第29号について、反対の立場で討論に参加いたします。

令和5年10月に、コンサルタント2社からの基本計画の報告を受け取られましたが、いまだに報告が開示されておられません。

今回の新たな予算に当たり、何がよくて何が悪いのか、比較すら私どもはできません。市民の税金を使うに当たり、最小の予算で最大の効果を上げることができるのか、判断する材料を我々は見つけておりません。よって、議案第29号については反対いたします。

○萬谷委員

それでは、議案第29号光駅拠点整備基本計画の変更について、賛成の立場から討論に参加します。

この計画は、芳岡市長が施政方針において、公約の一丁目一番地に位置づけていると述べられた、光駅のバリアフリー化を含む大変重大な計画です。利用者に優しい駅の完成は、光市民だけではなく、光市を訪れる方々も大変心待ちにしています。先ほども申しましたが、足踏みは許されません。鉄道事業者との十分な連携を図りながら、着実な事業進捗をお願いして、賛成討論とします。皆様の御賛同をよろしくお願いいたします。

採 決：賛成多数「可決すべきもの」

⑤議案第1号 令和7年度光市一般会計予算〔所管分〕

説 明：山本都市政策課長 ～別紙

質 疑

○田中委員

予算書204ページの公園緑地管理委託料の中で少し説明があったんですが、公園内の危険木の伐採等について、参考資料のほうには500万円の予算が上がっているんですけど、来年度、どれくらいの量をするのか、全体のどれくらいの危険木の伐採が進むのかを御説明いただけたらと思います。

○山本都市政策課公園緑地担当課長

おはようございます。公園内危険木伐採及び植樹事業の500万円の本数と進捗についてでございます。倒木が懸念される都市公園内の樹木の伐採及び植樹を、令和6年度から計画的に行っており、令和7年度は約75本の伐採を予定しております。令和7年度の伐採を終えた時点では、進捗は約60%となっております。

以上でございます。

○田中委員

今、数字を聞かせていただいて、危険木が6割は対応できるということなんですが、残り4割の部分が危険なまま置いているのは、もっとやってほしいという思いがあるんですが、厳しい予算の中というところはあると思うんですが、そのあたりについて、1回事故が起きてしまうと大きなことになるんですけど、残り4割についてはどういった考えでいらっしゃるのか、教えていただけたらと思います。

○山本都市政策課公園緑地担当課長

残りの4割につきましても、予算の範囲内で、危険木の追加の伐採や職員での伐採等も検討し、伐採を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○田中委員

危険木は積極的に伐採して、安全な公園にさせていただけたらと思いますので、そのことはお願いしておきます。

それと予算書の206ページで、基本設計・修正等委託料ということで、光駅の部分について御説明がありました。これが南北自由通路駅舎の部分と、南口・北口広場というような、少し説明があったんですが、委託するのは見直しをする箇所というか、全体とっていいんですか、どこの範囲なのか教えていただけたらと思います。それと、あとの4,000万円という金額が、どのように算定されたのか、前回の設計の委託料との比較も含めて、教えていただけたらと思います。

○山本都市政策課長

光駅拠点整備事業に係る基本設計、修正等の委託料についてでございます。基本設計、修正等委託料は、変更した基本計画に沿って、過年度に行った南北自由通路と、南口、北口の両駅前広場の基本設計の修正を行う委託料でございます。費用の算定の基準ということでございますが、予算額の算定については、専門のコンサルタントからの見積りを参考に算出しています。

以上でございます。

○田中委員

算定はコンサルのほうが行ったということです。ちなみに前回はそれぞれ幾らだったのか、前回というか、前回と呼んでいいのか、幾らだったのか、金額も教えていただけたらと思います。

○山本都市政策課長

令和3年から令和4年にかけて、基本設計を実施しているわけでございます。光駅南自由通路等基本設計業務委託、これが約5,503万円。光駅前広場等基本設計業務委託が約2,674万円でございます。

以上でございます。

○田中委員

前回よりは半額程度に抑えられているということで理解をさせていただきます。

先ほどこの算定についてコンサルにお願いしたということだったんですけど、今回変更案ということなので、前回出てきた成果物を活用してということに基本的にはなってくると思うんですけど、その辺でこの委託先をどのように選定するのかというところと、前回成果物が結構5,000枚とか6,000枚のものが出てきたというようなお話だったんですけど、そういったものがまた出てくるのかどうか教えていただけたらと思います。

○山本都市政策課長

委託業務の相手先につきましては、現時点では今後の契約等に支障があるので具体的にはお答えできませんが、鉄道事業に密接な設計業務の修正であることや、またプロポーザルを実施した業務の修正といった、それぞれの委託業務の特性を踏まえ、契約方法について今後検討してまいりたいというふうに考えております。

次に設計成果のボリュームと申しますか、どれぐらいになるかということですが、委託内容等も申しますので、具体的にどれぐらいになるかというボリュームというのはなかなかお答えしにくいところですが、先ほど御説明しました内容の成果が上がってくるというふうに考えております。

以上でございます。

#### ○田中委員

前回の成果物があるので、それを有効に活用して、効率的に取り組んでいただけたらと思いますので、お願いいたします。

最後、もう一点、同じページの下側の南口の駐車場・駐輪場の再整備検討委託料ということで、少し一般質問でも触れましたが、これの内容についてももう少し説明をいただけたらと思います。

#### ○山本都市政策課長

南口駐車場・駐輪場再整備検討委託料についてでございます。変更後の基本計画では、駅西側エリアについては、平面駐車場を整備し、出入庫管理の機械化を行うことや、駐輪場を駅の西側に集約することとしております。これに加え、民間活力によるにぎわい創設施設の導入について、民間資金等活用事業調査での民間事業者の意見等を踏まえ、実現可能な方法を検討することとしておるところでございます。本委託料は、部長が一般質問等でもお答えしたと思っておりますが、これまでに実施した調査やトライアル・サウンディングの結果などを踏まえながら、光駅西側の市有地への民間活力による商業機能や住機能などといったにぎわい創出施設の導入について、実現可能な整備方法を検討するとともに、併せて民間事業者による駐車場、駐輪場の整備や管理の可能性についても検討するための委託料でございます。

以上でございます。

#### ○田中委員

今のお話で、2段階あるというふうに受け止めるんですが、導入について検討する委託料、事業者に対してそのことについて委託して考えてもらうのと、あと実際に業者がこういったものができますよということで提案してきて整備する可能性という部分があると思うんですけど、この委託料自体は検討して事業者が決まるというか、選定するところまでが入っている。それとも整備できるかな、どうかなということを検討して絵を描いてもらうところまでのものになっている。その辺りについて、ちょっと線引きを教えてください。

○山本都市政策課長

この委託料の中では、具体的にどここの業者がというのまでは予定はございません。あくまでどういったにぎわいの機能がいいのか、それに対して市の負担がどうなのか、そういった検討も踏まえまして、委託をしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○田中委員

分かりました。いわゆる夢を描くじゃないですけど、そののどういった使い方があるのかというのをこの委託料で描いていただいて、業者がやるかやらないかどうなるのかというのは、次の段階で検討するということの理解でいいですか。

○山本都市政策課長

委託が終わった後の検討については、現時点で具体的には申し上げられないところではございますが、どういったにぎわい機能が実現可能なのか、そういった委託というふうに考えております。

以上でございます。

○田中委員

分かりました。

以上です。

○大田委員

多分そうだろうと思うんですが、予算書の46ページのその他の収入で、雑入で入っているんですが、冠山総合公園関係276万円の収入を入れておられるんですが、これは梅まつりになるんですか。それとも、公園をするときの収入、この収入はどのような収入か教えてほしいんですが。

○山本都市政策課公園緑地担当課長

その他（冠山総合公園関係）の276万円でございますが、その内訳につきましては、冠山総合公園内の指定管理の範囲以外のレストラン棟、休憩棟の光熱水費相当費でございます。

以上でございます。

○大田委員

レストラン棟の家賃と言われたんですが、さっき収入のほうで言われんじやったですかね。

○山本都市政策課公園緑地担当課長

46ページのその他（冠山総合公園関係）は、レストラン棟と休憩棟の光熱水費相当

費でございます。

以上でございます。

○大田委員

そうすると梅まつりとかオートキャンプ場の収入は、あるいは全部指定管理のほうに入るわけですか。

○山本都市政策課公園緑地担当課長

指定管理者制度を導入している冠山総合公園は、利用料金制を導入しておりますので、梅まつりの入場料等は指定管理者に入ります。

以上でございます。

○大田委員

指定管理に全部入る。私の記憶間違いかな。オートキャンプ場は入るようなあれをやったんじやが、梅まつりのほうは指定管理者のほうに入る。今までそうやったですか。

○山本都市政策課公園緑地担当課長

利用料金制を導入してからは指定管理者に入ることになっております。

以上でございます。

○大田委員

それと206ページの南口の今の民間でにぎわいを目指すというのをお聞きしたんですが、その経済的効果というか、にぎわいでちゅうのはどういう試算をされておられるんですか。

○山本都市政策課長

南口駐車場・駐輪場再整備検討委託料の中で、効果、どういうふうに算出しておるのかという御質問でございますが、この辺も含めてにぎわい施設によってどういう効果をもたらされるのか、市の負担はどの程度になるのか、委託の中で検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○大田委員

そうすると、今の聞いていると全然それなどは頭に入れていないで、ただにぎわいを設けようなという計画を設けたと。

○山本都市政策課長

にぎわいについては、これまでも申しておりますようにトライアル・サウンディングを令和5年、6年に、にぎわいや、民間事業者の要望、そういった魅力というのはある

程度は把握しているわけですが、それを超えて、実際どういうふうなにぎわい施設、居住であったり商業施設であったり交流広場であったり、こういうにぎわいについて具体的にどういった効果があるのか、またどういった費用負担が必要となるのか、また民間事業者がどういうふうを考えておるのかというのは、やはり委託の中で検討してまいりたいというふうを考えております。

以上でございます。

○大田委員

私はせっかくああいうにぎわいと言われておられたから、ある程度の資産価値、経済効果が執行部のほうで一生懸命考えられて、それ以上のことを今からまた民間の人に運営を任すにしても、それなりに考えてやっておられるというふうに私はそういうふうに思っておったんですが、今のところは考えていないというような感じでありますから、しっかりと今後は考えていってもらいたいと思っております。

それと202ページの公開型GIS使用料、すみません、もう少し詳しく教えてほしいんですが。

○山本都市政策課長

公開型GISについて少し御説明させていただきます。公開型GISは、様々な電子化した地図情報を重ね合わせ、視覚的に分かりやすい地図をインターネットで提供するものでございます。令和6年度に都市計画に関する用途地域、市道、下水道、公共施設などの地図情報を一体的に、あるいは必要な情報を選択して閲覧できるシステムを導入し、本年4月から本格的に一般に公開しようという取組を進めているものでございます。これに対して、公開型GISのクラウドサービスの利用に係る使用料を、今回242万円計上しております。

以上でございます。

○大田委員

要するに、一般の人がこれを利用することによって見られるよという思いでいいんですか。

○山本都市政策課長

インターネットを通して、市民の方や市民以外の方、広く閲覧ができる、そういうシステムでございます。

以上でございます。

○大田委員

了解しました。その次には、204ページの下水道の繰出金の5億8,900万円というのは何か根拠があって、繰出基準か何かあったんですかね。

○山本都市政策課長

下水道事業に係る繰出金につきましては、国の定める繰出基準について算出しているところでございます。令和7年度下水道事業会計予算では、一般会計において負担することとされている基準をもとに算出しておるところでございます。これに基づいて、本年度の一般会計当初予算では、1年間において必要と見込まれる繰出金5億8,988万5,000円を計上しているところでございます。

以上でございます。

○大田委員

下水道は繰出基準に基づいて、その相当額を出しているという解釈になります。分かりました。

○井垣委員

予算書20ページの真ん中の冠山総合公園使用料なんですけども、これレストランの使用料っておっしゃっていましたが、ちょっと教えていただきたいんですが、これは定額で毎月幾らとか、そういう感じですか。それとも売上げに比例する形で徴収するものですか。

○山本都市政策課公園緑地担当課長

冠山総合公園使用料につきましては、毎月定額でいただいております。

以上でございます。

○井垣委員

計画書の206ページの使用料及び賃借料、南口駐車場・駐輪場再整備検討委託料のところなんですけど、このにぎわい創出施設が可能かどうか検討するってことでした。同僚委員も先ほど言っていましたけど、私はこの民間活力のにぎわい創出を駅でやるっていうことに非常に期待をしまして、なぜかという、駅のそばでやるってことは、光の市外から人が来るんですね。昨年末クリスマスパーティーのイベントを土曜日と日曜日、2日連続であったときに行きましたけども、本当に光の外の人に来るんだと、駅のそばでやるとこういうことが起こるんだっていうことを目の当たりにして、ちょっと感激しましたので、ぜひそこをやっていただきたいと思います。あそこでイベントをやるときに、駐車場のスペースを圧迫することになるんですけども、それはどうでしょう。例えば駐車場2階建てにするとか、そんなことしなくても、大体使えそうな想定ですか。

○山本都市政策課長

駐車場のエリアはやはり限られています。その中でどういった利用が効率的なのか、高度利用というか立体化というのも一つの手法になると思いますので、立体化の手法や立体化したときに、採算性といいますか、費用負担がどの程度発生するのか、またゾーニングやエリアの決め方、そういったものも含めて委託の中で検討してまいりたいとい

うふうに考えております。  
以上でございます。

説 明：山門公共交通政策課長 ～別紙

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

○山本都市政策課長

先ほどの下水道事業会計繰出金に係る私の回答について、誤解があってはなりませんので、補足させていただければと存じます。

一般会計から下水道事業会計への繰出金については、総務省の繰出基準外のものを一部含んでおります。一例を挙げますと、環境市民部所管のし尿等受入れ施設の整備について、下水道課に依頼して工事管理を行っておりますことから、これに係る人件費相当分費用等について、繰出基準に加えているところでございます。

以上でございます。

○大田委員

そうすると繰出基準ってお幾らぐらいですか。

○山本都市政策課長

繰出基準でございますが、5億8,688万5,000円程度でございます。

○大田委員

300万円程度が、汚水から下水に流される人件費の繰り出しをするという感じで受け取れるんですが、それでよろしいですか。

○山本都市政策課長

し尿等受入れ施設の整備について、下水道課に依頼して工事管理等を行っております。これに係る人件費相当分費用等が繰出基準外のものでございます。

○大田委員

それが300万円程度、今の言われたのになっているんですが、下水道課の人が300万円程度で人件費を受け取るよという受け止め方でよろしいんですかとお聞きしているだけです。

○山本都市政策課長

300万円程度でございます。

質 疑

○清水委員

予算書の208ページ、概要の14ページをお願いします。

高齢者バス、タクシー等運賃、助成事業なんですけど、12月議会でも私、一般質問で確認させていただいて、そのときの課題の一つとして、利用率が7割程度、70%ぐらいということでありました。令和7年度もこちら実施ということで非常にいいなと思っているんですけど、利用率を上げるための取組というのはどういった取組をされているのでしょうか。

○山門公共交通政策課長

本事業につきましては、大変御好評いただいている事業ではございますが、これまで利用者から枚数や使用期間、申請方法など、様々な御意見や御要望をお伺いしてきたところです。令和7年度は委員お尋ねの利用率のさらなる向上を図るため、助成券の使用期間を年度当初の4月15日から年度末の3月31日までの約1年間へ拡大するとともに、新たに牛島丸を助成対象に加える改善を図ってまいりました。

以上でございます。

○清水委員

分かりました。ありがとうございます。今聞いたところで、期間1年間に伸ばしたというのと、うしま丸でも使えるようにして、やはりこの意見を集約していく中で、牛島に住んでいる方が、牛島から光市のほうに、本島のほうに来て、買物とか病院に行ったりするときにも使いたいという意見が、市民の方から上がってきて、今回それを入れたということなんでしょうか。

○山門公共交通政策課長

再度のお尋ねにお答えいたします。

様々な市民の方からのご意見の中で、牛島に住んでいる方からは、うしま丸で、今片道500円でございますが、使用できるようにしてほしいというご要望がございましたことから、助成対象に加えることといたしました。

以上でございます。

○清水委員

分かりました。いろんな意見があると思いますが、この事業って本当に現実的な、目の前のところすごくいい、僕は施策だと思っています。ただ、今、国からの交付金を当てているところなので、これがいつなくなるかも分からないということで、なくなっても続けられるように、ちょっといろいろ検討いただきたいというのと、本当にドライバー不足が深刻な状況で、そもそもバスもタクシーもドライバーがいなくなると、この事業すらも破綻してしまうところがあるので、こういった事業で、まず民間のバス、タクシー業者さんが利益を上げて、ドライバーの確保だったり処遇改善等を行っていただけるような仕組みがいいと思うので、こちらのまたさらなる充実と、あとは意見をど

んどん吸い上げていただいて、例えば、今後のことですが、交通空白地の概念がありますので、それはバス停から遠いということで、どうしてもタクシーの利用がほとんどでしょうから、交通空白地の方はプラスアルファ何かあるとか、そういったところもいろいろ課題はあると思うんですが、拡充していただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

#### ○田中委員

予算書の208ページの民間バス確保維持事業で、概要は14ページになります。市内バス路線の確保維持ということで取り組んでこられました。概要の14ページには、国庫支出金等の記載もあるんですが、結局、今の体制になる前の市の負担金額がどれぐらいだったのかということと、今の体制になった現状での市の負担金の比較について教えていただけたらと思います。

#### ○山門公共交通政策課長

令和7年度の民間バス確保維持事業の一般財源についてお答えいたします。

現公共交通体系と旧公共交通体系の新旧が予算化されている令和6年度、それから旧公共交通体系が予算化されている令和5年度、この2つの年度と比較してお答えしたいと思います。なお、令和5年度との比較につきましては、令和7年度の財源から国の臨時交付金である物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を除いて比較したいと思います。

初めに、対令和6年度との比較でございますが、一般財源では1,946万5,000円の減額、次に臨時交付金である物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を除いた対令和5年度との比較では、97万円の一般財源の減額となっております、いずれの年度と比較いたしましても、新たな公共交通体系による一般財源は減少している状況でございます。

以上でございます。

#### ○田中委員

分かりました。いずれにしても減っているということを確認させていただきました。

民間バスの確保維持については、かなり苦勞されて、今の体制で運営していただいている部分があります。状況としては、タウンセンターの部分がなくなった部分はあるんですが、私もこれで不便を感じているという声は、私のほうには届いていなくて、不満の声がない中で改善しながら維持しながら、そして一般財政からの持ち出しも減っているんだということで、私はすごい努力されたんだということが伝わってきました。あと、高齢者バス・タクシー運賃助成事業等で乗って支えていくということがこれからも大事だと思いますので、引き続き先ほど先行委員も言いましたけど、高齢者バス・タクシーの運賃助成事業等もしっかり声を聞いて拡充しながら、乗って支える文化を光市でつくっていただけたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○小林委員

それでは何点か質問させていただきます。

1つ目の質問としましては、光市の当初予算案の概要の28ページ、予算書であれば206ページなんですが、路線バス・タクシー運転手就労促進臨時給付金について質問させていただきますが、令和7年度が令和6年度と同額で200万円計上されていますが、これ、昨年度の実績を踏まえて予算の算出の根拠と、今年度新たに取り組むことがあればお示しをください。

○山門公共交通政策課長

路線バス・タクシー運転手就労促進臨時給付金は、市内に路線や事務所を有するバスまたはタクシー事業者に、新たに就労した市内在住の運転手に対し30万円を給付し、さらに就労を機会に市内に転入した人に10万円を加算するもので、令和6年度は1名の方に交付金を給付いたしました。令和7年度につきましては、加算の要件を市外からの転入者という部分を県外からの転入者に変更いたしました。令和6年度同様に5名分の予算を確保しております。また、令和6年度に1回開催いたしましたハローワークとの共催による運転手会社説明会を、令和7年度は2回に増やし運転手の確保に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○小林委員

今、予算算出の根拠という部分と新たに取り組むこと、これハローワークとやって一緒に提携をして、会社の説明会を今まで1回だったところ2回にやるなど、そういう取組を通じてしっかりとこのことをやっていくということを理解いたしました。

やっぱりこのバス、タクシーの運転手不足というのは社会的にも問題になっていて、持続的かつ安定的にこの本市の公共交通を運営していくためには、このバスとかいわゆるタクシーの運転手確保も避けて通ることはできないというふうに考えています。こうした状況を踏まえて、この事業を広く市民に周知啓発することも必要と考えますが、見解のほうをお示しをください。

○山門公共交通政策課長

バス・タクシー運転手の確保は公共交通における喫緊の課題であります。そうしたことから、市のホームページや広報を初め、本庁1階窓口番号案内システムへの情報掲載、さらには自動車学校やハローワーク、イベント等を通じた広報など、広く市内外に周知啓発を図りたいと考えております。

以上でございます。

○小林委員

理解いたしました。やはり、この事業というのは非常に私も大事な事業の一つとして

考えていて、その中でこれをしっかりと市民のほうに伝えていくことも大事なんですけど、先ほども少しお話もありましたが、やっぱり対象要件のところを少し、実際の実績と踏まえて、どういうふうに関後やていくかというところも併せて検討のほうをお願いをしております。

2つ目の質問では、この予算書の206ページで、牛島海運有限会社の補助金について少しお聞きをします。

令和7年度が2,710万円計上されていまして、令和6年度と比較をすると、688万7,000円減額をされていますが、まずこの理由についてお示しをください。

#### ○山門公共交通政策課長

令和7年度の牛島海運有限会社補助金は、牛島海運の令和5年10月から令和6年9月の期間に対する欠損額から、令和6年度国庫補助内示額を差し引いた金額により算出しております。

令和7年度の補助金の減額の理由につきましては、その間における予備船の運行回数の減少に伴う賃借料の減少等により、欠損額が減少したためでございます。

以上でございます。

#### ○小林委員

理由について明確になりました。

もう一つ、深掘りをさせていただきますと、運行事業を持続的に安定的に運営していくというところを考えていくと、やっぱり大事なのは安全性というところをしっかりと担保していくことが前提なんですけど、入ってくる歳入を増やすこととか、歳出を抑制していく、こういうことが必要というふうに関えますが、見解のほうをお示しをください。

#### ○山門公共交通政策課長

歳入につきましては、令和6年10月からの運賃改定を初め、不定期航路事業の推進やSNSを活用した釣り等の情報発信により、歳入の確保に努めます。また歳出につきましては、船の総トン数を41トンから19トンへダウンサイジングし、船員を4名から3名へ減員することなどにより、歳出の抑制を図りました。

今後とも本航路は島民の皆さんにとって欠かすことのできない生活交通であるため、船舶の安全で安定的な運行はもとより、運行コストの削減や収益性の向上による経営の安定化に努め、持続可能な航路の維持、確保を図ってまいります。

以上でございます。

#### ○小林委員

今、歳入を増やすこと、そして歳出を抑制していくこと、それぞれの施策について理解をいたしました。

では、最後にもう一つだけ質問させていただきます。予算書の208ページの民間バス確保維持事業についてなんです。これが、令和6年4月から新たな公共交通体制がスタート

して、当初はバスの利用者の積み残しが発生していましたが、すごくすばらしい取組だったと思うのは、バスの増便とかキャパの拡大等に取り組んだ結果、おおむね積み残しはなくなってきたというふうに認識をしています。ただ、その一方で、ぐるりんバス、そして広域生活交通においては、頻度は少ないのですけれど、月に1回程度積み残しが発生している、こういうような私は認識をしております、最近のバス利用者の積み残しの状況という部分と、その対策について併せて見解の方をお示しをください。

○山門公共交通政策課長

初めに積み残しの状況についてお答えいたします。

12月から2月までのぐるりんバスにつきましては、平均して月に1回、一部のバス停の限られた時間帯に限って、バス需要の一部をカバーできない事態が生じております。なお、広域生活交通につきましては、その間は発生しておりません。

次に、その対策についてですが、これまで、周南近鉄タクシーと協議を重ねてきた結果、令和7年度からは、あらかじめこうした事態の発生に備えて、14人乗りの予備車を活用したりとか、利用者には少し待っていただく必要がございますが、市営バスと同様に、タクシー車両による追走便の運行により対応したいと考えております。

以上でございます。

○小林委員

実際に、最近のバスの利用者の積み残しの状況というところはよく理解できて、その対策についても、14人乗りの予備車の活用、あるいはタクシーによる運行、連携というところを理解いたしました。ありがとうございます。

私からは以上です。

討 論

○大田委員

議案第1号令和7年度光市一般会計予算について反対の立場で討論に参加します。

議案第1号のうち、都市政策部関係分については、先ほど私が議案第29案光駅拠点整備基本計画の変更について成立を前提とした予算組となっていることから、本議案についても反対をいたします。

以上です。

採 決：賛成多数「可決すべきもの」

⑥議案第7号 令和7年度光市下水道事業会計予算

説 明：弥益下水道課下水道技術担当課長 ～別紙

○田中委員

まず最初にちょっと確認させていただきたいの、説明に入られたときに、下水道事業の収益で営業収益の説明のときに、対前年度でマイナス500万円だと思って5,000万円と聞こえたのですが、ちょっとそれ確認させてください。

○弥益下水道課下水道技術担当課長

失礼いたしました。5,000万円を訂正して正しくは500万円です。

○田中委員

承知しました。すみません。あと予算書の14ページの委託料800万円のところで、ウォーターPPPということで、国の流れであるんだというような説明を今あったんですけど、ちょっとこれについて詳しく少し説明をいただけたらと思います。

○弥益下水道課下水道技術担当課長

昨年度、内閣府に設置された民間資金等活用事業推進会議にて、このウォーターPPPに取り組む旨の方針が決定されたということです。ウォーターPPPとは、ウォーター・パブリック・プライベート・パートナーシップの頭文字です。このウォーターとは上水道、工業用水道、下水道を指します。800万円の内訳は、調査業務委託料で100万円、残りの700万円をウォーターPPPの基礎調査の調査業務に充てております。委員おっしゃられるウォーターPPPとはということなんですが、上水道や下水道、工業用水道など水分野の公共施設を対象として新しく官民連携で、民間業者が長期的に公共施設を管理することができる、管理・更新一体マネジメント方式ということへの取り組み、その先にコンセッション方式で取り組むということを目指すということが国から言われております。まずもって、管理・更新一体マネジメント方式が光市にとって可能なものかどうかというところに踏み切る前の段階としてこの基礎調査を行っていきたいと思います。この基礎調査、肝となるところの部分は、維持管理を市発注の業務を受注している、地元業者、地元関係業者などとの対話です。

以上です。

○田中委員

民間活力、民間とも連携してということのお話だと思います。上水道も含めていろいろお話が、民間にというような流れもあったので、国のほうが示している中で基礎調査を行うんだということで、詳細は私も勉強してみないとわからないので、また改めて勉強させていただけたらと思うんですが、その基礎調査を行う委託料ということで理解をさせていただきます。

民間の活用する部分で、いろいろ経営状況等の分析等も、私は必要になってくるんじゃないかなと思います。光市の下水道を振り返ったときに、いわゆる平成29年度に料金体制の見直しをやって、年数もたっておりますし、公会計に切り替わってから数年たっております。ウォーターPPPのタイミングで、もう一度、私は下水道料金の検証というものは必要ではないかと思っておりますので、ぜひ下水道料金の検証も行っていただ

けたらと思いますので、そのことをお伝えしておきます。  
以上です。

○大田委員

参考資料の最後から2番目、11ページのデザインマンホール蓋の制作、枚数が7枚と書いてあるのですが、これは今現在デザインマンホールが入れてあるところを差し替えるということで7枚とされているのでしょうか。

○弥益下水道課下水道技術担当課長

合併以前の旧市町で制作設置されたデザインマンホールを、差し替えるということでの数ではありません。この7か所の設置場所に関してはよくよく詰めていかないといけないのですが、通常車が通るところは当然避けるべきだし、あと、歩道や公園など、そういったところの車両通行がない場所で、設置検討していきたいと思っています。この7枚に関しては、市内に通う高校生を対象に公募を考えていますが、それ以外の市民も含むかどうかは、ここでの明確なお答えは控えさせていただきます。公募を募って選定をして決定された1種類を7か所設置して、関係人口、交流人口を含めた活性化を図りたいと思っております。

以上です。

○大田委員

ちょっと今の説明でよく分からなかったのですが、高校生の意見を聞いて入れ替える。

○弥益下水道課下水道技術担当課長

公募です。

以上です。

○大田委員

公募でやり替えると。今これは2通りのデザインマンホールがあるんですが、その2通りをやると。

○弥益下水道課下水道技術担当課長

既存デザインマンホールは、資料にございます2パターン、実際には騎兵隊のマンホールもございますので、パターンは3つございます。それを差し替えるものではございません。今あるデザインマンホールは残していく。ただ、老朽化などで、交換しなければいけないときには、その蓋は差し替えます。今あるデザインマンホール蓋を、公募で決定したデザインマンホール蓋に差し替えるというものではございません。

以上です。

○大田委員

これは車道適用もできるんですか。

○弥益下水道課下水道技術担当課長  
車道には設けません。  
以上です。

○大田委員  
となると歩道もなかなか入れにくいと。公園の敷地内とかいうふうなところぐらしか入れにくいんですが、街中でもこういうようなデザインマンホールをやっているところは多々あるんですが、そういうような考えは、光市としては今現在のところ持っていないという思いでよろしいでしょうか。

○弥益下水道課下水道技術担当課長  
車両通行がない場所に設置します。歩道上もしくは公園内、そういった危険のないところで見えていただくということで、御理解いただけたらと思います。  
以上です。

○大田委員  
先ほどはこれプラス、旗兵隊のマークがありますというふうに言っておられたんですけど、その3種類を入れ替えるという思いでよろしいですか。

○弥益下水道課下水道技術担当課長  
3種類を入れ替えるわけではございません。今あるデザインマンホール蓋が使用可能な状態であればそのまま残していきますし、腐食、劣化等が確認された場合には、デザインマンホール蓋から通常のマンホール蓋に取り替えを行うということでございます。  
以上です。

○大田委員  
大和地区にはデザインマンホールが車道でもあるんですが、それは今新しくやるのはデザインマンホールは除けて、違う普通のマンホールをやるという考えになるんですかね。

○弥益下水道課下水道技術担当課長  
今あるものは残します。  
以上です。

○大田委員  
それが耐用年数が来た場合は。

○弥益下水道課下水道技術担当課長

耐用年数とマンホール蓋の劣化、腐食状態を見て替えるべきタイミングで替えるものと考えます。また、そういう調査、判断をして替えていております。  
以上です。

○大田委員

それで、そのデザインマンホールにするかしないかをお聞きしておるだけです。

○弥益下水道課下水道技術担当課長

今時点、車道上のデザインマンホール蓋が不具合を来してあるのであれば、そのデザインマンホール蓋は撤去して、デザインが施していない次世代型のマンホール蓋を設置するもので、このたびの事業では既存のデザインマンホール蓋全てを差し替えるということでは、ございません。  
以上です。

○大田委員

そうなんだ。車道においては、このマンホール蓋は使用できないよとなったら、通常のマンホール蓋に変えると。でもデザインマンホールでも対応できているんだから、デザインマンホールそのまましたらいいと思うんですが、そのところはよろしくお願ひします。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

## (2) 報告事項

### ①光市立地適正化計画（改定案）

説 明：山本都市政策課長 ～別紙

質 疑

○田中委員

すみません。1点だけ確認をさせていただけたらと思います。

一般質問でも触れていたんですが、59ページから都市機能誘導区域について触れられている中で、66ページに光駅周辺から島田市の誘導施設、71ページに市役所周辺の誘導施設の表記がございます。

73ページに誘導施設のまとめが表記されているわけなんですけど、その中で市役所周辺の誘導施設で、米印がついているものについて、ページ下部に行政サービス等を提供する施設であり、法定の誘導施設には位置づけない、届出対象外と表記がありますが、ど

ういったことなのか説明をいただけたらと思います。

○山本都市政策課長

73ページ一番下の行の米印についてでございます。米印の注釈で記載しておりますとおり、行政サービス等を提供する施設については、届出の対象となる法定の誘導施設ではございませんが、本市の立地適正化計画においては、行政、文化、教育の拠点である市役所周辺の誘導施設として、当該都市機能誘導区域内に立地を誘導することとしているということでございます。つまり、届出対象とはしてはおりませんが、誘導施設として設定しているということでございます。

○田中委員

法定のものではないけど、光市としてはここに位置づけているんだということの説明だと思いますが、その法定で位置づけられていないもので考えると、わざわざ表記しているわけということだと思うんですけど、都市機能誘導区域という視点で考えると、今、市役所周辺のほうの誘導施設にだけ表記があるんですけど、光駅周辺、島田市も都市機能誘導区域なので、こちらにも表記していてもいいのではないかと単純に思ってしまうんですけど、あえてこれが市役所周辺だけのほうに表記してある意図というのは、考え方としてはどう理解していいのか教えていただけたらと思います。

○山本都市政策課長

66ページお願いします。

ここでいいますと、例えば行政施設でございますが、行政施設としては誘導施設というものは、横印で示しているように位置づけておりません。こういったことから、ここには米印での記載はあえてしておりません。

以上でございます。

○田中委員

記載していないから米印の表記はないんだという、その視点でお尋ねしているのではなくて、位置づけるのに、都市機能誘導区域という広い視点で考えれば、この光駅周辺から島田市の誘導施設の行政施設のところに、同じように行政サービス等を提供する施設も誘導施設として、表記があってもいいのではないかと思うんですけど、あえてこちらにはなくて、市役所周辺のほうにだけ表記されているという部分の考え方についてお聞かせいただけたらと思います。

○山本都市政策課長

計画書の68ページをお開き願えますか。

上の表の下、真ん中ほどに都市づくりの方向性、ターゲットということでお示しておりますように、市役所周辺については、行政・文教機能を初め、多様な都市機能が連携した都市づくりというふうに計画で位置づけております。こういう考え方によるもの

でございます。

○田中委員

分かりました。光市としてそういう考え方の中で、市役所周辺のほうに誘導施設として位置づけたという理解をさせていただきます。

以上です。

○清水委員

59ページからの都市機能の誘導の考え方のところなんですが、市民の方からちょっと意見として聞くのが、この都市機能誘導区域外に住んでいる人たちが、また土地の価値が下がっていくんじゃないかとか、取り残された感があるなど、そういった声を聞くんですが、この都市機能誘導区域外に住んでいる方、そういったところに対しての考え方、それとどうなるかというところをちょっと教えていただきたいです。

○山本都市政策課長

居住促進区域に指定されていない区域は将来は取り残されるとか、そういったイメージをお持ちだということでございます。こういった間違ったイメージを持たれることがあるわけですが、本計画は居住や都市機能を誘導する区域を定める計画でございまして、居住等を規制するものではなく、あくまでも誘導的な手法で長い年月をかけて都市の集約を図るものでございます。今後避けられない少子高齢化や人口減少が進む中、何ら施策を講じなければ、市全体の人口密度が低下し、これまで市内で受けられていた様々な生活サービスが低下し、より遠くの市外のエリアのサービスを利用せざるを得ないなど不便な状況となり、さらに人口の減少が進むといった悪循環により市全体が衰退していくこととなることは懸念されているところでございます。このようなことを避けるため、本計画に示すように、長期の視点に立ち、居住促進区域内に一定の人口密度を維持し、都市機能誘導区域に誘導施設を誘導することで、たとえ区域外であっても、公共交通により近くの市内の生活サービスを受けることが可能となるなど、居住促進区域のみならず、市域全体の発展につながると考えております。このように、立地適正化計画を進めることにより、多角連携によりコンパクトな都市を実現していくことは、居住促進区域外へお住まいの方々に対しても生活の利便性の維持につながるものだと考えておるところでございます。

以上でございます。

○清水委員

分かりました。居住促進区域内に住んでいる人だけじゃなくて、そのほかに住んでいる方も、今のまま何もしなければもっともっと状況が悪くなるよと。これをやることで、市外にサービスを受けるよりも近くで受けられることになって、今よりも便利になっていくと。そういったコンパクトシティを目指しているんだという回答だったと思います。ということで、僕は賛成なので、これはぜひ、そういった居住促進区域外の方たちの

思いとか意見も吸い上げながら進めていっていただけたらなと思っておりますので、よろしく申し上げます。

以上です。